

4 議案の要旨・附帯決議

内閣提出法律案

所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第1号）

（衆議院 7.3.4修正議決 参議院 3.12財政金融委員会付託 3.31本会議可決）

【要旨】

本法律案は、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策、地域経済の好循環の実現、国際環境の変化への対応等の観点から、国税に関し、所要の改正を一体として行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

所得税の基礎控除について、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額を10万円引き上げ、58万円とするとともに、給与所得控除の最低保障額について、10万円引き上げ、65万円とする。あわせて、大学生年代の子等に係る新たな控除（特定親族特別控除）を創設する。

二、地域経済を支える中小企業の取組の後押し

売上高100億円超を目指す中小企業を対象に、中小企業経営強化税制を拡充する。また、中小企業者等の法人税の軽減税率の特例について、一定の見直しを行った上で、適用期限を2年延長する。

三、国際環境の変化等への対応

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置として、防衛特別法人税（法人税額から500万円を控除した額を課税標準とする税率4%の新たな付加税）の創設及びたばこ税の見直し（加熱式たばこの課税方式の適正化及び国のたばこ税率の引上げ）を行う。また、外国人旅行者向け免税制度（輸出品販売場制度）をリファンド方式に見直す。

四、その他

適用期限の到来する租税特別措置の延長、既存の租税特別措置の整理合理化等、所要の措置を講ずる。

五、施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、令和7年4月1日から施行する。

なお、衆議院において、所得税の基礎控除等の特例を創設するほか、所得税の抜本的な改革に係る措置及び所得税の基礎控除の特例の実施に要する財源の確保に係る措置の規定を附則に設ける修正が行われた。

また、本法律施行に伴う令和7年度の租税減収見込額は、約1兆3,010億円である。なお、令和8年4月から順次施行される防衛力強化に係る財源確保のための税制措置による租税増収見込額は、平年度約9,860億円である。

【附帯決議】（7.3.31財政金融委員会議決）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 物価の高騰に賃金が追いつかない状況下、所得格差と資産格差も拡大しており、最低限の生活保障、税負担の公平性確保や再分配機能を強化する観点から所得税の人的控除等や課税の在り方について検討を行い、その結果をもって必要な改革を実行するよう努めること。
- 二 「貯蓄から投資へ」の推進が資本逃避による円安を招くことがないように、民間企業の賃上げや設備投資等を費用対効果にも十分配慮しながら引き続き支援し、国内企業の生産性を向上することによって企業価値を高め、投資資金が国内企業へ十分に供給されるよう努めること。
- 三 揮発油税及び地方揮発油税の「当分の間税率」は廃止に向けた検討を速やかに行うとともに、その廃止に当たっては、流通への影響や関係事業者の事務負担等に配慮するとともに、国及び地方公共団体の財政に悪影響を及ぼすことがないように、安定的な財源を確保するなど必要な措置を講ずるものとする。

- 四 輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税に関する制度については、いわゆるリファンド方式への変更の効果を見極めるとともに、免税とすることの妥当性について検討を行い、その結果に基づきその縮減その他の必要な措置を講ずるよう努めること。
- 五 適格請求書等保存方式（インボイス制度）が実施されたことにより、事業者間取引において不当な扱いが生じているといった意見があることを踏まえ、中小・小規模事業者に対する不当な扱いを防止するための取引環境の整備への取組を強化すること。
- 六 金融所得課税について、一定以上の高額所得を有する者の実効税率が低位である問題を解決するため、中低所得者層の金融資産形成に配慮しつつ、課税方法の変更も含めた金融所得課税の在り方について検討を進め、その結果に基づき必要な措置を講ずるよう努めること。
- 七 物価上昇局面における税負担調整の一環として、食事の現物支給の場合の非課税限度額引上げに向けた検討を行い、その実現に努めること。
- 八 災害による担税力の喪失を勘案し、被災者の負担軽減及び実額控除の機会を拡大する観点から、個人の有する住宅、家財等につき災害により損失が生じた場合における控除の在り方について、当該損失を当該個人の所得から人的控除の後に控除することができる、独立した所得控除の制度の創設等の対応を含め必要な検討を行い、その実現に努めること。
- 九 奨学金の返済その他の教育に関する経済的負担を軽減するための税制上の施策について検討を行い、その実現に努めること。
- 十 各種の企業関係租税特別措置については、企業等の行動変容を促すインセンティブ措置として機能しているか否か等の観点から、政策効果や必要性をよく見極めた上で、一部の企業等に対する過度の優遇にならないよう、各措置の適用実態のより一層の透明化に向け必要な措置を講ずるよう努めること。
- 十一 給与等の支給額が増加した場合の所得税額及び法人税額の特別控除に関する制度については、その効果の検証を継続的に行い、その結果や賃金を巡る状況を踏まえ、同制度の廃止を含む見直しについて検討を進め、必要な措置を講ずるよう努めること。
- 十二 相続税及び贈与税について、資産に係る格差が拡大し、固定化している現状に鑑み、再分配機能の適切な確保の観点から、税率構造、非課税措置等の見直しについて検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるよう努めること。
- 十三 税務行政において納税者の権利利益の保護を図り、税務行政に対する国民の信頼醸成や適正を確保するため、納税者権利憲章の策定を含め納税環境整備について検討を行い、その実現に努めること。
- 十四 政治資金を巡る問題を踏まえ、税制は国民の理解と信頼の上に成り立っているとの認識の下、国民からの税に対する信頼を損なわないよう、課税上問題があると認められる場合には適時・適切に税務調査を行うなど、適正、公平な課税の実現に努めること。
- 十五 高水準で推移する申告件数及び滞納税額、経済取引のデジタル化・グローバル化に伴う調査・徴収事務等の複雑・困難化、新たな経済活動の拡大、インボイス制度の実施への対応、大阪・関西万博開催に伴うインバウンド観光客増大などに対応しての消費税の不正還付事案への厳正な対応など、社会情勢の変化による事務量が增大していることに鑑み、適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を図り、国の財政基盤である税の歳入を確保するため、国税職員の定員確保、職務の困難性・特殊性を適正に評価した給与水準の確保など処遇の改善、機構の充実及び職場環境の整備に特段の努力を払い、従来にも増した税務執行体制の強化に努めること。
- 右決議する。

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（閣法第2号）

（衆議院 7.3.4可決 参議院 3.14総務委員会付託 3.31本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、個人住民税の改正

物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応のため、特定親族特別控除の創設等を行う。

二、軽自動車税の改正

新たな排ガス規制の適用開始等に伴い、新たに追加された二輪車の車両区分を踏まえ、当該二輪車に係る軽自動車税の種別割の標準税率を定める。

三、税務手続の電子化に関する改正

一定の納税者等に対する通知により通知した事項について、地方税関係手続用電子情報処理組織により地方税共同機構を経由して提供することを可能とする。

四、その他

- 1 税負担軽減措置等の整理合理化等を行う。
- 2 この法律は、一部を除き、令和7年4月1日から施行する。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第3号）

（衆議院 7.3.4修正議決 参議院 3.14総務委員会付託 3.31本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正

- 1 令和7年度分の通常収支に係る地方交付税の総額については、地方交付税法第6条第2項の額に、法定加算額及び地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等による加算額を加え、交付税特別会計借入金償還額、同特別会計における借入金利子支払額等を控除した額18兆9,574億円とする。

また、交付税特別会計借入金について、令和7年度の償還額を増額し、令和34年度までに償還することとする。

- 2 地方交付税の基準財政需要額の算定方法については、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため、令和7年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正する。
- 3 令和7年度分の東日本大震災に係る震災復興特別交付税については、新たに684億円を確保することとし、総額871億円とする。

二、地方財政法の一部改正

- 1 令和7年度から令和11年度までの間に限り、情報システム又は情報通信機器の整備に要する経費に充てるため、地方債を起すことができることとする。
- 2 河川等におけるしゅんせつ等に要する経費に充てるための地方債の特例の期限を5年間延長する。
- 3 公営競技を施行する地方公共団体の地方公共団体金融機構に対する納付金の納付制度を5年間延長する。

三、施行期日

この法律は、令和7年4月1日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、いわゆる「103万円の壁」の更なる引上げに伴う地方交付税の減少に対し、令和7年度の地方交付税の総額を確保するため、同年度における交付税特別会計借入金の償還の一部を取りやめることにより対応することとし、令和34年度（政府原案では令和33年度）までに同借入金を償還することを内容とする修正が行われた。

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案（閣法第4号）

（衆議院 7.4.8修正議決 参議院 4.18内閣委員会付託 5.16本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、特別社会基盤事業者が特定重要電子計算機を導入したときの届出の義務を規定するとともに、

特別社会基盤事業者が特定重要電子計算機に係る特定侵害事象等の発生を認知したときの報告の義務を規定する。

- 二、内閣総理大臣は、特別社会基盤事業者その他の事業電気通信役務の利用者との間で、当該利用者を通信の当事者とする通信情報のうち外内通信情報に該当するものを用いて必要な分析を行うこと等を内容とする協定を締結し、通信情報の提供を受けることができる。
- 三、内閣総理大臣は、国外通信特定不正行為に関係する外外通信、外内通信又は内外通信が電気通信事業者により媒介される国外関係通信に含まれると疑うに足りる場合において一定の要件を満たしたときは、サイバー通信情報監理委員会の承認を受けて、当該国外関係通信の通信情報の一部が複製され、内閣総理大臣の設置する設備に送信されるようにするための措置を講ずることができる。
- 四、内閣総理大臣において取得した通信情報の中から一定の要件を満たす機械的情報のみを選別する措置を講ずる等、取得した通信情報の取扱いについての所要の規定を設ける。
- 五、内閣総理大臣は、選別された通信情報等の整理及び分析を行うものとし、整理又は分析した情報について、国の行政機関、特別社会基盤事業者、電子計算機等供給者等に提供する等の規定を設ける。
- 六、内閣総理大臣は、内閣総理大臣及び関係行政機関の長により構成される重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止のための情報共有及び対策に関する協議会を組織するとともに、当該協議会に、重要電子計算機を使用する者等をその同意を得て構成員として加えることができる。
- 七、サイバー通信情報監理委員会を設置し、その任務として、国等の重要な電子計算機等に対する不正な行為による被害の防止のための措置の適正な実施を確保するための審査及び検査を行うことを定める。
- 八、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、通信の秘密の尊重、国会に対する報告事項の具体化並びに二、三及び四の規定の施行後3年を目途とした検討規定の創設を内容とする修正が行われた。

【附帯決議】（7.5.15内閣委員会議決）

政府は、両法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 通信の秘密及びプライバシーの保護を十分に尊重することと通信情報の利用及びアクセス・無害化措置の円滑な実施とのバランスをとり、効果的に制度を運用すること。あわせて、平素から政府により通信情報が監視され得るのではないかと国民の懸念を払拭できるよう、積極的な広報活動等により制度に対する国民の理解醸成を図ること。
- 二 両法の内容について、関係事業者に対する説明及び意見交換を継続的かつ徹底して行い、懸念事項や運用における配慮事項等を十分に反映して今後の制度設計を行うこと。特に、政省令や基本方針等の策定に当たっては、基幹インフラ事業者等や産業界はもとより、有識者や労働界等の関係者の意見を幅広く丁寧に聴取し、最大限反映させること。
- 三 インシデント報告等において経済安全保障推進法、個人情報保護法等の関係法令への対応との重複を回避するとともに、被害を受けた事業者等の負担軽減と政府の対応の迅速化を図るため、報告先の一元化や報告様式の統一化、速報の簡素化、報告基準・内容の明確化を進めること。
- 四 基幹インフラ事業者等が顧客情報を漏えいした等いわれのない誹謗中傷を受けることがないよう、情報の安全管理措置を始めとした運用に万全を期すこと。また、通信情報を提供する電気通信事業者の訴訟リスクの軽減や実際に事務を取り扱う労働者の権利保護の重要性に十分配慮すること。
- 五 当事者協定の締結が事実上の強制とならないよう留意するとともに、協定を締結しない場合に不利益を与えない旨を基本方針等に明記すること。
- 六 内閣総理大臣が取得した情報等については、安全管理措置等に万全を期すとともに、情報提供の際には、被害を受けた事業者等の権利利益の保護に十分に配慮すること。特に、当事者協定に

基づく選別後通信情報の利用及び提供については、犯罪捜査目的ではなく、サイバーセキュリティ対策に係る場合に限定すること。

- 七 サイバー攻撃による被害を防止するため、内閣総理大臣が整理・分析を行った情報については、基幹インフラ事業者等に対し、積極的に提供すること。また、情報の整理・分析や脆弱性への対応に当たっては、関係諸外国等とも十分に連携し、その対応に万全を期すこと。
- 八 協議会の構成員の在り方、提供する情報の内容や取扱い等の運用については、基幹インフラ事業者等のみならず中小企業や地方公共団体を含む関係者の意見を幅広く聴取し、各主体が協議会への参加の意義を実感できる仕組みとなるよう制度設計を進めること。
- 九 協議会を活用した官民の情報共有においては、重要経済安保情報保護活用法に基づくセキュリティ・クリアランス制度の活用も図りながら、機微情報も含め迅速に提供し、サイバー対処能力を効果的に向上させること。また、それにより安定的な経済活動や我が国の技術的優位性を確保し、産業競争力の強化につなげていくこと。
- 十 政府の体制整備に当たっては、両法の実効性のある運用に必要な人員及び組織体制を確保・構築するとともに、通信情報の取得、自動選別等に必要となる設備等の整備のために十分な予算を確保すること。あわせて、政府に協力を行う電気通信事業者に生じ得る通信ネットワーク運営に関する負担について、先進諸外国の例も参考にしながら、その回避策について責任を持って検討すること。
- 十一 今般の新制度には多くの行政機関が関与することに鑑み、省庁間連携に万全を期すこと。特に、インテリジェンス機能については、内閣官房の新組織は関係機関と緊密に連携し、サイバー安全保障分野における情報やその他の外部情報等を効果的に収集、分析する体制を構築し、その強化を図ること。
- 十二 アクセス・無害化措置において、内閣官房の新組織は警察及び防衛省・自衛隊と緊密に連携し、事案の状況変化に対応して円滑かつ適正に行われるよう、各措置の内容について十分に把握した上で総合調整機能を果たすこと。また、緊密な連携を確保するための共同訓練等により、運用に万全を期すこと。
- 十三 通信防護措置の発令を迅速に行う重要性を踏まえ、状況の判断に資する各種情報の収集・分析体制を十分に構築すること。
- 十四 警察におけるアクセス・無害化措置が適正に行われることを担保するため、公安委員会は警察からの報告を適時に受けて厳格な監督を行うとともに、警察は関係する記録を保存し、事後的な検証に努めること。
- 十五 アクセス・無害化措置の実施に当たる警察や自衛隊については、サイバー分野の高度な専門教育や同盟国・同志国等との共同演習などを通じ、専門性を継続的に高めるよう、必要な取組を推進すること。
- 十六 外務大臣は、アクセス・無害化措置に関する協議について、迅速かつ適切に対応できる実効性のある体制を構築すること。また、国家安全保障会議四大臣会合等において、アクセス・無害化措置を行う際の外交上の観点からの懸念点を共有するなど適切に関与すること。
- 十七 外国に所在する攻撃サーバー等へのアクセス・無害化措置が国際法上許容される範囲内で行われることを担保する観点から、緊急状態を援用する際には国家責任条文第25条の要件を満たして同措置を行うこと。すなわち、国際法上の評価を行う外務大臣は、緊急状態を援用する場合、同措置が、重大かつ急迫した危険から不可欠の利益を守るための唯一の手段であること、及び他国の不可欠の利益を深刻に侵害しないことを満たしているかについて検討し、同措置の実施主体との協議に反映させること。
- 十八 外国に所在する攻撃サーバー等へのアクセス・無害化措置の実施が深刻な外交問題につながる懸念及び我が国の国家実行として国際法規則の形成に影響を与える事項であることに留意し、アクセス・無害化に係る我が国としての国際法上の整理を明確化するとともに、サイバー行動に係る国際法上のルール形成に我が国として貢献していくこと。
- 十九 サイバー通信情報監理委員会は、通信情報の取得やアクセス・無害化措置に関する承認等に

ついて、機微情報を含む必要な情報の適切な取扱いを含め、その権限及び機能を十分に発揮し、適正にかつ速やかに行う体制を構築すること。

二十 サイバー通信情報監理委員会は、国会が実効的な監視機能を発揮するため、できる限り詳細かつ速やかに報告を行うこと。また、国会に対する報告については、衆議院における修正の趣旨を踏まえ、法律上明示された事項以外の事項を含めてその内容の拡充に努めるものとし、国会が、当該報告等を契機として、両法に基づく措置に関し説明を求めた際には、民主的統制の重要性を踏まえ、政府全体として誠実に対応し、その説明責任を果たすこと。

二十一 サプライチェーンへのサイバー攻撃に対する強靱性を高めるため、基幹インフラ事業者等のみならず、サプライチェーンを構成する中小企業の体制整備とそれに伴う費用、的確なアドバイス等の経済的、人的支援を強化すること。特に、基幹インフラ事業者と取引のある中小企業については支援を適切に行うこと。

二十二 サイバーセキュリティ人材の確保及び育成については、経営層にサイバーセキュリティの重要性に対する理解を促し、同人材の地位向上や処遇改善につなげる取組を通じて強力に推進すること。

二十三 国産技術を核としたサイバー対処能力の向上のため、機器の開発を含めて支援するとともに、AI等の新たな技術を活用したサイバー対処業務の効率化について、民間等の取組状況やニーズを踏まえつつ、官民で連携して必要な施策を検討し、推進すること。また、新たな技術を活用したサイバー攻撃への対処策について、不断に検討を行い、迅速に措置を講ずること。

右決議する。

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第5号）

（衆議院 7.4.8可決 参議院 4.18内閣委員会付託 5.16本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、警察官職務執行法を改正し、警察庁長官が指名する警察官は、サイバーセキュリティを害することその他情報技術を用いた不正な行為に用いられる電気通信等又はその疑いがある電気通信等を認めた場合であって、そのまま放置すれば人の生命、身体又は財産に対する重大な危害が発生するおそれがあるため緊急の必要があるときは、そのいとまがないと認める特段の事由がある場合を除いてサイバー通信情報監理委員会の承認を得た上で、当該電気通信等の送信元等である電子計算機の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置であって電気通信回線を介して行う電子計算機の動作に係るものをとることを命じ、又は自らその措置をとることができるものとする。

二、自衛隊法を改正し、内閣総理大臣は、重要電子計算機のうち一定のものに対する特定不正行為であって、本邦外にある者による特に高度に組織的かつ計画的な行為と認められるものが行われた場合において、これにより重大な支障が生ずるおそれが大きいと認められ、かつ、その発生を防止するために自衛隊が有する特別の技術又は情報が必要不可欠であること等により自衛隊が対処を行う特別の必要があると認めるときは、自衛隊の部隊等に当該特定不正行為による当該重要電子計算機への被害を防止するために必要な電子計算機の動作に係る措置であって電気通信回線を介して行うもの（通信防護措置）をとるべき旨を命ずることができるものとする。また、当該措置をとるべき旨を命ぜられた部隊等の職務の執行及び自衛隊又は日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊が使用する一定の電子計算機をサイバーセキュリティを害することその他情報技術を用いた不正な行為から職務上警護する自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法の必要な規定を準用するものとする。

三、サイバーセキュリティ基本法を改正し、サイバーセキュリティ戦略本部について、内閣総理大臣を本部長、全ての国务大臣を本部員とする組織に改めるとともに、その所掌事務について見直しを行う。

四、内閣法を改正し、内閣官房に内閣サイバー官 1 人を置く。

五、この法律は、一部の規定を除き、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行の日から施行する。

【附帯決議】（7.5.15内閣委員会議決）

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案（閣法第 4 号）と同一内容の附帯決議が行われている。

関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第 6 号）

（衆議院 7.3.18可決 参議院 3.26財政金融委員会付託 3.31本会議可決）

【要旨】

本法律案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、関税率等について所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、個別品目の関税率の見直し

鋳工業品 4 品目について、1.6—ヘキサンジオール等については基本税率を無税、リチウム=ピス（オキサラト）ボラートについては暫定税率を無税とする。

二、重加算税制度の見直し

電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存が一定の要件を満たしている場合には、その隠蔽・偽装行為については、関税に係る重加算税の加重対象から除外する。

三、暫定税率等の適用期限の延長等

1 令和 7 年 3 月 31 日に適用期限が到来する暫定税率（411 品目）及び特別緊急関税制度について、これらの適用期限を 1 年延長するとともに、加糖調製品（5 品目）の暫定税率を引き下げる。

2 令和 7 年 3 月 31 日に適用期限が到来する沖縄に係る関税制度上の特例措置（選択課税制度）について、適用期限を 2 年延長する。

3 児童福祉法上に新設される乳児等通園支援事業において供される脱脂粉乳を給食用脱脂粉乳の対象に追加することにより、関税を軽減する。

四、特別特惠関税の見直し

特別特惠税率の適用対象について、後発開発途上国に準ずる国を対象国に追加する。

五、施行期日

この法律は、別段の定めがある場合を除き、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

【附帯決議】（7.3.31財政金融委員会議決）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 関税率の設定に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業の利益を十分に配慮しつつ、国民生活の安定・向上に寄与するよう努めるとともに、過度な恩恵を相手国に与えず調和のとれた対外経済関係の強化を図ること。

二 関税の基本税率を引き下げるための暫定税率については、その恩恵の規模や産業等について適用実態の公開を進めた上で、国内産業保護、消費者等の利益確保、国際交渉上の必要性等を具体的に考慮し、真に必要なかつ合理的と認められるものに限り、適用期限の延長措置を講じること。

三 自由貿易が人類の繁栄と世界の平和をもたらすとの基本的な考えに基づき、自由で公正・公平な経済秩序の維持・強化を推進するため、我が国の関税制度を不断に見直すとともに、保護主義的な政策が広まらないよう、諸外国及び国際機関との連携を強化すること。その際、国内の食料・産業基盤への影響にも配慮すること。

四 ロシア等に対する輸出入規制や経済安全保障への対応及び覚醒剤等の不正薬物や金の密輸入阻止の観点から、税関においては、警察庁等の関係省庁との連携及び情報共有を強化しつつ、一層厳格な水際取締りを行うこと。

五 社会のデジタル化の進展等の技術革新、厳しさを増す安全保障環境など、税関を取り巻く経済・社会情勢が急速に変化する中で、適正かつ迅速な税関業務の実現を図り、覚醒剤等の不正薬物・銃器を始めとした社会悪物品や知的財産侵害物品等の国内持込みの阻止により国民の安全・安心

を確保しつつ、本年開催される大阪・関西万博におけるテロ対策や展示物等の的確かつ迅速な通関等を通じ安全かつ円滑な開催に寄与するため、高度な専門性を要する職務に従事する税関職員の定員の確保、処遇改善、機構の充実、職場環境及び取締検査機器等を含む業務処理体制の整備等に特段の努力を払うこと。

右決議する。

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第7号）

（衆議院 7.4.3可決 参議院 4.7財政金融委員会付託 4.11本会議可決）

【要旨】

本法律案は、国際開発協会の第21次増資に応じるため、我が国が追加出資を行うことを政府に授權する規定を追加するほか、米州投資公社の第3次増資に応じるため、我が国が追加出資を行うに当たり、当該出資について国債で出資することを可能とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、国際開発協会に対する出資総額が増額されることとなることに伴い、政府は、同協会に対し、従来の出資の額のほか、4,641億5,750万円の範囲内において出資することができることとする。
- 二、政府は、米州投資公社に対して出資する合衆国ドルの全部又は一部を、国債で出資することができることとし、当該国債の発行条件、償還等については、国際復興開発銀行の例に準ずることとする。
- 三、この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】（7.4.10財政金融委員会議決）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 国際開発協会を含む国際機関への資金拠出を行うに当たっては、欧米や新興国等の国際情勢の変化及び我が国の厳しい財政状況を踏まえ、加盟国の資金拠出の動向等に関する情報収集に努め、国会に適時適切に提供すること。
- 二 国際機関への資金拠出を行うに当たっては、多額の資金を拠出することに鑑み、我が国の国際貢献として効果的かつ戦略的な資金拠出となるよう、然るべき国際機関の計画・方策に反映させるべく努め、国際社会における我が国の評価を高めるよう最大限尽力し、計画的に取り組むこと。また、国際機関の運営等に関して、主要出資国としてふさわしいリーダーシップを発揮するなど、我が国の国際的プレゼンスの向上に努めること。
- 三 国際機関の活動や我が国の貢献について、日本語表記を含めた広報活動及び情報公開をより一層充実させ、当該資金拠出に関し国民の理解を得るよう努めること。
- 四 我が国の国際貢献の機会を拡大する観点から、国際機関において日本人職員の登用機会を更に広げる活動を推進し、有能な人材が円滑に採用されるよう支援に努めるとともに、出資に見合う重要なポストの獲得に尽力すること。
- 五 開発途上国の抱える債務問題が深刻化する中、国際開発協会など世界銀行グループを通じて債務国における借入先や借入額等の債務データを的確に把握することが重要であることから、債権国間による当該債務データの共有を促進するとともに、債務国が適切な債務管理を行い、返済能力に応じた借入れが実施されて債務の持続可能性が確保できるよう、各加盟国に対し積極的に働きかけること。
- 六 世界情勢が大きく変化する中、あらゆる人々が恐怖と欠乏から解放されるような社会づくりである「人間の安全保障」を実現していくことは重要であることから、「人間の安全保障」の視点に立った国際支援を実施するよう努めるとともに、諸外国に対し開発援助による国際協力を安定的かつ持続的に取り組む必要性を強く呼びかけること。

右決議する。

大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第8号）

(衆議院 7.3.21可決 参議院 3.26文教科学委員会付託 3.31本会議可決)

【要旨】

本法律案は、多数の子等の教育費を負担している家庭における教育費の負担の軽減を図るため、当該家庭の学生等に係る大学等の授業料等の減免制度を創設する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、法律の目的を、多数の子等の教育費を負担している家庭及び経済的理由により子等の教育費の負担を求めることが極めて困難な状況にある家庭における教育費の負担の一部を社会全体で負担することによりこれらの家庭における負担の軽減を図るため、これらの家庭の学生等に係る大学等の授業料等の減免を行い、もって子育てに希望を持つことができる社会の実現に寄与することと改める。
- 二、授業料等減免の対象者として、多数の子等の教育費を負担している家庭の学生等（3人以上の子等の生計を維持する者に生計を維持されている子等である学生等）を加える。
- 三、授業料等減免の認定を受けようとする学生等は、該当する認定事由等を記載した申請書等を、授業料等減免を行うため文部科学大臣等により一定の要件を満たしている旨の確認を受けた大学等（以下「確認大学等」という。）の設置者に提出し、確認大学等の設置者は、文部科学省令で定める基準及び方法に従い認定を行う。また、授業料等減免対象者は、別の認定事由に該当することにより授業料等減免を受けようとするときは、確認大学等の設置者から変更認定を受けなければならない。
- 四、国は、学生等及びその生計を維持する者の収入の状況に鑑み、これらの者に授業料等の負担を求めることが極めて困難な状況にあることに該当する者に係る授業料等減免については、独立行政法人日本学生支援機構法に規定する学資の支給と相まって大学等の修学に係る諸費用に対する総合的な支援となるよう配慮するものとする。
- 五、この法律は、一部を除き、令和7年4月1日から施行する。
- 六、政府は、この法律の施行後4年を目途として、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

【附帯決議】（7.3.31文教科学委員会議決）

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、高等教育の修学支援新制度は、学生等に対する経済的支援の面を持つ一方で、大学等に国費が拠出されることから大学等への支援となる面も併せ持つことに留意しつつ、急速な少子化が進行する中で高等教育を取り巻く状況が大きく変化していることを踏まえ、大学等における職業教育と学術研究との役割の明確化、教育内容の一層の充実、入学者の選抜に係る制度の改善、学修の成果に係る評価の客観性及び妥当性の一層の確保及び大学等の数の適正化その他の大学等の改革の実施に努めること。
- 二、一で示した改革の実施後においては、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の理念にのっとり、更なる教育の機会均等を図るため、高等教育の無償化を推進すること。
- 三、修学支援新制度の更なる拡充にも対応できるよう、消費税に限らない幅広い財源の活用等を検討するなど、安定的な財源の確保に努めること。
- 四、多子世帯の学生等に対する授業料等減免については、扶養する子等の数を要件としたことにより、兄弟姉妹の年齢差により支援を受ける期間が異なるという問題が生じることから、このような不公平を避けるため、修学支援新制度の見直しを検討すること。
- 五、本法附則第6条による施行後4年の見直し時期以前であっても、必要に応じて本法の規定その他学生等への経済的支援制度全般の在り方について検討を行い、必要があると認める場合には、早期に対応を図るよう努めること。
- 六、本法による改正後における修学支援新制度の効果を評価・検証するため、授業料等減免の対象者数及び要した費用の額並びに確認要件を満たさない大学等の数等の支援実績について、適切に調査し公開するよう努めること。
- 七、大学等における授業料の値上げ傾向が続いている実情を踏まえ、授業料等減免の上限額の見直しを検討するとともに、国立大学法人運営費交付金や私学助成等の基盤的経費が確実に措置され、

競争的研究費を含む大学等への資金が十分に確保されるよう、引き続き大学等の長期的、安定的な運営及び研究基盤構築のための財政措置を講ずること。

八、物価高の影響等により学生等の消費支出が増加していることを踏まえ、給付型奨学金を受ける学生等が学業に専念して学生生活を送ることができるよう、給付型奨学金の支給額の見直しを検討すること。

九、大学等の確認要件については、確認大学等以外の大学等において学ぶ権利を侵害するおそれがあるほか、地方・中小の私立大学等については、これを容易に満たすことができないことから縮小・撤退に追い込まれることも想定されるため、その内容の見直しについて検討すること。見直しに当たっては、地域の実情を踏まえつつ、学生等、地域社会及び地方公共団体等の意見を尊重するとともに、確認要件が恣意的に運用されることのないよう、明確な基準や手続を設定し、透明かつ公正な運用が確保されるよう努めること。

十、本法による改正後においては、学生等への経済的支援が複雑化することを踏まえ、学生等、保護者及び学校関係者等へ丁寧な説明を行うなど、奨学金制度を含め、修学支援新制度全般の更なる周知徹底及び簡素化に努めること。

十一、令和6年度から開始された教職大学院等修了後に教員となった者に対する大学院段階に貸与された第一種奨学金の返還免除制度について、教員不足が深刻な状況を踏まえ、学部段階にも拡充するよう検討すること。

十二、教育を受ける機会を保障するという奨学金の制度趣旨を踏まえ、貸与型奨学金が給付型奨学金を、有利子奨学金が無利子奨学金を金額・人数とも上回っている現状を改善し、貸与型から給付型へ、有利子から無利子への流れを更に加速するための施策の検討を行うこと。

十三、貸与型奨学金の返還に係る負担軽減の観点から、返還額を所得控除の対象とすることや有利子である第二種奨学金の利子分の免除等について検討すること。

十四、今後、学生等への経済的支援に係る重大な法改正を行うに当たっては、国会における十分な審議期間を確保するとともに学生等、保護者、学校関係者及び大学等への周知や準備のための期間を設ける必要性を踏まえ、制度の施行まで十分な余裕をもって法律案を国会に提出するよう努めること。

右決議する。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第9号）

（衆議院 7.5.15修正議決 参議院 5.21文教科学委員会付託 6.11本会議可決）

【要旨】

本法律案は、教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇の改善を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、教育委員会に対し、当該教育委員会がサービスを監督する教育職員の業務量管理・健康確保措置の実施に関する計画の策定及び公表、実施状況の公表、総合教育会議への報告を義務付けるとともに、同計画の策定及び実施に関して、都道府県教育委員会が市町村教育委員会に指導助言等を行うことを努力義務とする。

二、公立の義務教育諸学校等に対し、学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るための措置が、一の計画に適合するものとなるよう義務付けるとともに、学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する基本的な方針に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含めることとする。

三、児童の教育等をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くことができるものとする。

四、公立の義務教育諸学校等の教育職員に支給される教職調整額の基準となる額について、幼稚園の教育職員を除き、給料月額額の100分の4に相当する額から、100分の10に相当する額に段階的に引き上げる。

五、義務教育等教員特別手当について、校長及び教員が分掌する校務類型に応じて支給することとし、その額は校務類型に係る業務の困難性等を考慮して条例で定めることとする。

六、この法律は、令和8年4月1日から施行する。ただし、四及び五は、同年1月1日から施行する。

七、政府は、四及び五の施行日以後2年を目途として、教育職員の勤務条件の更なる改善のための措置について検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

なお、本法律案は、衆議院において、政府は、令和11年度までに1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標とし、所要の措置を講ずるものとする、公立の中学校の学級編制の標準について、令和8年度から35人に引き下げるよう法制上の措置等を講ずるものとする、教育職員の業務の管理の実効性向上のための措置について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする等附則に追加する修正が行われた。

【附帯決議】（7.6.10文教科学委員会議決）

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、教育職員の時間外在校等時間を令和11年度までに1箇月当たり平均30時間程度に縮減するという本改正法附則第3条第1項に規定する目標を達成するため、地方公共団体の裁量にも留意しつつ、その実現に向けた工程表の策定を行うこと。また、当該目標は、1箇月当たり30時間程度までは時間外在校等時間を認めるという趣旨ではなく、その一層の縮減が必要であることについて、学校、教育委員会、保護者、地域等に対して周知すること。

二、教育職員の勤務条件の更なる改善のための措置について検討するため、本改正法附則第6条に規定する教育職員の勤務の状況を調査するに当たっては、これまで教育職員に対して行われた勤務実態調査にも留意し、その方法について十分に検討すること。また、教育職員の勤務条件の更なる改善のための措置を講ずるに当たっては、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法における教育職員の健康及び福祉の確保という理念と教育職員の勤務の状況との差を埋めることができるよう必要な措置を講ずること。

三、教育委員会は、時間外在校等時間が上限時間を超える学校に対して、当該学校の業務や環境整備等の状況を十分に検証し、在校等時間の長時間化を防ぐための取組に万全を期すこと。

四、時間外在校等時間を形式的に上限の範囲内とするために、休憩時間、並びに週休日・休日を含めて、実際の時間外在校等時間より短い時間を記録することのないよう周知徹底すること。また、校長等が虚偽の時間外在校等時間を記録させることがあった場合には、信用失墜行為として懲戒処分等の対象となり得ることについても周知すること。

五、時間外在校等時間の上限時間を遵守することのみを目的として、自宅等への持ち帰り業務を増加させることがあってはならないことについて、周知徹底すること。また、本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であることから、持ち帰りが行われている実態がある場合には、校長及び教育委員会は、その状況を適切に把握するとともに、国はフォローアップを行い、持ち帰りを行わずに済むよう、人員の配置拡充、業務の削減等の必要な取組を実施すること。

六、学校における働き方改革の目的は、子供一人一人の特性や関心に応じた学びの実現であり、その目的のため、教育課程の編成の在り方について専門的な議論を深めるとともに、教職員定数の改善などの教育条件の整備も一体として同時に進めること。

七、学校における働き方改革については、学校の設置者であり、教職員の服務を監督する教育委員会が、学校徴収金の公会計化をはじめとした業務の見直しや支援スタッフの予算化など学校を支援する取組について主体性を持って実施することが必要である。これらの取組については、単に教育委員会や学校のみならず、地方公共団体の長のリーダーシップのもと、関係部署が一体となって、強力で推進すること。また、国は、常勤職員と同等の職務を遂行している臨時的任用教員の給与決定について、総務省通知から2級発令とすることが可能であることを任命権者である教育委員会に周知徹底すること。併せて、2級発令とした場合、義務教育費国庫負担金において財政措置がされることも周知すること。

八、労働基準監督機関の権限を行使する人事委員会及び人事委員会を置かない場合の地方公共団体の長は、教育委員会が教育職員の業務量を適切に管理し、健康と福祉の確保を図るよう、その役割を十全に果たすこと。その際、社会保険労務士や法律家など外部の専門家の知見も活用し、教育職員が働き方について相談できる体制の構築に努めること。

九、国は、服務監督教育委員会及び校長には自己の監督する教職員について、安全配慮義務があり、

業務時間・業務内容を把握した上で業務量を適切に調整するなどの措置を取る必要があることについて周知すること。併せて、安全配慮義務を怠った場合には、損害賠償にも及ぶ可能性があることについても教育委員会と校長に周知徹底すること。また、教職員の過労死等の公務災害が疑われる事案が発生した際には、服務監督権者である教育委員会及び校長は速やかに調査を行い、再発防止に向けた取組を講ずること。

十、国及び地方公共団体は、学校における働き方改革を円滑に推進できるよう、いわゆる「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づく取組が確実に実施されるよう、必要な財政措置等の条件整備を講ずること。また、国は、3分類について必要な見直しを行い、「教員が担うべきではない業務」を明確に示すとともに、教育委員会及び学校段階において、教育課程上の工夫を含めた業務改善の取組を整理・共有すること。さらに、こうした改革の趣旨について、国が主体的に保護者や地域に対して理解を促す広報や発信に取り組むこと。

十一、業務量管理・健康確保措置の実施における学校運営協議会の役割の重要性に鑑み、学校運営協議会の設置を推進するとともに、学校運営の支援機能向上、学校運営協議会委員の研修の改善と適切な処遇を行うこと。

十二、主務教諭の配置による教諭の職務内容・職責の変化がないことを踏まえ、主務教諭の配置のために、教諭の給与を引き下げることのないよう、地方公共団体に周知徹底すること。また、主務教諭の配置によって、学校内外で円滑に協力・協働体制が構築できるよう、周知すること。併せて、主務教諭の配置が地方公共団体による任意設置となっていることから、その配置人数分の義務教育費国庫負担金を確実に措置すること。

十三、教職調整額の10%への引上げを確実に実施するとともに、学校における働き方改革の進捗状況及び財源確保の状況等を踏まえ、教職調整額の引上げ時期の前倒しを検討すること。また、教職調整額の引上げが他の教育予算の削減につながることはないよう、必要な予算を確保すること。

十四、義務教育等教員特別手当を校務類型に応じて支給するに当たっては、現在行われている一律支給部分について、その支給ができないとの誤解が生じないよう周知すること。併せて、学級担任に義務教育等教員特別手当の支給を加算することについて、複数担任制を採っている場合にも支給が可能であることを周知すること。

十五、子ども・子育て支援制度の枠組みにおいて措置されている幼稚園教員の処遇改善に資する財政措置とその効果について、継続的にフォローアップを行うこと。

十六、国は、教育職員の業務の縮減のため、教育職員の担当授業時数を軽減するための教育課程の実施と抜本的な教職員定数の改善に努めること。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教員業務支援員等の学校における専門スタッフの配置の一層の拡充及び処遇改善に努め、地方公共団体の財政力に起因した配置の格差が生ずることのないよう、必要な財政措置を講ずること。併せて、国及び地方公共団体は、部活動の地域展開等を確実に進めるための措置を講ずるとともに、全国規模の「学校人材バンク」の構築などを講ずること。

十七、本改正法により時間外在校等時間の縮減が求められていることに鑑み、いわゆる「超勤4項目」以外の業務である部活動については、教育職員が正規の勤務時間を超えて従事することを命ぜることができないことを踏まえ、部活動改革の推進等の必要な措置を講ずること。

十八、保護者や地域からの過剰な苦情や不当な要求などに関する教職員の負担感が大きいことを踏まえ、学校だけでは解決が難しい事案について、学校任せにするのではなく、保護者等から行政が直接相談を受けるなど、行政による学校問題解決のための支援体制の構築や、スクールロイヤーが学校や教育委員会の立場に立った代理人として対応することも含め、スクールロイヤーのより積極的な活用や配置充実に向けて、財政措置等の必要な措置を講ずること。

十九、令和の日本型学校教育を担う専門職としての教育職員の専門性の向上・キャリア形成のため、研修や教員養成段階への支援に加え、授業実践が共有できるプラットフォームの形成と教育データベースの整備を行い、多様な子供への効果的な授業実践や支援とその成果を科学的に分析・共有する仕組みを構築すること。その際、現場の教育職員の負担とならないよう配慮すること。

二十、教育職員のメンタルヘルスを良好なものとす前提として、学校における労働安全衛生管理体制の整備が不可欠であることを踏まえ、産業医や健康管理医等の選任等、教員の健康確保措置の環境整備に際し、地方公共団体間で格差が生ずることのないよう、国が必要な支援を行うこと。また、学校における勤務間インターバルの取組を進めるため、国は必要な支援を行うこと。

二十一、教育職員の安定的な確保及び質の向上のため、教育職員の免許制度及び養成・採用の在り方について検討を行い、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずること。また、教育職員の専門性・多様性の確保のため、教育職員の採用選考の実施時期及び回数等について、教育委員会による工夫改善の取組を促進すること。
右決議する。

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案（閣法第10号）

（衆議院 7.3.27可決 参議院 3.28厚生労働委員会付託 3.31本会議可決）

【要旨】

本法律案は、公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいない戦没者等の遺族に特別弔慰金を支給しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、令和7年4月1日における戦没者等の遺族で、同一の戦没者等に関し公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいないものに対し、特別弔慰金として額面27万5,000円、5年償還の国債を支給する。
- 二、特別弔慰金に関する処分等に係る審査請求に対する裁決について、その諮問先を行政不服審査会から審議会等で政令で定めるものに変更する。
- 三、令和12年4月1日における戦没者等の遺族で、同一の戦没者等に関し公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいないものに対し、特別弔慰金として額面27万5,000円、5年償還の国債を支給する。
- 四、この法律は、令和7年4月1日から施行する。ただし、三は、令和12年4月1日から施行する。

【附帯決議】（7.3.31厚生労働委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、特別弔慰金の支給に当たっては、遺族の高齢化等を踏まえ、請求手続について必要な支援に努めるとともに、制度の周知等の請求漏れ防止策を徹底すること。
- 二、特別弔慰金を受ける権利の裁定に当たっては、都道府県によって差が生じることなく、全国で引き続き統一的な運用が図られるよう必要な措置を講ずること。
- 三、特別弔慰金の支給については、年300億円以上の予算を計上する見込みであること、受給者の国債を相続した者が特別弔慰金の趣旨に照らして真に国が弔慰の意を表すべき者とは必ずしも限らないこと等に鑑み、戦後90年に向けて、戦没者等の遺族の心情等を踏まえつつ、国として弔慰の意を表する方策について、支給対象者や支給方法の在り方も含めた検討を行い、国民の理解と支持を得た上で必要な措置を講ずること。
- 四、戦後80年を迎え、先の大戦の記憶が風化しつつある現状に鑑み、当時の記憶及び教訓を次世代に継承していくため、学校教育の充実並びに啓発及び広報等の取組の更なる強化を図ること。
- 五、いまだ多くの戦没者の遺骨の収集が行われていないことに鑑み、一柱でも多くの戦没者の遺骨を早期に遺族に引き渡せるよう、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律に基づき、遺骨収集の加速化を図ること。

右決議する。

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第11号）

（衆議院 7.4.10可決 参議院 4.16経済産業委員会付託 4.25本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一 情報処理の促進に関する法律の一部改正
 - 1 経済産業大臣が指定する指定高速情報処理用半導体の生産を安定的に行うために必要な取組について、その実施に必要な資金の出資や施設・設備の現物出資、必要な資金の借入れに関する債務の保証等の支援措置を講じる。これらの支援措置の対象となる者は、公募により選定し、

これらの支援措置に関する業務は、独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）が行う。

- 2 機構の業務に、情報処理サービス業を営む会社が大量の情報につき高速度での処理を行うことができる性能を有する設備の導入を行うために必要な資金に関する債務を保証することを追加する。
- 3 機構の業務に、情報処理に関する業務を行うために必要な専門の知識及び技能を有する者を養成し、及びその資質の向上を図ることを追加する。
- 4 政府は、令和7年度から令和12年度まで、先端的な半導体の安定的な生産の確保等の施策に関する措置に必要な財源について、エネルギー対策特別会計の負担において、公債を発行することができるものとし、その償還等に必要な財源に充てるため、財政投融资特別会計の投資勘定から、二の1でエネルギー対策特別会計に創設する先端半導体・人工知能関連技術勘定へ繰り入れることができるものとする。

二 特別会計に関する法律の一部改正

- 1 エネルギー対策特別会計に、先端半導体・人工知能関連技術対策を追加し、先端半導体・人工知能関連技術勘定を創設した上で、機構に対する出資金等の歳入歳出項目を規定する。
- 2 先端半導体・人工知能関連技術対策に必要な財源に充てるため、エネルギー需給勘定及び一般会計から先端半導体・人工知能関連技術勘定へ繰り入れることができるものとする。

三 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（7.4.24経済産業委員会議決）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 指定高速情報処理用半導体に関する支援対象事業者の選定については、我が国が次世代半導体において競争力を有することができるよう、諸外国における次世代半導体の研究開発や量産に向けた取組等の動向を注視しつつ、関係者や有識者等の意見も踏まえ、適時適切に行うこと。
- 二 選定事業者への支援に当たっては、その効果が支援を受けた事業者及び関係者に留まらず、我が国の経済安全保障の観点からも重要となる半導体産業の発展及び半導体サプライチェーンの再構築並びに国民の生活の向上に資するものとなるよう留意すること。
- 三 選定事業者による資金確保や顧客開拓等に対し協力を行うなど、選定事業者と連携して実施計画の着実な実施に努めるとともに、指定高速情報処理用半導体の生産に必要な不可欠な製造装置や部素材等の安定的な確保に万全を期すこと。
- 四 独立行政法人情報処理推進機構による選定事業者に対する出資に当たっては、民間との出資のバランスを考慮するなど、選定事業者の自立性確保に十分留意すること。
- 五 出資の対価として取得する株式については、経営判断の迅速性等にも配慮しつつ、適切なガバナンスが発揮されるような設計とし、重要な経営事項に対して拒否権を有するいわゆる黄金株を保有することも含めて、検討すること。また、経営に不測な事態が発生した場合等に備えて、政府として機動的な対応を行うべく、能動的にガバナンスを発揮できるよう検討を行うこと。加えて、民間からの資金調達を促進していきつつ、公的資金の回収を図る観点も踏まえ、適正なリターンが確保されるような設計とするように検討すること。
- 六 選定事業者に対する出資等の支援が多額の国費を用いるものであることに鑑み、選定事業者による実施計画の概要を公表すること。また、実施計画の実施状況、選定事業者による半導体の設計を行うために必要なデータセットの開発及び顧客への提供状況や選定事業者と半導体設計事業者等との提携状況など事業の進捗状況について、政府において責任を持って把握・検証を行い、入手する経営情報に関してはその機密の確保に万全を期し事業者の競争上の地位の毀損がないように配慮しつつ、上場までの間、選定事業者に対する追加支援に必要な予算案の審議に向けて、国会に報告するとともに、公表すること。特に、量産開始までの間は、3月に1回をめぐりに国会に報告すること。

- 七 選定事業者による指定高速情報処理用半導体の量産化に対する支援（以下「量産準備支援」という。）は、民間主体で行うことを旨とし、政府は今後の次世代半導体を取り巻く環境等の変化を十分踏まえ、必要に応じて選定事業者に対し実施計画の変更の指示など、同計画について不断の見直しを行うこと。
- 八 更なる量産準備支援の判断については、選定事業者の次世代半導体の試作や量産の状況、選定事業者の民間からの追加投資状況及び販路開拓状況を踏まえること。また、選定事業者による売上げ見込みと、生産・販売・管理コスト等の見積りから計算される利益によって、これまでと今後の投資、融資などが現実的な期間で回収できないなど事業性が見込めないと判断した場合には、支援を見直すこと。なお、量産準備支援を行う場合には、選定事業者に対して、財務状況等の国民への情報開示を行うよう指導すること。
- 九 選定事業者に対する国からの支援が巨額に及ぶことを踏まえ、支援のプロセスや資金の流れ等について、高い透明性を確保するとともに、公平かつ公正な運用を徹底すること。また、選定事業者役員等の既存個人株主が将来株式を売却した際に生じる利益について、国費の投入が株式価値の上昇に寄与した点も念頭に、引き続き、国費の投入について国民の納得が得られるように努めること。
- 十 「A I ・半導体産業基盤強化フレーム」に基づく歳出については、政策効果や必要性を十分見極めた上で、国会での審議や産業構造審議会等での議論を踏まえつつ必要に応じて見直しを行うとともに、毎年、「A I ・半導体産業基盤強化フレーム」に係る予算の執行状況について情報を整理して公表すること。
- 十一 エネルギー対策特別会計に新設する先端半導体・人工知能関連技術勘定における公債である「先端半導体・人工知能関連技術債」の発行に当たっては、将来にわたって国民負担が伴わないよう厳重に対処すること。その償還においては、財政投融资特別会計の投資勘定が産業の開発及び貿易の振興のための資金を出資及び貸付けによって供給するために設けられていることを踏まえ、かかる趣旨に合致しない資金の供給を厳に慎むこと。
- 十二 我が国の半導体産業が長期にわたり低迷している現状及び政府におけるこれまでの半導体政策についての十分な検証・評価の結果を踏まえ、今後の中長期的な内外の情勢変化やA I ・半導体に係る技術革新の進展等の動向に対応し、我が国半導体産業の復活に向けて、今後のA I ・半導体政策の在り方について更なる検討を進めること。
- 十三 国内におけるデジタル需要の拡大に最大限努めるとともに、国内で製造される半導体の供給において、そのマッチングが図られるよう必要な施策を行うこと。
- 十四 デジタル人材及び特に不足が指摘されているA I ・半導体人材の育成や確保については、関係省庁・関係機関、高等学校・高等専門学校・大学等が連携し、着実に取組を実施すること。また、人材や技術の海外流出防止及び高度人材の獲得について、実効性ある施策を講ずること。さらに、情報処理技術者試験については、C B T（コンピュータ・ベースド・テスト）の拡充や実施回数増加等について更なる検討を行い、デジタル人材の育成や確保に向けて、利便性向上に努めること。
- 十五 次世代半導体の量産化等の事業の推進及び関連産業の集積を進めるに当たり、円滑な事業経営環境を整え、内外より高度なI T人材を確保するための施策を行うことが必要であることに鑑み、関係省庁間の連携及び地方公共団体との連携の下、工業用水の確保、下水道及び道路等の必要なインフラの整備や、いわゆるインターナショナルスクール等の設置及び周辺の学校や医療機関等、居住環境や生活環境の整備等の取組が着実に進むよう必要な措置を講ずること。
- 右決議する。

道路法等の一部を改正する法律案（閣法第12号）

（衆議院 7. 3. 27可決 参議院 4. 2国土交通委員会付託 4. 9本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一 道路法の一部改正

- 1 道路網の整備に関する基本理念を創設することとする。
- 2 隣接し、又は近接する2以上の市町村の区域に存する道路のうち、その維持、修繕等を関係道路管理者間における連携及び協力によって効率的かつ効果的に行う必要があるものについて、関係道路管理者は、協議によりその管理の方法及び費用分担の方法を別に定めることができることとする。
- 3 交通上密接な関連を有する道路の管理を行う2以上の道路管理者は、協議会での協議の結果、必要と認めるときは、大規模災害が発生した場合の当該道路の維持（道路の啓開のために行うものに限る。）の方法、効果的に維持を行うための訓練に関する事項等を定めた道路啓開計画を作成するものとする。
- 4 道路の附属物である自動車駐車場の合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められる災害応急対策に資する施設等であって、災害が発生した場合において防災拠点自動車駐車場等へ移動させることができるものについて、占用許可に係る無余地性の基準を緩和することとする。
- 5 国土交通大臣は、道路の脱炭素化の推進の意義及び目標等を定めた道路脱炭素化基本方針を定めるものとし、また、道路管理者は、同方針に即して道路脱炭素化推進計画を作成できることとする。

二 道路整備特別措置法の一部改正

国土交通大臣は、災害が発生した場合において、地方道路公社から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して、当該公社の管理する道路の維持（道路の啓開のために行うものに限る。）及び災害復旧に関する工事であって、高度の技術又は機械力を要するものを、当該公社に代わって自ら行うことが適当と認められるときは、これを行うことができることとする。

三 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正

国は、都道府県又は市町村が道路の占用の許可を受けて一の4の災害応急対策に資する施設等を設置しようとする者に対し、その設置費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合において、当該貸付けに必要な資金の一部を無利子で当該都道府県又は市町村に貸し付けることができることとする。

四 この法律は一部の規定を除き、公布の日から6月以内の政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】（7.4.8国土交通委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 令和6年能登半島地震により、道路啓開計画を事前に準備し、訓練等を通じて災害時対応の実効性を向上させることが重要であると改めて認識されたことに鑑み、道路啓開計画が未策定の地域が生じないよう、国が主体的に取り組むとともに、都道府県等を積極的に支援すること。また、発災直後の道路啓開が着実に実施されるよう、制度の適切な運用を図ること。
- 二 原子力発電施設等立地地域における道路啓開計画の策定に当たっては、地震や津波等との複合災害時に被災者の避難を最優先にする観点から、原子力災害の特性に応じたものとなるようにすること。
- 三 災害発生時において道路啓開・緊急復旧等を機動的に実施するため、その担い手となる地域建設業者や道路管理者等が平時から十分な資機材を確保できるよう、維持管理費用を含めた財政支援等に必要な予算を確保するなどの環境整備を図ること。また、道路管理者においても資機材の確保に取り組むこと。
- 四 広域的な支援拠点として「道の駅」を活用する観点から、「防災道の駅」の追加選定を戦略的に行うとともに、「防災道の駅」以外の防災上の位置付けを有する「道の駅」については、その施設や自動車駐車場の耐震性の向上等が図られるよう、財政支援の強化に努めること。
- 五 地方公共団体や民間事業者が、災害時に派遣可能なトイレコンテナ等を設置することについて、

無利子貸付以外にも支援措置を充実させること。また、その設置に当たっては、高齢者、障害者や子ども連れなどにも利用しやすい環境を確保するため、バリアフリーに十分な配慮がなされるよう、所要の措置を講ずること。

六 災害時における高付加価値コンテナの更なる活用促進を図る観点から、本法による占用許可基準の緩和措置や各種支援制度を周知し、民間事業者等による保有を促進するとともに、道路管理者においてもその保有を進めること。また、民間事業者等が保有するものを含め、災害時に活用できる高付加価値コンテナの配備状況を把握するとともに、発災時に円滑な運用がなされるよう必要な取組を行うこと。

七 地方公共団体における技術系職員の減少等に対応し、効率的な道路管理を実現するため、連携協力道路制度が積極的に活用されるよう、同制度の具体的な活用方策を示すなどして道路管理者間の連携・協議を促すとともに、必要な助言等を行うこと。また、道路の維持管理の省力化に資する新技術の開発や活用の促進に努めること。あわせて、技術系職員の確保に向け、職業としての魅力向上のための対策を講ずること。

八 道路空間における脱炭素化施設等の導入に当たり民間事業者が活用することとなる道路の占用に係る許可基準の運用に当たっては、道路自体の脱炭素化に資するものを優先し、新たな利権の発生につながらないよう公平公正な基準を設けること。

九 道路空間におけるライフライン関係の改修工事において、都市型災害の防止や都市景観の向上に資する共同溝の導入、交通渋滞の軽減等に資する共同工事・集中工事の採用などにより、効率的な工事の実施を推進すること。

右決議する。

港湾法等の一部を改正する法律案（閣法第13号）

（衆議院 7.4.8可決 参議院 4.9国土交通委員会付託 4.16本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一 港湾における協働防護の促進

気候変動に伴う海面上昇等に対応して港湾の保全を図るため、臨港地区内の区域であって浸水被害を防止すべき一団の土地の区域ごとに、防潮堤、護岸、堤防又は胸壁等の所有者等が連携し、又は協働して実施することにより、工場及び事業場等を防護するための計画を港湾管理者が作成できることとするとともに、同計画に定められた事業に係る協定制度の創設、工事の許可の特例等の措置を講ずることとする。

二 海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾における港湾施設の効率的な利用

国土交通大臣は、海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾の海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭を構成する行政財産の貸付けを受けている許可事業者であって当該貸付けの対象となっている行政財産とは別の行政財産について一時的な利用を希望するものから要請を受けた場合において、当該要請に係る一時的な利用が海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の円滑な実施に資すると認めるときは、当該一時的な利用に関し必要な協議を行うための協議会を組織するものとする。

三 港湾工事の代行制度の創設

国土交通大臣は、港湾管理者から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して、当該港湾管理者が管理する係留施設その他の政令で定める港湾施設の改良に関する工事（従前の機能を確保するために必要であること及び高度の技術又は機械力を使用して実施することが適当であると認められることのいずれの要件にも該当するものに限る。）を当該港湾管理者に代わって自ら行うことが適当であると認められる場合においては、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができることとする。

四 緊急物資等の輸送拠点としての港湾機能の確保

港湾管理者は、その管理する荷さばき地その他の国土交通省令で定める港湾施設について非常

災害による被害が発生した場合において、当該港湾施設を災害応急対策必要物資の荷さばきその他の流通に係る業務に使用するためその応急の復旧を緊急に行う必要があり、他に手段がないと認めるときは、当該業務の現場において、他人の土石を収用等することができることとする。

五 この法律は、一部を除き、公布の日から6月以内の政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】（7.4.15国土交通委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 気候変動に伴う災害から港湾機能を確保するための対策については、日本沿岸の平均海面水位が21世紀の間、上昇し続けることが予測されていることを踏まえ、長期的な視点で取り組むこと。
- 二 協働防護計画に基づく最適化事業を円滑に推進するために、民間事業者に対する税制支援のみならず、協働防護協議会に対し、ガイドラインの作成、知見やノウハウの提供、人材支援といったソフト面での支援や助言を十分に行うこと。また、協働防護計画の作成に当たり、港湾管理者の組織体制や人材育成等の充実のための支援を強化すること。
- 三 協働防護計画の作成に当たっては、政策決定を優先するのではなく、民間事業者が無理なく参加できるような計画となるよう港湾管理者に対し促すこと。また、計画の検討に際しては、港湾管理者に対し、港湾施設を所有する民間事業者からの意見を十分聴いて、その趣旨を最大限尊重するとともに、特に中小事業者の置かれた厳しい経営環境や所有する港湾施設の現状等について、十分配慮するよう求めること。
- 四 協働防護の主要関係者として、協働防護協議会への港湾労働者の代表の参画を確実に働きかけること。
- 五 港湾管理者における技術職員不足に対しては、国による港湾工事の代行措置の実施と併せ、技術系職員の意見・要望をしっかりと把握した上で、その確保・育成及び定着のための施策に努めるとともに、賃金、労働災害防止等の労働環境の改善が図られるようにすること。
- 六 港湾施設の老朽化の進行に対し、港湾管理者の人員・予算の不足により港湾施設の維持管理が不十分となることがないように、人員・予算の確保に努めるとともに、港湾施設の点検の効率化や適切なメンテナンス体制の在り方を検討し、持続可能な維持管理体制を実現すること。また、港湾施設の点検・整備におけるデジタル技術の導入を促進し、作業の効率化に向けた環境整備を図ること。
- 七 海洋再生可能エネルギー発電は、日本全体のカーボンニュートラルの実現に向け、重要な役割を担うことから、その推進のため基地港湾としての機能を最大限発揮できるよう万全を期するとともに、海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭の一時的な利用については、長期かつ広範囲に埠頭の占用を伴う場合もあることから、埠頭の貸付けに当たっては一般の利用者の利便を妨げることがないように十分留意すること。
- 八 災害発生時に港湾施設の復旧作業に従事する人員の確保策の実効性について十分に検討を行うこと。特に、発災時は復旧作業に従事する者も被災者であるという視点に立ち、これらの者が無理なく復旧作業に従事できる体制の構築と、必要な環境の整備を図ること。
右決議する。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第14号）

（衆議院 7.3.18可決 参議院 4.7法務委員会付託 4.11本会議可決）

【要旨】

本法律案は、裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少しようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、裁判官以外の裁判所の職員の員数を47人減少し、2万1,666人に改める。
- 二、この法律は、令和7年4月1日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

【附帯決議】（7.4.10法務委員会議決）

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 民事訴訟手続の審理期間及び合議率の目標を達成するため、審理期間が長期化している近年の状況を検証し、審理の運用手法、制度の改善等に取り組むとともに、産業の高度化や国際化に対応できるよう裁判官の能力及び職責の重さの自覚の一層の向上に努めること。
- 二 裁判所職員定員法の改正を行う場合には、引き続き、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数と判事の欠員見込みの概数を明らかにし、その定員が適正であることを明確にすること。
- 三 当委員会における裁判所職員定員法改正案の審査に際し、これまでに付されてきた附帯決議等を踏まえ、最高裁判所において、引き続き、判事補の定員の充足に努めるとともに、判事補の定員の在り方について、現実的な実員の増減見通しも踏まえて更なる削減等も含め検討していくこと。
- 四 現在の法曹養成制度の下で法曹志望者の数について顕著な改善傾向が見られないことを踏まえ、そのことが法曹の質や判事補任官者数に及ぼす影響につき必要な分析を行い、その結果を引き続き国会に示すとともに、同制度や法改正の趣旨を踏まえた更なる法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に向けた取組をより一層進めること。
- 五 裁判手続等のデジタル化の進捗状況を踏まえ、合理化・効率化が可能な事務と注力すべき事務をそれぞれ考慮した上で、裁判官・裁判所職員の適切な人員配置を行うよう努めるとともに、裁判官以外の裁判所職員の労働時間を把握し、適切な労働環境を整えること。
- 六 両親の離婚時における子どもの利益確保の要請等への対応、その他価値観の多様化に伴う家事事件の複雑化・困難化の動向等に対して、家庭裁判所における多角的な対応が適切かつ十分に行われるよう、裁判官・家庭裁判所調査官の充実を含め、家庭裁判所の人的・物的体制の強化を進めること。
- 七 裁判官・裁判所職員が健康的に働き続けられる職場環境を整備すること。子育て、介護など仕事と家庭の両立に向けた取組をより一層進めること。
- 八 国民に身近で利用しやすい司法の実現という観点から、地域の実情に即した裁判所へのアクセスの向上を図るため、地域の人口及び交通事情の変化や事件数の動向、裁判手続等のデジタル化の進捗状況等を踏まえつつ、適切な人的・物的体制の整備に努めること。
右決議する。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第15号）

（衆議院 7.4.17可決 参議院 4.21厚生労働委員会付託 5.14本会議可決）

【要旨】

本法律案は、不正事案の発生等に伴う医薬品の供給不足や創薬環境の変化等の状況に対応し、引き続き品質の確保された医薬品等を国民に迅速かつ適正に提供するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、医薬品の製造販売業者は、医薬品総括製造販売責任者の監督の下に、医薬品品質保証責任者及び医薬品安全管理責任者を置かなければならないものとする。
- 二、厚生労働大臣は、医薬品等の製造販売業者等について、薬事に関する法令等に違反する行為があった場合等において、その薬事に関する業務に責任を有する役員の変更を命ずることができるものとする。
- 三、特定医薬品の製造販売業者は、特定医薬品供給体制管理責任者を置かなければならないものとし、特定医薬品の出荷停止時等には、直ちに、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならないものとする。
- 四、厚生労働大臣は、製造販売業者等に対し、重要供給確保医薬品等の増産の指示等ができるものとする。
- 五、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の業務に、次の業務を追加する。
 - 1 製造基盤整備措置を行う後発医薬品製造販売業者等に対し、必要な資金の交付等の支援を行

うこと。

2 革新的医薬品等実用化支援事業者に対し、必要な資金の交付等の支援を行うこと。

六、厚生労働大臣は、製造販売の承認の申請に係る医薬品等が、効能、効果等を有すると合理的に予測できるものである等のときは、調査の実施等を条件として、承認を与えることができるものとする。

七、薬局医薬品の製造販売業者は、小児用の薬局医薬品の開発を促進するために必要な資料の収集に関する計画を作成し、当該計画に基づき、必要な資料の収集を行うよう努めなければならないものとする。

八、薬局開設者は、調剤の業務の効率化のため、調剤の業務のうち当該業務に著しい影響を与えない定型的な業務として政令で定める業務について、他の薬局の薬局開設者に委託することができるものとする。

九、薬局開設者等は、指定濫用防止医薬品ごとに厚生労働省令で定める数量を超えて当該医薬品を販売等し、又は厚生労働省令で定める年齢に満たない者に当該医薬品を販売等してはならないものとする。

十、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（7.5.13厚生労働委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、製造販売業者等の薬事に関する業務に責任を有する役員の変更命令を発出するに当たっては、事業者の経営権にも十分に配慮し、事業者が自律的に役員体制の見直しを行えるようにあらかじめ必要な指導を徹底すること。また、役員の変更命令を発出する場合の判断の考え方や手順をあらかじめ公表すること。

二、後発医薬品製造基盤整備基金による支援を始めとした、本法に規定する医薬品の安定供給のための措置の実施状況を踏まえ、医薬品の供給不足が解消されない場合は、後発医薬品の産業構造や薬価の見直しを含め、医薬品の安定供給のための措置を検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

三、条件付き承認に当たっては、承認後に行う検証的臨床試験の内容及び臨床試験成績に関する資料を提出する期限等を可能な限り具体的に定め、正当な理由なく期限内に検証的臨床試験によって有効性及び安全性が確認できなかった場合には承認取消し権限を適切に行使すること。

四、条件付き承認制度によって承認された医薬品等については、市販後の安全対策を強化することが必要であり、承認に当たっては、強化する市販後安全対策の内容を具体的に定めること。新型コロナウイルスの安全対策においては、収集した副反応情報の因果関係評価について、 α （因果関係が否定できないもの）、 β （因果関係が認められないもの）、 γ （因果関係が評価できないもの）の3カテゴリーに分ける基準が採用されていることや、医薬品等によっては収集された副作用等の情報の99パーセント以上が因果関係が評価できないとされている現状を改めるため、評価基準を見直すこと。また、安全対策には医薬品副作用被害救済制度における情報も活かすこと。

五、条件付き承認制度によって承認された医薬品等については、同制度の下で承認された医薬品等であり検証的臨床試験等を経っていないことや承認条件をわかりやすく明記するとともに、医療現場や患者に十分な情報提供を行うこと。

六、医薬品等の有効性及び安全性の評価において最も信頼性の高い方法は、比較臨床試験であること、薬事承認申請に際して添付する資料を定めた一般規定である本改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第3項等の「品質、有効性及び安全性に関する資料として厚生労働省令で定める資料」は、原則として、臨床試験の試験成績に関する資料であることに変わりがないことを改めて確認すること。

七、リアルワールドデータは臨床試験に完全に代わるものではなく、薬事承認におけるリアルワールドデータの利活用には、適合性及び品質が適切なレベルで担保されたデータベースの構築とリアルワールドデータの利点と限界を十分に踏まえた基準の確立等が必要であり、引き続きリアル

ワールドデータの利活用のための適切な基盤の構築に努めていくとともに、リアルワールドデータのみに基づく薬事承認は慎重に検討すること。

八、薬局医薬品の製造販売業者に対し、小児用薬局医薬品の開発計画の策定を努力義務として課すに当たっては、欧米において開発が免除又は猶予されるケースがあることを踏まえ、当該規定が実効性を欠いたものとならないよう適切な運用を図ること。

九、革新的医薬品等実用化支援基金について、創薬環境の整備に資する事業に対して適切な支援が透明性をもって行われるよう、対象事業に関する基準の策定、対象事業の認定及び認定取消し等を適正に行うとともに、基金の執行状況について定期的に公表すること。また、ドラッグ・ラグ及びドラッグ・ロスの解消に向けた取組を進めるに当たっては、将来にわたってこうした問題が拡大しないよう、国内における医薬品開発が速やかに行われるための適切な措置を講ずること。

十、処方箋なしでの医療用医薬品の販売についていわゆる零売規制の具体的な運用を定める厚生労働省令やガイドライン等の策定に当たっては、処方箋医薬品以外の医療用医薬品の積極的なOTC化推進及び薬剤師との相談を通じて患者が主体的に医薬品を選択・購入するセルフメディケーション推進の政策方針に逆行することがないよう留意し、処方箋の交付を受けた者以外の者に対して医療用医薬品の販売が認められる「やむを得ない場合」の範囲・運用については、国民の医薬品へのアクセスを阻害しないよう十分に配慮すること。当該運用については、本改正以前より零売を行ってきた薬局等が、国民の医薬品へのアクセスに一定の役割を果たしていることも考慮し、過度な指導や規制により営業継続が困難となることのないよう、必要最小限かつ合理的な規制措置にとどめること。

十一、指定濫用防止医薬品の販売規制の具体的な運用を定める厚生労働省令やガイドライン等の策定に当たっては、国民による医薬品の適切な使用を推進する観点から、指定濫用防止医薬品の範囲、販売方法、情報提供の在り方等について、科学的根拠に基づき検討を行うこと。特に、若年層における濫用実態や、地域・時間帯・使用者によっては医薬品へのアクセスが容易ではないことを踏まえつつ、医薬品へのアクセスを不当に制限することがないよう、多様な販売形態を考慮し、濫用防止と利便性のバランスに配慮した規制とすること。当該販売規制の運用については、本改正以前より医薬品販売を行ってきた薬局等が、国民のセルフメディケーションにおいて一定の役割を果たしていることも考慮し、過度な販売規制により営業継続が困難となることのないよう、必要最小限かつ合理的な規制措置にとどめること。

十二、市販薬の濫用の背景には、生きづらさや、孤独・孤立等の社会的不安があると指摘されていることから、その対策を進めるに当たっては、販売規制のみならず、医療、福祉、教育などの分野において、関係府省間で対策を進めること。

十三、地域における薬局の役割・機能を更に整理・明確化し、国民にわかりやすいものとするとともに、地域に必要な役割・機能を持つ薬局に対し、適切に診療報酬上の評価を行うこと。

十四、国連女子差別撤廃委員会の勧告を尊重し、緊急避妊薬の全国の薬局での恒久的な販売について、面前服用を始め、年齢制限、親の同意、価格などのセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する自己決定権）に関する諸課題の解消に向けた検討を行うこと。また、検討に当たっては、これまでヒアリングやパブリックコメントでしか意見を聴いてこなかった当事者、とりわけ若い世代の意見を代表する者を検討の場に参画せしめ、具体的な運用の決定過程に関与させること。

十五、特定要指導医薬品に関する薬剤師による服薬指導及び情報提供について、研修受講などの条件が必要な場合には、それを満たすよう、全ての薬剤師が受講できる機会を提供すること。

右決議する。

防衛省設置法等の一部を改正する法律案（閣法第16号）

（衆議院 7. 4. 24可決 参議院 5. 12外交防衛委員会付託 5. 21本会議可決）

【要旨】

本法律案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官定数の変更及び水上艦隊の新編その

他の自衛隊の組織の改編を行うとともに、自衛官の再任用に係る要件の見直し、航空管制官手当の新設その他の自衛官等の人材確保のための制度の整備、物品役務相互提供協定に係る規定の整備、装備移転等に伴う装備品等の製造等を適切に実施するための規定の整備等を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、自衛官の定数を改める。

二、海上自衛隊の護衛艦隊、掃海隊群等を水上艦隊に新編し、その隷下部隊に水上戦群、水陸両用戦機雷戦群及び哨戒防備群を新編するとともに、情報作戦集団を新編する。また、航空自衛隊の航空戦術教導団を廃止するほか、陸上自衛隊の補給統制本部を補給本部に改編するとともに、所要の規定の整備を行う。

三、自衛官候補生の身分を廃止するとともに、所要の規定の整理を行う。

四、自衛官の再任用について、定年退職等の後に自衛官としての勤務から一旦離れた者であっても、自衛官としての任務を遂行し得る体力や能力等を維持しているものは再任用の対象とする。

五、一定期間以上在職し、かつ、良好な成績で勤務した即応予備自衛官に支給する勤続報奨金を予備自衛官にも支給できるようにする。

六、事業を営む予備自衛官又は即応予備自衛官に対する当該事業の継続に資するための給付金を新設する。

七、物品役務相互提供協定に係る規定の整備を行う。

八、留学を命ぜられた防衛大学校の学生に対して、留学中又は留学終了後一定期間内に離職した場合、国が支出した留学費用の全部又は一部を償還させるための規定を新設する。

九、装備移転の対象となる航空機及び船舶の製造等並びに無人船舶の民間人による試験航行等を実施するため、航空法、船舶安全法等及び船舶職員及び小型船舶操縦者法の適用除外規定等を整備する。

十、入隊直後から営舎や船舶等において集団生活を送る特殊な生活環境下にある自衛官に支給する指定場所生活調整金及び航空管制業務を行う自衛官に支給する航空管制官手当を新設するほか、航空機乗員に支給する航空手当の上限額並びに予備自衛官手当及び即応予備自衛官手当の月額をそれぞれ引き上げる。

十一、本法律は、令和8年3月31日までの間において政令で定める日から施行するほか、必要な施行期日を定める。

【附帯決議】（7.5.20外交防衛委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、今後、新たに条約その他の国際約束が署名された際に、当該国際約束が自衛隊法第84条の5に規定する物品役務相互提供協定に含まれることが想定される場合には、防衛省は、遅滞なく本委員会に報告すること。

二、国会における審議の形骸化を防ぐため、複数の法改正を1本の法案として提出する形式は、内閣法制局の審査基準でも求められている「政策の統一性」、「条項の関連性」等が明らかに認められる場合に限ること。

三、本法による自衛官の処遇改善は、令和の時代に相応しい処遇確立の端緒に過ぎない。我が国防衛力の中核たる自衛官に見合った俸給表とするため抜本的に見直し、勤務環境を整え、勲章授与基準を拡充するなど、さらなる処遇改善に向け取り組むこと。

右決議する。

災害対策基本法等の一部を改正する法律案（閣法第17号）

（衆議院 7.4.17可決 参議院 4.25災害対策特別委員会付託 5.28本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一 災害対策基本法の一部改正

1 国及び地方公共団体に協力して、避難所の運営、被災者からの相談への対応等の業務を行う

団体は、申請により、内閣総理大臣の登録を受けることができるとともに、その登録を受けた団体は、市町村長から、同業務に必要な限度において被災者台帳の情報の提供を受けることができることとする。

- 2 地方公共団体の長は、毎年1回、物資の備蓄の状況を公表しなければならないこととする。
- 3 指定行政機関の長等は、災害応急対策について、その事態に照らし緊急を要する場合、都道府県知事からの要求を待たないで、応援をすることができることとする。
- 4 広域一時滞在の協議を行う市町村長の間で被災住民の情報を共有するとともに、当該被災住民に対し、援護に関する情報を提供することとする。
- 5 災害応急対策責任者は、相互に協力しつつ、情報通信技術等を活用しながら、避難所の運営状況に関する情報及び被災者に関する情報の把握等に努めなければならないこととする。

二 災害救助法の一部改正

- 1 救助の種類として、福祉サービスの提供を追加することとする。
- 2 都道府県知事等は一1の登録を受けた団体を救助に関する業務に協力させることができることとし、その実費弁償等に係る費用は協力命令を発した知事等が統括する都道府県等が支弁することとする。

三 水道法、大規模災害からの復興に関する法律及び内閣府設置法の一部改正

- 1 日本下水道事業団は、協定を締結した水道事業者等の管理する水道施設が災害により損傷した場合に当該水道施設の工事を行うことができることとする。また、水道事業者は、災害時に配水管の復旧等のため必要と認めるときは、水の供給を受ける者の土地に立ち入り、給水装置を操作できることとする。
- 2 一団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画を定めることができる災害の範囲に、著しく異常かつ激甚な非常災害として政令で指定する災害を加えることとする。
- 3 内閣府本府に、防災に関する事務を統理する防災監1人を置くこととする。

四 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から3月以内の政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】（7.5.23災害対策特別委員会議決）

政府は、令和6年能登半島地震の教訓を生かし、南海トラフ地震や首都直下地震などの大規模地震や激甚化・頻発化する気象災害の発生に備え、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 災害関連死を防ぐため、災害関連死に係る実態の把握に努め、事例の検証を行うとともに、被災者に対する充実した福祉的支援及びブスフィア基準に沿った避難所運営が実施されるよう、地方公共団体に対し、適切な助言及び支援を行うこと。また、災害関連死の適正な認定に資する体制整備のため、地方公共団体に対し、災害関連死の認定に係る審査会等の設置を促すこと。
- 二 避難所に避難できず、自宅や車中で避難生活を送っている避難者に対しても、避難所で提供される物資や情報等が等しく提供され、適切に行きわたるよう、地方公共団体に周知徹底するとともに、適宜その運用状況を把握し、必要な対応を図ること。また、災害時に福祉避難所が速やかに開設できるよう、適切な施設の指定及び協定の締結を促進するとともに、福祉避難所を必要とする被災者の受入れに対応可能な物資の備蓄・機材の確保や施設の耐震化に向けた支援を行うこと。
- 三 災害時における福祉的支援の充実・円滑化を図り、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児を始めとした特に配慮を要する被災者に対して、それぞれの事情に応じた応急の福祉的支援が行きわたるよう努めること。
- 四 災害時における福祉サービスの提供に当たっては、必要とする者に適切なサービスが提供されるよう、ガイドライン等の整備を行うとともに、福祉施設や福祉サービスの機能が回復されるまでの間は、関係府省が連携し必要な支援を継続するよう努めること。また、施設やサービスの機能回復に向けた応援派遣や必要な物資・機材の調達等について、災害発生前から十分な準備ができるよう適切に支援すること。

- 五 災害時に適切な福祉サービスが提供されるよう、DWA T（災害派遣福祉チーム）への情報提供及びDWA T間の情報連携のために必要な環境整備を図ること。
- 六 福祉関係者に対する従事命令の発出及び罰則の適用については、福祉の範囲が広範にわたることに鑑み、緊急性や必要性等を十分に検討し、慎重な運用がなされるよう、都道府県知事等に適切な助言を行うこと。
- 七 被災者援護協力団体の登録制度については、登録基準を明確化するとともに、評価方法の公平性及び透明性の確保を図ること。また、登録を受けた団体以外の協力団体や個人ボランティアの活動促進に向けた施策について検討し、必要な措置を講ずること。
- 八 被災者援護協力団体の登録に当たっては、当該団体の役職員が、被災者及び支援者に対して暴力、ハラスメントその他不適切な行為を行うことのないよう、教育・訓練の実施状況を考慮するとともに、登録被災者援護協力団体の業務状況を把握し、必要に応じ改善を求めること。また、役職員に暴力、ハラスメントその他不適切な行為があったことを把握した場合や、役職員又はこれらの職にあった者が秘密保持義務に違反した場合には、当該団体に対し、速やかに改善命令・登録取消等の対応を行うこと。
- 九 被災者援護協力団体が登録を受けることができない事由のうち、「心身の障害により被災者援護協力業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの」については、東日本大震災等で障害者団体が被災障害者の支援活動に大きな役割を果たしてきたことに鑑み、障害者差別解消法との整合性を確保し、心身に障害があることをもって一律に排除することのないよう十分留意するとともに、内閣府令を定める過程において、障害者団体の意見を積極的に聴取すること。また、障害者団体を共生社会の構成員として連携に努めること。
- 十 災害の発生により施設又は設備に被害が生じ、かつ、市町村長又は都道府県知事による応急措置の実施が困難となる事態を想定し、平時から、地方公共団体等と連携するとともに、実際にこのような事態が生じた場合には、直ちに被災地の状況を把握し、躊躇せず応急措置を実施すること。
- 十一 障害者、高齢者等への実効性の高い避難支援に向けて、各市町村における避難行動要支援者に対する個別避難計画の策定が進むよう、防災・災害対応に係る人材の確保、財政措置、先進・優良事例に関する情報提供等、必要な支援の強化を図ること。また、災害時に要配慮者利用施設の利用者が速やかに避難できるよう、各市町村に対し、避難先や福祉人材の確保を促すとともに、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施等に係る優良事例の情報を提供するなど適切な支援を行うこと。
- 十二 インフラ及びライフラインの復旧に当たっては、民間事業者を含めた作業員の安全衛生確保の強化及び周囲の理解促進を図ること。
- 十三 液状化による宅地被害を軽減するため、液状化対策の周知・啓発を更に推進するとともに、市町村による液状化ハザードマップの作成の加速化や必要に応じた更新の実施に向け、助言及び支援を行うこと。
- 十四 埼玉県八潮市における道路陥没事故により、インフラの老朽化問題が改めて顕在化し、老朽化対策が喫緊の課題となっている。自然災害が激甚化する中、インフラ老朽化の進行により、被害規模が拡大することのないよう、抜本的対策を講ずるとともに、インフラの維持管理を行う地方公共団体に対し、人的・財政的等の支援を強化すること。
- 十五 地方公共団体における物資の備蓄状況については、その公表結果を踏まえ、地域間格差の是正を図ること。また、物資の備蓄に当たっては、女性や高齢者、アレルギー疾患を有する者などの多様なニーズに対応可能な物資の確保に努めるとともに、地方公共団体においても、同様の取組がなされるよう促すこと。
- 十六 防災、復旧・復興に関する意思決定の場及び防災・危機管理部局等の防災現場への女性参画の強化など、「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」や「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」に沿った取組を全ての地方公共団体に徹底するとともに、取組の進捗状況を把握・公表し、必要な改善に努めること。

十七 気候変動に伴い激甚化・頻発化する大雨・大雪等の気象災害や、岩手県大船渡市を始めとする各地で相次ぐ林野火災に適切に対処するため、災害救助や消防活動、避難所環境などに関し、地方公共団体間の格差是正や連携・協力の在り方について、国として必要な検討を進めること。
右決議する。

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案（閣法第18号）

（衆議院 7.5.15可決 参議院 5.27災害対策特別委員会付託 6.4本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一 株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」という。）の目的として、「大規模な災害を受けた地域の経済の再建」を追加することとする。
- 二 支援基準は、大規模な災害を受けた地域の経済再建のため、当該地域の事業者に対する迅速かつ適切な支援の実施に必要な事項を含むものでなければならないこととする。
- 三 機構による支援の決定の期限を令和23年3月31日まで延長し、当該決定等に係る業務の期限を令和28年3月31日まで延長することとする。
- 四 機構が解散した場合において、株主に分配することができる残余財産の額が株式の払込金額の総額を下回るときは、当該残余財産の額は、政府保有株式以外の株式について、その払込金額を限度として分配し、分配の結果、なお残余があるときは、政府保有株式について分配することとする。
- 五 この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行することとする。

【附帯決議】（7.6.2災害対策特別委員会議決）

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」という。）は、業務の期限延長の趣旨を踏まえ、二重債務に苦しむ令和6年能登半島地震等の被災事業者への支援を更に強化するとともに、今後起こり得る大規模災害に備え万全の体制構築に努めること。
- 二 機構は、その目的に大規模な災害を受けた地域の経済の再建が掲げられたことを踏まえ、政府出資金等の適切な管理に十分に配慮しつつも、被災事業者への迅速かつきめ細やかな支援の更なる強化に努めること。
- 三 政府は、本改正に伴い、支援基準に被災地域の事業者に対する迅速かつ適切な支援の実施に必要な事項を定めるに当たっては、機構がこれまでに行ってきた災害支援を通じて得た知見を生かし、関係行政機関、関係金融機関及び他の中小企業支援組織等との緊密な連携の下、被災事業者に寄り添った実効性あるものとする。また、機構と連携し、平時から、機構の支援制度について事業者に対する周知を一層徹底するとともに、災害時に支援の申請が円滑に行われるよう、手引きを作成するなど環境整備を図ること。
- 四 機構は、被災事業者支援の強化に努めつつも、解散時に残余財産の額が株式の払込金額の総額を下回るときに政府出資が負担しなければならないとされる損失については、可能な限り最小限になるよう適切な経営に努めること。
- 五 政府は、本法の施行後7年を目途として、その施行の状況について検討を行うに当たっては、大規模災害を受けた被災地域の経済再建の状況、地域金融機関等による地域経済活性化支援の取組の進展及び機構が担うべき役割その他の事情を総合的に考慮し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。特に、機構は設置当初から時限的な組織とされるところ、本改正によって3回目の業務期限の延長となり、災害対策の強化が図られることを踏まえ、今後の組織の在り方についても十分に検討すること。

右決議する。

電波法及び放送法の一部を改正する法律案（閣法第19号）

(衆議院 7.4.11可決 参議院 4.14総務委員会付託 4.18本会議可決)

【要旨】

本法律案は、電波の有効利用を促進し、及び情報通信技術の進展等に対応した規制の合理化を図るため、特定高周波数無線局を開設することのできる者を価額競争により選定する制度の創設、無線局の免許状等及び基幹放送事業者の認定証のデジタル化、電波利用料制度の見直し等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、6ギガヘルツを超える周波数を使用する相当数の無線局を一定以上の広がりを持った区域において一体的に運用するために開設される特定高周波数無線局を開設することのできる者を、価額競争により選定する新たな周波数割当方式を導入する。
- 二、無線局の免許状や登録状、基幹放送事業者の認定証について、書面による交付を廃止して、免許人等が、免許等に係る事項を記録した免許記録等をインターネットで閲覧できる仕組みを導入する。また、国の機関、独立行政法人及び包括免許人その他の相当数の無線局を開設している者に対し、免許の申請等の手続について、書面による手続を廃止して、インターネットによる手続を義務付ける。
- 三、令和7年度から令和9年度までの電波利用共益費用等の見込みを勘案した電波利用料の料額の改定を行う。また、電波利用料の使途として、携帯電話基地局等の強靱化に係る補助金の交付を追加するとともに、特定周波数変更対策業務の対象に周波数を共同利用する場合を加えるほか、同業務について無線設備の機能を有線通信により代替する設備への変更工事に要する費用への給付金の支給等を可能とする。
- 四、特定地上基幹放送事業者等が中継地上基幹放送局を廃止する際には、その廃止する地域において放送番組を引き続き視聴できるようにするための措置を講ずるように努めること等の規定を整備する。
- 五、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】 (7.4.17総務委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、電波利用料の歳入と歳出の累積差額については、電波利用料が電波の適正な利用の確保に関し無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用を免許人等が負担するものであることを踏まえ、必要性や緊急性の高い電波利用共益事務への積極的な活用を図ること。
- 二、価額競争における落札価額が著しく高額となり、事業者ひいてはそのサービスの利用者にとって過度な負担とならないよう、あらかじめ価額競争実施指針を定めること。
- 三、価額競争の仕組みを積極的かつ適切に活用すること等により、都市部のみならず都市部以外の地域においても、電波の公平かつ能率的な利用を促進し、地域に根差した電波利用サービスが生まれるよう努めること。
- 四、価額競争の運用状況を踏まえ、より公平性及び透明性の高い周波数の割当ての実現に向け、将来的に他の周波数についても価額競争を導入することも含め継続的に検討すること。
- 五、電波が有限・希少な国民共有の財産であることに鑑み、価額競争における落札者が我が国の経済安全保障上の利益を損なうことなく落札した周波数を活用したサービスを長期的かつ安定的に提供するよう、十分に留意すること。
- 六、電波のひっ迫状況を解消するため、電波の再配分のみでなく、未利用周波数帯の開拓等の技術開発を含め、電波の有効利用に引き続き取り組むこと。
- 七、放送事業者等が小規模中継局等を廃止する際のブロードバンド等による代替に当たっては、地域住民の理解を得ることが重要であることを踏まえ、事業者による説明会の開催や相談対応等に当たって、必要な支援を行うこと。

右決議する。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第20号）

(衆議院 7.5.15可決 参議院 5.20政治改革に関する特別委員会付託 5.28本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近における物価の変動、選挙等の執行状況等を考慮し、選挙等の円滑な執行を図るため、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、最近における物価の変動、選挙等の執行状況等を踏まえ、投票所経費、開票所経費、事務費等の基準額を改定する。
- 二、この法律は、公布の日から施行する。

医療法等の一部を改正する法律案（閣法第21号）

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、高齢化に伴う医療ニーズの変化や人口減少を見据え、地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を構築するため、地域における医療機関の機能分化・連携強化に着目した地域医療構想の推進、医師の偏在是正に向けた取組の推進、オンライン診療の推進及び美容医療に係る規制の整備、医療情報の基盤の構築及び利活用の推進等を行おうとするものである。

土地改良法等の一部を改正する法律案（閣法第22号）

(衆議院 7.3.21可決 参議院 3.24農林水産委員会付託 3.31本会議可決)

【要旨】

本法律案は、農業水利施設の老朽化の進行、気象災害のリスクの増大、農村人口の減少等に的確に対応し、農業生産の基盤の保全及び担い手のニーズに対応した基盤整備に関する措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、土地改良法の一部改正

- 1 目的規定について、農業生産の基盤の整備及び「保全」を図ること等とするとともに、土地改良長期計画に係る規定を同様に見直すこととする。
- 2 国又は都道府県は、事業参加資格者からの申請によらず、一定の要件を満たす基幹的な土地改良施設の更新のための土地改良事業を行うことができることとする。
- 3 土地改良区は、単独で又は共同して、関係者と連携して、土地改良施設の管理に関する活動、活動と一体として行う関連施設の保全のために行う取組等を行おうとする場合には、連携管理保全計画を作成し、都道府県知事の認可を受けなければならないこととし、同計画の作成等について協議を行うため、土地改良区及び関係者により構成される協議会を組織することができることとする。
- 4 急施の防災事業において、農業用排水施設の決壊等による被害を防止するため施設の変更を内容とする事業等を行うことができるとし、急施の復旧事業において、土地改良施設の復旧と再度災害等を防止するために行う復旧事業とを一体とした事業等を行うことができることとする。
- 5 農地中間管理機構関連事業について、実施主体に市町村を追加するとともに、対象に農地中間管理機構が所有権を有する農用地を追加することとする。
- 6 土地改良区は、農業用排水施設の管理の効率化を図るとともに、地域における情報通信技術の活用の促進に資するため、情報通信環境整備事業を行おうとする場合には、事業の計画等を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないこととする。
- 7 土地改良区の理事構成に係る配慮等土地改良区等の体制及び運営に関する措置を講ずるとともに、土地改良事業計画の変更等土地改良事業の適正な実施に関する措置を講ずることとする。

二、施行期日

この法律は、令和7年4月1日から施行することとする。

【附帯決議】（7.3.27農林水産委員会議決）

最近の農業・農村を取り巻く情勢変化の中で、土地改良事業が、良好な営農条件を備えた農地・農業用水等の確保と有効な活用を通じて、農業生産の増大、農業生産活動の継続的な実施、農村地

域の活性化、国土の保全、防災・減災等に果たす役割は一層重要なものになっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 農業水利施設の老朽化が急速に進展する中において、施設に重大な事故が生じ、営農等に支障が生じることがないように、基幹的な農業水利施設の計画的な更新を着実に進めること。また、国・都道府県の発意による農業水利施設の更新の実施に際しては、更新の必要性について、農業者を始め地域の関係者に対し、事前に十分な説明を行うなど、丁寧な運用に努めること。
- 二 連携管理保全事業の創設に当たっては、関連施設の管理者、関係市町村とともに、農地中間管理機構、農業委員会などの連携管理保全事業に係る地域の地域計画に関わる者を含めて連携を図ることを基本として連携管理保全計画が作成されるよう、制度の趣旨、運用の在り方等についてきめ細かな指導・助言等の必要な支援措置を行うこと。また、事業推進のための予算措置を継続的に確保するとともに、連携管理保全事業に取り組む土地改良区等に対し、都道府県土地改良事業団体連合会等が地域の実情に応じた適切な伴走支援を行える体制を整えるよう努めること。
- 三 農業者の申請・同意・費用負担を求めずに実施する急施の防災事業及び急施の復旧事業の実施に際しては、国・都道府県において、老朽化の状況や長寿命化に向けた取組を的確に把握した上で、農業水利施設の損壊の危険度等を踏まえ、事業要件の透明性を確保し、適切に判断するとともに、複合災害等に対する柔軟な運用を図ること。また、農業者の費用負担を要する従前からの事業との間で不公平感が生ずることのないよう配慮するとともに、現行の急施の事業の進捗に支障が出ないように、適切な運用を図ること。
- 四 農地中間管理機構関連事業の拡充により、都道府県及び市町村が当該事業を実施するに当たっては、各市町村において策定された地域計画の実現に向けた取組と連動し、適切に整備された農用地が、地域計画に位置付けられた担い手等に対し、確実かつ円滑に貸付け等がなされるよう指導・助言等の支援を行うこと。
- 五 土地改良区がスマート農業等に対応した情報通信環境を整備できる附帯事業の拡充に当たっては、特に当該事業に係る農業者等の施設利用者の経費負担について納得が得られた上で実施されるよう配慮すること。また、情報通信環境整備事業と併せて、スマート農業技術が効果的に活用されるよう、土地改良区等の関係者の人材育成等の支援を行うこと。
- 六 施設管理准組合員の資格要件の見直しについては、連携管理保全計画や地域計画など地域の実情を踏まえた取組に理解のある者が施設管理准組合員となるよう、資格要件や判断基準の考え方を示すなど適切な運用を図ること。
- 七 理事の年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮する規定については、地域や土地改良区の実情に即した配慮を求めるものであること、土地改良区の理事として適正な者が選任されること等が引き続き重要であること等を丁寧に周知すること。
- 八 土地改良施設の更新に必要な資金の積立ての仕組みについては、平成30年改正で導入された複式簿記会計の円滑な実施と併せて、これらの仕組みや制度の趣旨及び必要性についての理解が醸成されるよう、研修や説明会の実施等必要な支援を行うこと。
- 九 休眠土地改良区の解散の手続きを見直し、総会の承認を都道府県知事の認可に代えることについては、土地改良施設の管理は土地改良区が行うことが原則であり、休眠土地改良区の休眠状態を解消するための施策が優先されることを基本として、休眠土地改良区の解散が機械的に行われることのないよう、慎重な運用を図ること。
- 十 本法に基づく広範な改正内容について、土地改良区、農業者、地方公共団体等の幅広い関係者に対し具体例とともに説明するなど、丁寧な周知に努めること。また、改正事項の運用に当たっては、地域の農業者が安心して営農を継続できること、地域計画を始めとした地域の実情を踏まえたものとなること、地域の営農活動や集落活動に支障を及ぼすものとならないこと、土地改良区や地方公共団体等の過度な負担とならないこと等に十分配慮すること。
- 十一 農業生産基盤の保全及び担い手のニーズに対応した基盤整備に関する措置、土地改良区等の体制及び運営に関する措置等が的確に講じられるよう、土地改良制度の在り方について不断の見直しを行うとともに、適宜、連携管理保全事業を始めとした本法による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは当該規定について検討を加え、その結果に基づいて適切な措置を講ずること。

右決議する。

独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律案（閣法第23号）

（衆議院 7. 3. 27可決 参議院 3. 31外交防衛委員会付託 4. 9本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、開発途上地域の法人等に対する有償資金協力について、その手法として、現行法の資金の貸付け及び出資に加え、債務の保証及び債券の取得を追加する。
- 二、開発途上地域の法人等に対する有償資金協力について、現行法の開発事業に係る業務に加え、開発途上地域の経済及び社会の持続可能性の向上に資する計画に係る業務を追加する。
- 三、国際協力機構の無償資金協力について、その手法として、現行法の開発途上地域の政府等に対する資金の贈与に加え、国際協力機構による財産の贈与及び開発途上地域の政府等に代わっての債務の弁済を追加する。
- 四、国際協力機構の委託により行う開発途上地域に対する技術協力について、その委託先を、現行法に列挙されている主体に加え、国際協力に係る知見、技術その他の能力を勘案して外務大臣が指定する者、独立行政法人及び学校等にも拡大する。
- 五、有償資金協力業務の財源に充てる長期借入金について、現行法の政府からの借入れに加え、主務大臣が指定する者からの借入れを可能とする。
- 六、無償資金協力のために国際協力機構が管理している資金であって外務大臣が中断したと認める計画に係るもののうち、中断したと認める時点で当該計画に必要となることが見込まれる資金以外の資金について、国庫に納付しなければならないこととし、また、外務大臣の承認により翌事業年度までの贈与等に充てることを可能とする。
- 七、この法律は公布の日の翌日から施行する。

【附帯決議】（7. 4. 8外交防衛委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）が開発途上地域の銀行等に対し当該地域の法人等の債務の保証を提供するに当たって、対象となる融資について、銀行等と法人等との間の契約の条件が法人等にとって高利と見込まれる場合又は債権回収の方法に疑義が残る場合には、保証の提供を行わないこと。
- 二、経済危機・災害・内戦・テロが起きた場合には、信用保証による高額の代位弁済が発生し得るが、求償権による債権の回収は困難となり、信用保証業務の持続性が担保されない懸念がある。そのような場合に備え、機構が信用保証を提供するに当たり、適正な事業規模の管理や再保険等のリスク分散の検討等を通じて持続性を確保すること。
- 三、求償権による債権の回収は銀行等を通じて行うことが想定されているが、日本の信用保証における回収率は極めて低いとされる。機構が行う信用保証においても、回収率が著しく低ければ当該業務の持続性が担保できない。持続可能な保証料率が他の国際機関や民間が提供する信用保証の保証料率と比較して高くなるようであれば、保証の提供を再検討すること。
- 四、多くの国際機関や開発銀行が既に信用保証を提供している中で、機構が信用保証を提供しても比較優位はない懸念がある。機構が信用保証業務を行う場合、機構の強みである技術協力や海外協力隊の活動等と合わせて事業の相乗効果が発揮されるよう検討すること。
- 五、開発途上地域における小規模なビジネスや貧困層の人々への少額の貸付け等の金融サービスを行う金融機関に対して直接的、間接的に信用保証を提供する場合、更なる注意を払うこと。また、代位弁済発生後の求償権の行使は慎重に判断すること。

右決議する。

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案（閣法第24号）

（衆議院 7. 4. 15可決 参議院 4. 16財政金融委員会付託 5. 9本会議可決）

【要旨】

本法律案は、地域活性化又は我が国の企業の競争力の強化等に資する資金供給を一層促進するため、株式会社日本政策投資銀行（以下「会社」という。）による特定投資業務について、その資金供給の対象となる事業者等の決定の期限等を延長するものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、特定投資業務による資金供給の対象となる事業者及び当該資金供給の内容の決定の期限を令和8年3月31日から令和13年3月31日まで延長する。
- 二、特定投資業務の適確な実施のために政府が会社に出資することができる期限を令和8年3月31日から令和13年3月31日まで延長する。
- 三、特定投資業務を完了するよう努めなければならない期限を令和13年3月31日から令和23年3月31日まで延長する。

四、附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 政府は、この法律の施行後適当な時期において、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資の状況、会社による特定投資業務の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、我が国経済の持続的な成長に資する長期資金その他の資金の供給の一層の促進を図る観点から、会社による特定投資業務の在り方及びこれを踏まえた会社に対する国の関与の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。
- 3 政府は、2の検討を行うに当たっては、一般の金融機関を代表する者その他の関係者の意見を聴かなければならない。

【附帯決議】（7.5.8財政金融委員会議決）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 株式会社日本政策投資銀行ができる限り早期に完全民営化することとされていること及び特定投資業務が時限を定めて導入されたことを踏まえ、期限延長が際限なく繰り返されることがないよう特定投資業務の法定期限到来までの間に、同業務の継続の是非と国の関与の在り方について十分に検討すること。
- 二 政府の保有株式については、特定投資業務等の実行に伴い政府が保有すべき株式を除き、株式会社日本政策投資銀行の目的の達成に与える影響及び市場の動向を踏まえつつその縮減を図ることとし、できるだけ早期の売却に努め、その売却益を増大している国債の償還財源に充当するなど国民負担の軽減に努めること。
- 三 特定投資業務が民業の補完又は奨励に徹することとされていることを踏まえ、民業を圧迫することがなく適切な運営がなされるよう万全を期すこと。また、いわゆる呼び水効果が民間金融機関に与える経営上の影響について、定量的な計測や検証に努めるよう促し、もって呼び水効果が最大となるよう配慮すること。あわせて、特定投資業務の個別案件の政策効果についての的確に評価・検証すること。
- 四 株式会社日本政策投資銀行の株主として同行の業務の事業実績及び経営状況を十分監視すること。
- 五 民間金融機関による資金供給を公的観点から支援するという株式会社日本政策投資銀行の役割に応じた適切なリスクを取ることが可能となるよう、同行の経営状況について、その投資損益等が適正なものとなるよう十分注視すること。
- 六 国民への説明責任を果たす観点から、多額の公的資金が投入される特定投資業務に対し、国会の行政監視機能が十分に果たされるよう、政府と株式会社日本政策投資銀行は、取引内容に関して積極的に情報開示を行うこと。また、特定投資業務の個別案件について進捗状況を継続的に把握し、財務の健全性が確保されるようにすること。
- 七 地域経済の自立的発展を実現するためには、地域金融機関等の人材の育成が急務であることに鑑み、株式会社日本政策投資銀行から地域金融機関に対する先進的な金融ノウハウの提供や同行と地域金融機関等の協働等により、地域における人材育成が同行によって図られるよう適切な措置を講ずること。
右決議する。

特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第25号）

（衆議院 7.4.24可決 参議院 5.12財政金融委員会付託 5.16本会議可決）

【要旨】

本法律案は、財政投融资特別会計投資勘定（以下「投資勘定」という。）の財務に関する自立性を高め、投資の財源を円滑に調達し、機動的に資金供給を行うための規定等の整備を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、投資財源資金

投資財源資金について、一般会計からの繰入金及び同資金の運用による利益金をもって充てる旨の規定を廃止するとともに、投資勘定から投資財源資金への繰入れ、投資勘定における決算剰余金の投資財源資金への組入れ及び投資勘定における決算上の不足について投資財源資金からの補足を可能とする。

二、借入金

投資勘定において、出資の払込金及び貸付金の財源に充てるために必要な経費につき、借入を可能とする。

三、一般会計から投資勘定への繰入れ

投資勘定における一般会計からの繰入対象経費について、危機対応円滑化業務に係る株式会社日本政策金融公庫に対する出資及び危機対応業務に係る株式会社日本政策投資銀行に対する出資の払込金に要する経費に限定する。

四、施行期日

この法律は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度の予算から適用する。

【附帯決議】（7.5.15財政金融委員会議決）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 政府は引き続き、特別会計において経理される事務及び事業の効果的かつ効率的な実施、区分経理の必要性、特別会計の資産及び負債の適切な取扱い、特別会計の資産及び負債に関する情報公開について不断に検証し、その結果に基づき、適切な措置を講じること。
- 二 各特別会計の積立金又は資金については、現下の国の財政が極めて厳しい状況に置かれていることを踏まえ、各特別会計の必要な水準についてできる限り明らかにした上で、各特別会計の積立金又は資金の額が必要な水準を超えることとなるときは、その性格を踏まえ、超えることとなる部分を一般会計の歳入に繰り入れるため必要な措置を講じるよう努めること。その際、累次の特別会計改革の趣旨にも留意すること。
- 三 財政投融资特別会計投資勘定は、産業の開発及び貿易の振興のための資金を出資及び貸付けによって供給するために設けられていることを踏まえ、その趣旨に合致しない資金の供給は厳に慎むこと。
- 四 財政投融资特別会計投資勘定における借入れについては、産業投資の性格に鑑み、同勘定の財務の健全性が損なわれたり、安易な資金充当がなされたりすることがないように、適切な運用に万全を期すこと。また、同勘定の投資財源資金については、同勘定からの繰入金等の額が過大とならないよう十分に配慮し、適切な規模とすること。
- 五 財政投融资特別会計投資勘定の資金によって「官民ファンド」を組成する場合、当該ファンドによる投融资について積極的に情報開示を行うとともに、国の出資割合については当該ファンドの性質を勘案して必要最小限度に留めること。
右決議する。

漁業災害補償法の一部を改正する法律案（閣法第26号）

（衆議院 7.4.3可決 参議院 4.14農林水産委員会付託 4.25本会議可決）

【要旨】

本法律案は、我が国の漁業をめぐる諸情勢の変化に対応して漁業災害補償制度の改善を図り、漁業経営の安定に資するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、2以上の漁業の種類を一括して対象とする契約を締結できる方式の創設

漁獲共済及び特定養殖共済を統合して漁獲・特定養殖共済を創設し、併せて当該共済において2以上の漁業の種類を一括して対象とする共済契約の成立等を可能とするとともに、当該方式において共済事故の発生率の低下等を踏まえた掛金率を適用することとする。

二、共済対象とならない漁業種類を共済対象の他の漁業種類とまとめて対象とする特約の追加

共済の対象とならない漁業種類であっても、共済の対象となっている他の漁業種類と併せて副業的に営まれるものについては、共済の対象とする特約を追加することとする。

三、養殖施設ごとの損害状況に応じて共済金を支払う特約の追加

養殖共済において、契約全体での損害状況に応じた支払に加えて、網いけすなどの養殖施設ごとの損害状況に応じて共済金を支払う特約を追加することとする。

四、漁業施設共済の再共済機能の強化

漁業共済組合連合会への漁業施設共済に係る再共済に付す割合を引き上げる措置を講ずることとする。

五、施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】（7.4.24農林水産委員会議決）

近年の海洋環境の変化等によるサンマ、スルメイカ等の不漁など、我が国の漁業を取り巻く情勢変化の中で、漁業災害補償制度が、中小漁業者の相互救済の精神を基調とした漁業共済事業の実施を通じて、漁業の再生産の確保と漁業経営の安定に果たす役割は一層重要なものになっている。

よって、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 漁業災害補償制度への一層の加入促進を図るため、漁業者及び漁業協同組合等に対して今回の改正内容を十分周知するとともに、漁業協同組合及び漁業共済団体等の普及推進体制の充実を図ること。あわせて、地方公共団体が実施する各種施策と本制度との連携の強化を図ること。
- 二 2以上の漁業種類を一括して対象とする契約を締結できる方式の創設や、共済の対象とならない漁業種類であっても、共済の対象となっている他の漁業種類と併せて副業的に営まれるものについて共済の対象とする特約の追加に当たっては、漁業者のニーズに即した的確な保険設計を行った上で、事業の円滑な運営に支障を生じないように努めること。
- 三 網いけすなどの養殖施設ごとの損害状況に応じて共済金を支払う特約の追加に当たっては、輸出等を見据え、需要動向を踏まえた養殖生産を促進することができる制度となるよう、的確な保険設計を行った上で、事業の円滑な運営に支障を生じないように努めること。
- 四 漁業災害補償制度は、自然災害や水産物の需給変動といった漁業経営上のリスクに対応して漁業の再生産を確保し、漁業経営の安定を図る重要な役割を果たしていることから、制度の持続的かつ安定的な運営を確保すること。
- 五 漁業共済とともに、その経営安定機能を補完する形で実施されている漁業収入安定対策についても、我が国の漁業をめぐる状況が変化の中で、漁業経営のセーフティネットとして引き続き制度の持続的かつ安定的な運営を確保すること。
- 六 海水温の上昇など海洋環境の変化による漁場変動や魚種変化に的確に対応するためには、海洋状況をより詳細に把握する必要があることから、海洋調査に必要な観測、測定等の体制の充実を図ることにより、調査を加速化すること。
- 七 瀬戸内海に代表される内海においては、栄養塩類に起因する不漁問題が発生していることから、国は都道府県と連携した下水処理緩和や底質改善などの効果ある施策を図ること。

右決議する。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第27号）

（衆議院 7.4.10可決 参議院 4.14環境委員会付託 4.18本会議可決）

【要旨】

本法律案は、最近における一部の鳥獣の生息地の範囲の拡大等に起因する人の生命又は身体に対する危害の発生の実情に鑑み、当該危害を防止するため、危険鳥獣の銃器を使用した捕獲等に関する制度を創設しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この法律において「危険鳥獣」とは、熊その他の人の日常生活圏に出現した場合に人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれが大きいものとして政令で定める鳥獣をいう。
- 二、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、危険鳥獣が、住居、広場、電車等の人の日常生活の用に供されている場所又は乗物（以下「住居等」という。）に侵入していること又は侵入

するおそれ大きいことを把握し、かつ、当該危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があると認める場合において、銃器を使用した鳥獣の捕獲等（以下「銃猟」という。）以外の方法によっては的確かつ迅速に当該危険鳥獣の捕獲等を行うことが困難であり、かつ、五の措置等を講ずることにより銃猟によって人に弾丸の到達するおそれ等の人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがないと認めるときは、住居等又はその付近において、当該危険鳥獣について銃猟をすることができる。

三、市町村長は、二による銃猟（以下「緊急銃猟」という。）をしようとするときは、その職員に緊急銃猟を実施させ、又はその職員以外の者に委託して緊急銃猟を実施させることができる。

四、市町村長は、三により緊急銃猟を実施させる場合には、適正に緊急銃猟を実施するために必要な経験、技能及び知識を有する者として政令で定める要件を備える者に緊急銃猟を実施させるものとする。

五、市町村長は、緊急銃猟をしようとする場合において、人の生命又は身体に対する危害を防止するため必要があると認めるときは、通行の禁止若しくは制限又は住民への避難を指示することができる。

六、市町村長は、緊急銃猟をする必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、的確かつ迅速に当該緊急銃猟をし、又は五の措置等を講ずるため、応援を求めることができる。

七、市町村長は、緊急銃猟の実施等のため損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失の補償をする。

八、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（7.4.17環境委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、危険鳥獣の銃猟の安全対策に万全を期するため、市町村を始めとする関係者に対して、現場での迅速かつ適切な判断が可能となるよう、本法の内容を関係法令との関係も含めて十分周知するとともに、関係省庁で連携して安全かつ効果的な出没対応に関するガイドライン等の作成や研修の実施等の支援を図ること。また、危険鳥獣の出没時の連絡体制及び対応方針の事前調整や実地訓練の定期的な実施について必要な支援を行うこと。

二、本法の円滑な運用とともに、危険鳥獣の捕獲等に当たったの担い手への必要な経費が確保されるよう、地方公共団体に対する財政支援の充実に努めること。

三、狩猟者の減少・高齢化等を踏まえ、鳥獣による被害防止に向けた捕獲体制を強化するため、専門的技術を有する認定鳥獣捕獲等事業等に従事する者の更なる技術向上及び育成について、積極的な支援を行うこと。

四、クマ対策については、捕殺だけではなく、人の生活圏への出没を未然に防止することが重要であることから、生息状況把握のための適切なモニタリングの実施を始め、クマの生息環境の整備や保全、人とクマがすみ分けて共存するためのゾーニング管理などの出没抑制対策に関係省庁で十分連携を図りつつ取り組むこと。また、これらの取組を進めるため、野生動物管理の計画・立案等を担う専門人材の育成・確保を進めること。

五、捕殺による被害対策の効果は限定的で、クマ等による人身被害の予防や野生動物との軋轢の根本的な解決には、防護柵等による被害防除や誘引物除去、犬を活用した追い払いの実施など、人と野生動物とのすみ分けのための環境整備がとりわけ有効であることから、地域が効果的に取り組めるように支援策を整備し、必要な予算を確保すること。

六、くくりわな又は箱わなによる錯誤捕獲は、意図せぬクマの捕殺や野生動物に不必要な苦痛を与えることにつながるおそれ大きいことから、錯誤捕獲の発生防止対策を検討すること。

七、捕獲等を行った野生鳥獣の有効利用について、より安全な提供による消費者の安心の確保を図りつつ、その円滑な流通を促進するための環境整備等必要な措置を講ずること。

八、令和12年度までに鉛製銃弾に起因する鳥類での鉛中毒の発生をゼロとすることを目指して令和7年度から鉛製銃弾の段階的な使用規制が開始されることを踏まえ、その影響についての科学的知見も踏まえつつ、非鉛製銃弾の使用の促進を図る取組を進めること。

九、森林、里地里山、河川など、野生動物の生息環境の整備・保全と生態系ネットワークの構築・維持を進めるため、ネイチャーポジティブの取組を一層強化すること。

右決議する。

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第28号）

（衆議院 7.5.15可決 参議院 5.19経済産業委員会付託 5.28本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律の一部改正

- 1 事業活動に伴う二酸化炭素の年度平均排出量が政令で定める量以上である事業者は、毎年度、経済産業大臣に対し排出目標量等を届け出る義務を負う。経済産業大臣は、実施指針に適合すると認めるとき、届出を行った事業者に対し、脱炭素成長型投資事業者排出枠（排出枠）を無償で割り当て、割当年度の翌年度に、当該事業者の排出実績量に相当する排出枠を償却するものとする。脱炭素成長型経済構造移行推進機構は、排出枠取引を行うための排出枠取引市場を設置、運営する。
- 2 令和10年度から徴収される化石燃料賦課金について、化石燃料採取者等は、その額等を記載した申告書を経済産業大臣に提出し、当該申告に係る化石燃料賦課金を提出期限までに納付する義務を負う。経済産業大臣は、我が国の産業活動に与える影響等を考慮して化石燃料賦課金を減額又は還付する。

二 資源の有効な利用の促進に関する法律の一部改正

- 1 指定脱炭素化再生資源利用促進製品について、その生産量又は販売量が政令で定める要件に該当する指定脱炭素化再生資源利用促進事業者は、主務大臣に対して当該製品における脱炭素化再生資源の利用に関する計画の提出及び定期的報告を行う義務を負う。
- 2 主務大臣は、指定省資源化製品等（対象指定製品）について資源有効利用・脱炭素化促進設計指針を定めるものとし、対象指定製品製造事業者等は、その対象指定製品の設計について、主務大臣の認定を受けることができる。
- 3 自主回収・再資源化事業計画の認定を受けた自主回収・再資源化事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の特例を受けることができる。

三 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、令和8年4月1日から施行する。

【附帯決議】（7.5.27経済産業委員会議決）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 我が国が国際的に約束した2050年カーボンニュートラル等の実現に向けては、産業部門・運輸部門を始めとする社会全体において、本法で措置する排出量取引制度等の幅広い取組が進むよう、実効的な施策を総動員すること。その実施に当たっては、エネルギーの移行を始めとする産業構造の転換に伴う経済・社会・雇用への負のインパクトを最小化するため、地域社会を始め産業界、労働界等関係当事者と積極的な社会対話を行い、広く意見を聴取し、その意見を十分に尊重するとともに、中小事業者や雇用への影響に配慮しつつ、公正な移行を実現するための取組を進めること。とりわけ中小事業者の雇用に対しては、政府による強力な目配りと中小事業者に対する移行支援を行うこと。
- 二 成長志向型カーボンプライシングの実施に当たっては、制度の安定的な運営と確実な財源の確保を通じて、民間事業者の予見性を高めることに注力し、民間事業者による脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する投資が確実に推進されるよう、最大限取り組むこと。その際には、これまでの実施状況を確認し、技術の進捗等を考慮する中で、定期的に費用対効果等の評価分析を行い、必要に応じてその対象範囲等について、柔軟な見直しを行うこと。
- 三 脱炭素社会への移行に係る必要なコストは、広く社会全体で公平・公正に負担することを前提に、石油石炭税や地球温暖化対策税等の税制、再生可能エネルギー発電促進賦課金その他関連する制度全体の適正化による負担の抑制に努めつつ、円滑かつ適正な価格転嫁等を通じて、特定の事業者に負担が偏重することのないよう配慮し、国民全体にその理解が広がるよう積極的に取組を進めること。

- 四 脱炭素社会への移行に係るコスト負担に対する国民の理解の醸成に向けては、脱炭素に資する製品やサービスが広く受け入れられる市場を創造する観点から、公共調達に加え、様々な層に対する消費者教育の実施、カーボンニュートラルに対応した製品であることが消費者に分かりやすく伝わるような表示や仕組みの構築、原燃料の転換、ヒートポンプ技術など省エネルギーに資する商品や熱効率が低い設備の導入を促すための措置の検討等に率先して取り組むこと。
- 五 排出量取引制度の実施に当たっては、脱炭素成長型投資事業者が、取引上優位な立場を利用し、取引関係にある事業者に対して不当な負担を押し付けることがないよう、政府が責任を持って対応すること。とりわけ、中小事業者に対する負担の不当な押し付けが行われていないか、公正取引委員会及び中小企業庁において厳格に確認するとともに、こうした行為が存在する場合には厳正に対応すること。
- 六 電力等のエネルギーの脱炭素化に当たっては、社会全体の電化やデジタル化の進展等の中で見込まれる電力需要の増加に対し、安定した供給力を確保するとともに、地域住民の理解と中長期的な国民負担の抑制を前提に、再生可能エネルギー等の脱炭素電源を最大限活用していくことや、省エネの普及拡大、蓄電システムの導入拡大等に取り組むこと。その際には、物価上昇等による影響に配慮しつつ、需要家に安定した価格水準で電力等のエネルギーを供給できる環境の整備に努めること。
- 七 脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当ての実施に関する指針を定めるに当たっては、各国の動向や、国内における代替技術の有無、カーボンリーケージの可能性等も踏まえ、足下の地域の産業基盤や雇用への悪影響がないよう配慮しつつ、日本企業による脱炭素分野での競争力の維持・強化及び国内における脱炭素技術の開発や実装が着実に進み、我が国の継続的な成長につながる制度とするため、適切な水準となるよう、手続の透明性、公平性、公正性を確保するとともに、学識経験者や有識者、産業界、労働界等から広く意見を聴きつつ、丁寧に検討を進めること。
- 八 排出枠取引市場の取引価格が、実需を伴わない投機的取引によって経済実態から著しくかい離することがないよう、その動向を注意深く監視するとともに、取引価格の水準が、我が国の産業や国民生活、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する投資活動に悪影響を及ぼすと認められる場合には、これを是正するために機動的かつ的確に対応すること。
- 九 地方自治体が実施している排出量取引制度や既存のエネルギー関係諸税等との関係を適切に整理し、事業者の事務負担の軽減を図るとともに、その運用に際して実務上の問題が生じないように、現場レベルの視点から制度の予見性と実効性の確保に努めること。加えて、エネルギー価格が高騰する状況下においては、過度な国民負担を抑制するため、必要に応じて制度の見直しを行うこと。
- 十 脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当量については、全体として、パリ協定の1.5度目標及び国が決定する貢献における温室効果ガス排出量の削減目標の達成に貢献しているかを検証し、その結果を公表すること。また、当該検証の結果を踏まえて、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずること。
- 十一 排出量取引制度におけるカーボンクレジットについては、中小事業者等の排出削減を促す効果を勘案するとともに、過度な流入による価格の不安定化や脱炭素成長型投資事業者の排出削減意欲の低下等を招かぬよう留意しつつ、適切に利用されるよう、必要に応じて適宜見直しを行うこと。また、対象となるカーボンクレジットの選定については、国際的に必要とされる環境全性及び持続可能な開発への貢献が確保されたものとする。
- 十二 脱炭素成長型投資事業者排出枠及び化石燃料賦課金について、脱炭素成長型経済構造への移行の状況、事業活動に伴う二酸化炭素の排出量の削減の状況その他の制度の実施を定期的に評価すること。その際、脱炭素成長型投資事業者にとどまらない幅広い事業者、労働者、気候変動や環境経済学等に関する学識経験者、将来世代及び市民団体の意見を聴取するほか、当該評価の結果を公表し、透明性を確保すること。また、その結果を踏まえて、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずること。
- 十三 廃プラスチックの化学的な分解や再合成、使用済太陽光パネルやリチウムイオン電池等の高品質かつ安全性の高い再利用、低品位の鉄スクラップの活用、レアメタル等の効率的な回収等の資源循環社会の推進に資する高度なリサイクル技術の国内における研究を推進し、一日も早い社会実装に向けて、最大限取り組むとともに、再生資源の不適切な処理及び輸出の防止に向けた取

組を確実に実施すること。

十四 再生資源の利用義務化に当たっては、企業活動の実態に十分配慮しつつ、適切な制度設計を行うとともに、日本企業の競争力の維持・強化につながる仕組みとすること。

右決議する。

人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案（閣法第29号）

（衆議院 7. 4. 24可決 参議院 5. 16内閣委員会付託 5. 28本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、この法律は、人工知能関連技術（人工的な方法により人間の認知、推論及び判断に係る知的な能力を代替する機能を実現するために必要な技術並びに入力された情報を当該技術を利用して処理し、その結果を出力する機能を実現するための情報処理システムに関する技術をいう。）の研究開発及び活用の推進に関する施策（以下「人工知能関連施策」という。）の総合的かつ計画的な推進を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とし、基本理念として、研究開発を行う能力の保持、国際競争力の向上等について定める。
- 二、国は、基本理念にのっとり、人工知能関連施策を総合的かつ計画的に策定、実施する責務を有し、行政事務の効率化及び高度化を図るため、国の行政機関における人工知能関連技術の積極的な活用を進める。
- 三、地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担の下、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策の策定及び実施の責務を有する。また、活用事業者は、基本理念にのっとり、国が実施する施策及び地方公共団体が実施する施策に協力しなければならない等の責務を有する。このほか、研究開発機関の責務等、国民の責務を定める。
- 四、国は、基本的施策として、研究開発の推進、施設及び設備等の整備及び共用の促進、研究開発及び活用の適正性の確保、人材の確保、教育の振興、情報収集及び調査研究等の実施、国際協力の推進等を行う。
- 五、政府は、基本理念にのっとり、基本的施策を踏まえ、人工知能関連施策についての基本的な方針、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等について人工知能基本計画を定める。
- 六、人工知能関連施策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、人工知能戦略本部を置き、本部長は、内閣総理大臣をもって充てる。
- 七、この法律は、別段の定めがある場合を除き、公布の日から施行する。
- 八、政府は、国際的動向その他の社会経済情勢の変化を勘案しつつ、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

【附帯決議】（7. 5. 27内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 AIの研究開発及び活用に当たっては、「人間中心のAI社会原則」に基づき、人間の尊厳を損なわないことを大前提とすること。また、AIを人間の倫理観、価値観及び目的に沿って動作させるAIアライメントの観点に基づいた研究開発を推進すること。
- 二 本法に基づくAI基本計画、指針の策定その他のAI政策の実施に当たっては、リスクの最小化のみならず、我が国におけるAIの導入促進による便益についても十分考慮すること。
- 三 生成AIを含むAI技術は、社会や経済に対して便益をもたらすとともに様々なリスクを有していることに鑑み、AIの利活用に際しての留意点やリスクの回避策等について、事業者や国民に対して十分に周知すること。また、リスクの把握を含めたAIの適切な利活用の方法について、学校教育や社会教育等の場を活用することにより、AIに関するリテラシー教育を積極的に推進すること。
- 四 AIの利活用の推進により、雇用の代替や経済格差の拡大が懸念されていることを踏まえ、AIの普及が雇用や産業構造に与える影響について分析を行った上で、民間事業者による新産業の創出に向けた支援を実施するとともに、新たな人材需要に対応するためのリカレント教育を推進する等、必要な施策を講ずること。
- 五 AI技術を悪用したディープフェイクポルノ、取り分け児童の画像等を使用したものについての対策として、各種法令の適用による厳正な取締り及び被害者の保護を行うとともに、サイト管

- 理者等への違法な情報の削除依頼の強化に加え、被害者による告訴等の負担軽減、被害発生防止に向けた教育啓発等の措置を講ずること。また、対策の実効性を高めるための方策の在り方について検討し、その結果に基づいて必要な対応を図ること。
- 六 我が国で利用される生成AIサービスの多くが外国産で占められている一方、日本語での出力に課題がある現状を踏まえ、日本語の大規模言語モデルをベースとした国産の生成AIサービスの実用化に向けた研究開発及びデータ整備の一層の推進に官民を挙げて取り組むこと。
- 七 AI関連産業のイノベーションと健全な競争を促進するため、必要に応じてスタートアップを含む新規参入者に係る障壁を撤廃し、公正で開かれた市場環境を整備すること。
- 八 国際競争力の強化を図るため、AIを国家戦略上の重要分野と位置付けるとともに、AIの基盤的技術やモデルの研究開発及び海外展開を積極的に支援すること。
- 九 AIの普及等に伴い需要の増大が見込まれるデータセンターの整備については、電力需給を踏まえ戦略的に推進すること。また、稼働に伴う環境負荷の低減に向けた取組を実施するとともに、日照権や排熱の問題について、設置者による立地地域の住民及び地方公共団体への十分な情報提供を行うことを始め、地域との共生を図るためのデータセンター設置の在り方について検討を行い、必要な措置を講ずること。
- 十 AI技術の研究開発が総合的に行われる必要があることに鑑み、学際的見地からAI人材の育成を強化し、特に次世代の競争力を高めること。また、AI技術の研究開発や人材の育成・確保に向けた官民の十分な投資を確保するため、財政上の措置その他必要な措置を講ずること。
- 十一 AIの利活用が行政サービスの質の向上、業務の効率化及び高度化並びに社会課題の解決等に資することに鑑み、国、地方公共団体及び民間事業者等によるAIの積極的な利活用が可能となる環境の整備に努めること。また、利活用に際しては、AIが有する様々なリスクを踏まえて、個人情報保護その他の国民の権利利益の保護を図りつつ、適正性についても確保するとともに、業務効率化による安易な人員削減につながらないように十分に留意すること。
- 十二 差別や偏見の助長、偽・誤情報の拡散等、AIのもたらし得るリスクを低減させる技術の研究開発及び社会実装を一層推進すること。また、活用事業者等に対し、透明性の確保及び不適切な出力の防止に関する対策の実施を促進するとともに、関係者間の連携の強化や好事例の周知等、官民一体となった安全性の確保に向けた取組を実施すること。
- 十三 活用事業者等に対する調査、指導及び助言等に当たっては、当該事業者等に係る営業秘密等の知的財産の保護に配慮しつつ、過度に重い負担や情報開示を求めないように留意すること。
- 十四 国民の権利利益の侵害が生じた事案等について、調査、指導及び助言等を行うに当たっては、活用事業者やAIサービスの利用者等から迅速な情報収集を行うとともに、平時より関係者間での情報共有を図り、事故発生やその可能性を早急に検知し、適切な対策を講ずるための体制整備を推進すること。また、海外の事業者や指導・助言等に応じない活用事業者等への対応に関しては、国際連携の強化等に努めるとともに、実効性ある措置の在り方について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
- 十五 広島AIプロセス国際行動規範の「報告枠組み」に基づき報告書を提出する活用事業者等に対しては、既存の国内法制度に基づく報告義務に最大限活用することで、報告の重複を軽減する仕組みを導入することなどにより、国際的な整合性や効率性を確保すること。
- 十六 AI技術が加速度的に進展している現状を踏まえ、AIの利活用が国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資するものとなるよう、また、新たなリスクに適時に対応するためにも、本法その他の関連規定、AI基本計画及び指針について不断の見直しを行うこと。
- 十七 AI戦略本部の組織体制については、同本部がAI技術の研究開発及び活用に係る一体的な施策を推進する政府の司令塔機能を十分に発揮できるよう、各省庁の縦割りによる弊害を排除するとともに、事務局に民間のAI人材の積極的な登用を図ること。
- 十八 AI戦略本部に対して専門的見地から助言を行えるようにするため、有識者から構成される会議体を早期に設置すること。また、有識者の人選については、AIの倫理的、法的及び社会的課題について知見を有する者など多様な主体の参画を図ること。
- 十九 AIのリスクへの対応について、常に最新の知見の情報収集に努め、必要な対応について不断の検討を行うこと。また、既存の法令やガイドライン等によっては対応が困難な新たなリスクが顕在化した場合においては、そのリスクの程度に応じて規制の度合いを変えるリスクベースア

ブローチに基づいた規制措置の導入も含め検討し、その結果に応じて必要な措置を講ずること。
二十 AIの利用に伴う知的財産権、パブリシティ権等の権利侵害に対応するため、諸外国における検討状況等を踏まえ、必要に応じ関連法制の整備を含めた対応の在り方について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。その際、特に権利者の権利が適切に保護されるよう十分考慮すること。

右決議する。

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（閣法第30号）

（衆議院 7.4.18修正議決 参議院 4.23法務委員会付託 5.16本会議可決）

【要旨】

本法律案は、刑事手続等の円滑化・迅速化及びこれに関与する国民の負担軽減を図るとともに、情報通信技術の進展等に伴う犯罪事象に適切に対処することにより、安全・安心な社会を実現するため、刑事訴訟法等の法律を改正し、所要の法整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、電磁的記録をもって書類の作成等をするを可能にするための規定の整備

- 1 電磁的記録である証拠の閲覧・謄写の方法を定める。
- 2 裁判所に対する申立て等について、電子情報処理組織を使用する方法等によることを可能にする。
- 3 令状について、電磁的記録による発付・執行を可能にする。
- 4 記録命令付差押えを廃止して、電磁的記録提供命令を創設する。

二、ビデオリンク方式の一層の活用を可能にするための規定の整備

- 1 勾留質問及び検察官による弁解録取について、被疑者等を刑事施設に在席させてビデオリンク方式により行う場合の手続等を定める。
- 2 公判期日における手続について、被告人等を公判廷以外の場所に在席させてビデオリンク方式により行うことを可能にする。
- 3 ビデオリンク方式により証人尋問等を実施することができる範囲を拡充する。

三、情報通信技術の進展等に伴う犯罪事象に適切に対処するための規定の整備

- 1 行使の目的で電磁的記録文書等を偽造する行為等について処罰規定を整備する。
- 2 電子情報処理組織を用いて移転する新たな形態の財産について没収の裁判の執行及び没収保全の手続を整備する。
- 3 犯罪捜査のための通信傍受の対象犯罪に財産上の利益を客体とする強盗罪等を追加する。

四、この法律は、一部の規定を除き、令和9年3月31日までの政令で定める日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、電磁的記録提供命令を受けたこと等を漏らしてはならない旨の命令における期間の定め、電磁的記録提供命令等における留意事項、被告人等と弁護人等との間における映像等の送受信による通話に係る取組の推進等の規定を追加する修正が行われた。

【附帯決議】（7.5.15法務委員会議決）

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 身体拘束を受けている被疑者又は被告人にとって弁護人又は弁護人となろうとする者の援助を受ける権利が重要であることに鑑み、映像と音声の送受信によるいわゆるアクセスポイント方式によるオンライン接見について必要性の高い地域からできる限り速やかに環境整備を進め、被疑者又は被告人が弁護人又は弁護人となろうとする者から援助を受けられるよう配慮するとともに、本法施行後3年を目途にその進捗状況に応じて法制化の必要性について検討を行うほか、電磁的記録である書類の電磁的方法による授受について検討を行うこと。併せて、現在実施されているテレビ電話を含む電話による外部交通制度・電話連絡制度に関しては、一層の秘密の保持や、手続の円滑化、対象地域の拡大、映像と音声の送受信による方法への切換等の検討を進めること。
- 二 検察官が行うビデオリンク方式による弁解録取は、被疑者が威圧され本人の意思に反する供述がされることのないように当該事件の捜査に従事する司法警察職員の影響を遮断して行われるよう配慮すること。また、ビデオリンク方式による勾留質問は、被疑者及び被告人が威圧により本人の意思に反する供述がされることのないように捜査機関の影響を遮断して行われるよう配慮す

ること。

- 三 ビデオリンク方式による証人尋問等については、証人等の負担軽減や手続の円滑化及び迅速化に資する一方で、法廷において対面で行われる尋問等に比して、証人の状況を詳しく観察できないなどの指摘があることを踏まえ、証人に対する反対尋問権が実質的に保障され、裁判所におけるビデオリンク方式の採用の判断が適切に行われるよう、本改正により追加される要件及びその趣旨について周知すること。
- 四 電磁的記録提供命令制度の運用に当たっては、対象となる電磁的記録について、犯罪事実との関連性の認められるものをできる限り具体的に特定して令状の請求が行われるとともに、犯罪事実と関連性のない個人情報ができる限り収集されることのないように厳格に令状審査が行われるよう、制度の内容及び趣旨について、関係者へ周知徹底すること。また、収集された情報が個人の重要なプライバシー情報や犯罪事実と関連性のない個人情報等を含み得ることに十分に留意し、定められた規定に基づく消去も含め、適正かつ厳重な管理を行うとともに、電磁的記録の特性に着目した個人情報保護を適切に行うための情報の保管及び管理の在り方を検討すること。
- 五 電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させるに当たっては、必要に応じ、自己の意思に反して供述することを命ずるものではないこと及び当該命令に対して不服申立てができることを教示すること。また、誤解を与えるなどして憲法上保障された自己負罪拒否特権を実質的に侵害することとならないよう、適切に対処するよう周知すること。
- 六 電磁的記録提供命令に係る秘密保持命令を発するに当たっては、必要な限度で期間を定めるとともに、その必要がなくなった場合には、捜査機関において、期間経過前であっても速やかにこれを取り消す運用とするよう関係者へ周知すること。
- 七 電磁的記録提供命令又は電磁的記録媒体の押収が取り消されたときは、捜査機関において当該電磁的記録に含まれる情報が不適正に利用されることのないよう、特に留意すること。
- 八 検察官が弁護人に対して証拠書類等の閲覧・謄写の機会を付与するに当たっては、関係者のプライバシー等を保護しつつ、弁護人の利便性の向上を図る観点から、弁護人の要望を踏まえつつ、できる限り、オンラインによる電磁的記録の閲覧・謄写の方法によることを可能とするとともに、電磁的記録については複写による謄写の方法を認めるよう、留意すること。
- 九 捜査機関が収集した証拠が改ざん・差替えや破棄等されることなく適切に保管される措置を講じるよう努めること。
- 十 捜査機関が収集した証拠に犯罪事実と関連性のない個人情報等が含まれる場合においては、捜査機関において当該個人情報等が不適正に利用されることのないよう、特に留意すること。
- 十一 オンライン等の方法による裁判所に対する申立て等については、弁護人による迅速かつ適切な弁護活動を不当に阻害することのないよう、留意すること。
- 十二 電磁的記録文書等偽造罪の適用に当たっては、虚偽の名義又は内容の電子データによる他人の権利・利益の侵害に対して厳格に対処できるようにするとともに、SNSへの投稿等が過度に広汎に罰せられることにより表現の自由が不当に抑制されることのないよう、特に留意すること。
- 十三 改正法の施行に必要なシステムを構築するに当たっては、サイバー攻撃等により捜査・公判で用いられる個人情報の流出が生じることがないよう、厳格なセキュリティ水準を確保すること。また、ビデオリンク方式の利用における成り済ましや第三者による不当な介入、デジタル証拠の漏洩や改ざん防止のために必要な措置について不断に検討し、継続的な対策を講じるとともに、システム障害時にも司法手続を継続できる体制の整備に努めること。併せて、システムの開発及び運用準備のスケジュールに無理が生じることのないよう検討を進めるとともに、制度の開始に先立って必要な検証・試験運用期間を設けること。また、司法関係者のデジタルリテラシーの向上のための研修等について検討を進めること。
- 十四 刑事手続のデジタル化を速やかに実現させるため、裁判所を始めとする関係機関に必要な人的・物的体制の整備及び予算の確保に引き続き努めること。
- 十五 今後における捜査・公判手続のデジタル化の更なる進展のため、デジタル化による刑事手続の一層の効率化について引き続き検討を行うとともに、刑事手続に関与する者の利便性を向上させる措置について検討を行い、必要があると認めるときはその結果に基づいて所要の措置を講じること。
- 十六 政府は、本法による改正後の刑事訴訟法その他の法律の規定の施行状況や施行後における情

報通信技術の進展、捜査・公判の実情等を踏まえて、個人情報保護の必要性や被疑者及び被告人の防御権、犯罪被害者等の名誉・プライバシー等を重視しつつ、必要に応じて所要の措置を講ずるものとする。

右決議する。

森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律案（閣法第31号）

（衆議院 7.4.11可決 参議院 5.12農林水産委員会付託 5.23本会議可決）

【要旨】

本法律案は、森林の循環利用を促進するため、市町村と都道府県、林業経営体を始めとした地域の関係者の連携を強化し、林業経営体への森林の集積・集約化を迅速に進める新たな仕組みを創設するとともに、市町村の負担軽減を図るための措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、森林経営管理法の一部改正

1 林業経営体への森林の集積・集約化を進める新たな仕組みの創設

イ 市町村は、単独又は都道府県等と共同して、地域の関係者と協議し、森林の受け手となる林業経営体を定めた森林の将来像を、地域経営管理集約化構想（以下「集約化構想」という。）として策定することができることとする。

ロ 集約化構想を策定した場合には、市町村が作成する権利集積配分一括計画により、林業経営体に、所有権を含む経営管理を行うための権利を迅速に設定又は移転することができることとする。

2 市町村の事務負担の軽減

共有林への権利設定に必要な同意要件や、所有者不明森林等に係る権利設定の特例手続を緩和するほか、森林所有者の探索などの事務を受託して行う法人を市町村が指定する経営管理支援法人制度を導入することとする。

二、森林法の一部改正

施業実施協定に加え、施設整備等の共同化に関する協定を追加するほか、林地開発の許可に付した条件に違反して、開発行為をした者に対する罰則を新設するとともに、開発行為に係る命令違反者の公表をできることとする。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内で政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】（7.5.20農林水産委員会議決）

我が国の森林・林業は、木材価格の低迷、森林所有者の世代交代等により、森林所有者の経営意欲の低下や所有者不明森林が増加するなど、依然として厳しい状況にある。

こうした中、人工林の6割超が利用可能な段階を迎えるとともに、2050年ネット・ゼロの実現等に向け、森林資源の循環利用を進める必要性が高まっており、再造林等に責任を持って取り組む林業経営体の確保と森林の集積・集約化を進めることが重要である。また、林地開発許可制度においても森林の公益的機能の確保が不可欠であることから、太陽光発電設備の設置等に係る不適正な林地開発に対しては厳正に対処する必要がある。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 集約化構想及び権利集積配分一括計画を内容とする新たな仕組みが現場に浸透し、林業経営の効率化及び森林管理の適正化の一体的促進が円滑に進むよう、市町村及び都道府県と協力して、森林所有者、森林組合、民間事業者など、地域の森林・林業関係者に新たな仕組みの周知を徹底すること。

二 集約化構想の前提となる協議の場の設置に当たっては、川上から川下までの事業者などの幅広い地域の関係者の参加を求めるとともに、デジタル技術を活用した森林資源情報の共有等を通じ、集約化構想の策定に向け、市町村や都道府県とこれらの地域の関係者が効果的に連携できるよう支援すること。

三 新たな仕組みを含む森林経営管理制度により経営管理実施権又は所有権を取得した林業経営体による適切な森林の経営管理を確保するため、これらの林業経営体の経営管理の実施状況につい

- て、市町村と都道府県が的確に把握し必要な対応を行うことができるよう、適切な助言等を行うこと。
- 四 市町村が、集約化構想や権利集積配分一括計画の作成等の新たな業務を円滑に実施することができるよう、市町村の林業部門担当職員の確保・育成を図る仕組みの確立、林業技術者等の活用に必要な支援の実施及び体制の整備を図ること。
 - 五 再造林等に責任を持って取り組む林業経営体を確保するためには、林業労働力の育成を図ることが不可欠である。中小事業者を含む地域の林業経営体の事業量の拡大や立木価格の適正化等による林業就業者の所得の向上、労働安全対策をはじめとする就業条件改善に向けた対策の強化を図ること。林業分野における外国人材の受け入れについては、労働災害発生率が国内他産業に比して非常に高い現状に鑑み、労働安全確保に向け、万全を期すよう、対策の強化を図ること。
 - 六 集約化構想を通じた集積・集約化に必要な条件整備が効果的に進むよう、デジタル技術を活用した境界明確化等の取組に対する支援を一層強化すること。
 - 七 路網は、主伐等による木材の安定供給や、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に必要な造林、保育、間伐等の施業を効率的に行うために不可欠な生産基盤であり、災害時の代替路など地域のインフラとしても活用できることから、路網整備に対する支援を一層強化すること。
 - 八 我が国の住宅市場が縮小する中、森林資源の循環利用を図るため、住宅分野において輸入材の割合が高い横架材等の国産材への転換や、中高層建築分野における木材需要の創出など、国産材需要の拡大を図るとともに、これらの需要に対応した川上から川下までの安定的・効率的な供給体制を構築すること。
 - 九 木材の安定供給体制の確立に向けては、中継拠点としての中間土場等の整備、安全かつ円滑に運搬できる林道整備の推進を通じて、原木輸送の効率化を図るとともに、トラック運転手の育成や丸太を運搬する事業者への支援を一層強化すること。
 - 十 新たな仕組みを含む森林経営管理制度において中心的な役割を果たす市町村の負担軽減を図るべく、都道府県に対し市町村と積極的に連携し、集約化構想等の策定等に取り組むよう促すとともに、新設する経営管理支援法人制度による市町村事務のアウトソーシング、地域林政アドバイザー制度の活用などに対する支援を一層強化すること。
 - 十一 地域の実情に即した林業経営の低コスト化等に向けた先駆的な技術の開発・普及と民有林との連携の更なる推進のため、森林管理局等の地方組織の職員の人材育成、適正配置など、国有林野事業の実施体制を強化すること。
 - 十二 林地開発に係る命令違反者の公表制度の運用に当たっては、命令違反に係る情報を容易に把握できるよう、各都道府県において情報を収集・共有する仕組みを設けるなど、必要な措置を講ずること。
 - 十三 森林環境税及び森林環境譲与税について、集約化構想等の新たな仕組みへの活用を含め、市町村及び都道府県における一層の有効活用を促すとともに、地方公共団体の取組状況や制度創設の趣旨等を踏まえ、必要がある場合には、森林環境譲与税の使途や譲与基準を始め、適時適切に所要の対応を検討すること。
- 右決議する。

公益通報者保護法の一部を改正する法律案（閣法第32号）

（衆議院 7. 4. 24修正議決 参議院 5. 14消費者問題に関する特別委員会付託 6. 4本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、公益通報者の範囲に、特定受託業務従事者及び特定受託業務従事者であった者を追加し、公益通報をしたことを理由とする業務委託に係る契約の解除その他不利益な取扱いを禁止する。
- 二、事業者が、その使用し、又は使用していた公益通報者に対し、公益通報をしたことを理由として行った解雇又は懲戒を無効とするとともに、解雇又は懲戒が公益通報をした日から1年以内にされたときは、当該公益通報をしたことを理由としてされたものと推定する。
- 三、事業者がとるべき措置の例示として、整備した体制についての労働者等に対する周知を追加する。
- 四、事業者が、労働者等に対し、正当な理由がなく、公益通報をしない旨の合意をすることを求め

ること等により公益通報を妨げる行為をすることを禁止し、これに違反する合意等を無効とする。
五、事業者が、正当な理由がなく、公益通報者を特定することを目的とする行為をすることを禁止する。

六、内閣総理大臣は、公益通報対応業務従事者を定める義務に違反していると認めるときは、事業者に対し、その違反の是正のために必要な措置をとるべきことを勧告することができるものとする。とともに、勧告を受けた者が、正当な理由がなく、勧告に係る措置をとらなかったときは、勧告に係る措置をとるべきことを命じ、公表することができるものとする。

七、内閣総理大臣は、公益通報対応業務従事者を定める義務の規定の施行に必要な限度において、事業者に対し、報告をさせ、又はその職員に、事業場に立ち入り、帳簿書類等を検査させることができるものとする。

八、公益通報をしたことを理由として解雇又は懲戒を行った者は、6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処し、法人に対して3,000万円以下の罰金刑を科する。

九、六の規定による命令に違反した者は、30万円以下の罰金に処し、法人に対して30万円以下の罰金刑を科する。

十、この法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、附則の検討規定について、施行後5年とされていた検討の目的を施行後3年とする修正が行われた。

【附帯決議】（7.6.2消費者問題に関する特別委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一 公益通報を理由とした不利益取扱いに関し、配置転換やハラスメント等が禁止される不利益取扱いに含まれ得ることについて内閣総理大臣が定める指針に明記するとともに、通報に対する報復を目的とした配置転換についても無効とした上で、民事裁判において事業者立証責任を負わせること及び当該配置転換を行った者に対する刑事罰の適用について、本委員会での審議等を十分に踏まえつつ実現に向けて検討を行うこと。また、立証責任の転換に係る1年間の期間制限については、今後の立法事実の蓄積を踏まえ、必要に応じて、見直しを検討すること。

二 公益通報を行おうとする者が躊躇することのないよう、資料の持ち出し等のいわゆる「公益通報に付随する行為」に関しても、公益通報を理由とした不利益取扱いと同様に解雇・懲戒について禁止するとともに、これを無効とした上で、民事裁判において事業者立証責任を負わせること及び「公益通報に付随する行為」を理由に解雇・懲戒を行った者に対する刑事罰の適用について、本委員会での審議等を十分に踏まえつつ実現に向けて検討を行うこと。

三 公益通報の通報先である内部通報窓口の充実を図るため、常時使用する労働者の数が300人以下の事業者における体制整備のための支援を早急に図り、公益通報対応体制整備義務の対象事業者の拡大についての検討を行うこと。

四 事業者における通報妨害及び通報者探索の禁止対象とならない「正当な理由」について、考え方を明らかにするとともに、内閣総理大臣が定める指針等において、潜脱的な行為を防ぐため、その範囲を限定して規定した上で適切な周知を行うこと。

五 昨今の地方公共団体における公益通報制度に係る事案を念頭に、消費者庁は地方公共団体に対する地方自治法に基づく技術的助言を行うとともに、地方自治の本旨を踏まえ、本法第20条にある国及び地方公共団体への除外規定の在り方についての検討を行うこと。

六 濫用的通報が公益通報対応業務従事者等の内部通報担当者の負担となることに鑑み、消費者庁は法が適正に運用されることを目的として濫用的通報の実態を調査し、その結果を踏まえ必要な措置を検討すること。

七 消費者庁は、内部通報体制整備義務の履行を徹底し、新設された立入検査権を実効性あるものとするため、同庁内部の人材育成・人員増強・必要な予算の確保を行うとともに、将来的に本法の規定に違反した事業者に対する行政措置を十分に担うことのできる体制を整えるための組織的基盤の強化を図ること。また、公益通報対応業務従事者指定義務以外の体制整備義務についても、立入検査権の対象化及び刑事罰の導入を検討すること。

八 事業者が公益通報の受付や事実関係の調査等、公益通報対応に係る業務を法律事務所等に外部委託する場合には、中立性・公正性に疑義が生じるおそれ又は利益相反が生じるおそれがある法

律事務所等は避けるべきことを周知徹底すること。

九 本法附則第9条に基づく本法の見直しに関しては、本委員会での審議等を踏まえ、正当な理由のない通報妨害及び通報者探索に対する規制の在り方、保護される者の範囲の更なる拡大、公益通報に該当する行為に係る刑事上の責任の免除、通報対象事実の範囲の抜本的な見直し等の「公益通報者保護制度検討会報告書」に挙げられた検討項目等の諸課題について、速やかに随時立憲事実の収集に努め、必要に応じて具体的な改正の検討を行うこと。また、経済的負担の少ない紛争解決手段の創設を含めた公益通報に関する紛争の迅速かつ適正な解決に資する制度の在り方、付加金等の経済的負担を手当てする制度の導入、事業者の内部通報窓口の設置に係る負担軽減等についても検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

右決議する。

円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律案（閣法第33号）

（衆議院 7.5.30修正議決 参議院 6.2経済産業委員会付託 6.6本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一 対象債権者の権利の変更に関する手続の整備

- 1 経済的窮境に陥るおそれのある事業者が、当該事業者に対して貸付債権等を有する金融機関等の権利を変更しようとするときは、二において指定する指定確認調査機関に申請し、一定の要件に該当する旨の確認を受けなければならないものとする。確認を受けた事業者（以下「確認事業者」という。）は、権利の変更に関する議案を決議するために対象債権者集会を招集するものとする。
- 2 対象債権者集会においては、議決権を行使することができる対象債権者の多数決（議決権の総額の4分の3以上の同意等）により、対象債権のうち担保で保全されていない部分の権利変更を可決するものとし、権利変更決議があったとき（権利変更議案につき議決権者の全ての同意を得たときを除く。）は、確認事業者は、裁判所に対し、当該権利変更決議の認可の申立てをしなければならないものとする。
- 3 裁判所は、手続が法令に違反する等の一定の事項に該当する場合を除き、権利変更決議の認可を決定することとし、その権利変更決議は、認可の決定の時から、効力を生ずることとする。

二 指定確認調査機関

対象債権者の権利の変更に係る手続に関する業務を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有する等の要件に該当する法人を、指定確認調査機関として指定することができることとするとともに、同機関の監督等について所要の規定を設けることとする。

三 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、衆議院において、本法律案の目的について、事業者が事業価値の毀損並びに技術及び人材の散逸の回避を図ることを明確にするとともに、確認事業者が作成する早期事業再生計画の記載事項に、今後の事業活動への従業員の協力の見込み等が含まれることを明確にすることを内容とする修正が行われた。

【附帯決議】（7.6.5経済産業委員会議決）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 本制度において、特に技術や人材の散逸を回避することや、従業員の協力の下で円滑に早期事業再生計画が実施されることが重要であることに鑑み、対象債権者や確認事業者の労使等となり得る関係者に対し、本制度の位置付け等について適切な情報提供を行うこと。
- 二 早期事業再生に向け、確認事業者が会社分割や事業譲渡等によってその従業員の雇用や労働条件の変更等を実施する可能性がある場合には、過半数労働組合等との協議を通じてその理解と協力を得るよう促すとともに、早期事業再生計画にそれら協議の状況を明記することとし、指定確認調査機関による調査の対象とすること。また、上記の趣旨を踏まえ、確認事業者が労働組合との協議のために情報提供を行う場合には、手続開始の公告をせず権利変更の対象を金融債務に限

- 定することで事業価値の毀損の回避を図るといふ本制度の趣旨に鑑み、情報の秘密保持が適切になされるための必要な措置を、指定確認調査機関がその業務規程において定める事項とすること。
- 三 権利変更決議については、早期事業再生計画に基づく雇用や労働条件の変更等のほか確認事業者とその労働組合による労働協約等の変更等に法的な効力を及ぼすものでないことを明確にし、濫用的な取扱いがなされないよう必要な措置を講ずるとともに、その効力の発生後においても早期事業再生計画に基づく確認事業者の取組が従業員の協力の下で円滑に行われているかどうか等に留意し、必要に応じて適切に対応すること。
- 四 指定確認調査機関の指定をする際には、対象債権者の権利変更手続全体の円滑な実施、早期事業再生計画の適確な調査、確認調査員の適正な選任等を実施するために十分な能力を有しているかどうか、特に確認をすること。
- 五 確認調査員の選任については、そのプロセスの透明性を高めるとともに、多数決により金融債務の権利変更を行うことが可能になることを踏まえ、その選任要件は事業再生ADRにおける手続実施者に比較して、より厳格に定めること。また、確認調査員の見識を高め経験値を共有できるようにするため、研修の機会等の充実を図ること。
- 六 本法の手続開始の要件が民事再生法等から緩和されていることを踏まえ、債務調整の必要性がない事業者が本制度を濫用することで債権者の利益が不当に害されることがないように、指定確認調査機関が本制度の利用要件を確認する際に濫用を図る事業者を適切に排除するための運用における留意すべき点を整理し、広く周知・広報を行うこと。
- 七 中小企業の事業再生支援については、物価高や人手不足等の厳しい経営環境の中でその必要性が高まっていることを踏まえ、中小企業活性化協議会や中小企業の事業再生等に関するガイドライン等を活用した既存の支援に当たり、関係機関の緊密な連携の下で事業者に寄り添った支援を一層充実させること。
- 右決議する。

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第34号）

（衆議院 7.5.15修正議決 参議院 5.19国土交通委員会付託 5.23本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一 集会において、区分所有者及び議決権等の各5分の4以上の多数で、建物更新、建物敷地売却、取壊し等の決議をすることができることとし、耐震性不足等の場合は、多数決割合を4分の3に緩和することとする。また、これらの決議成立後における組合の設立等について必要な規定を整備することとする。
- 二 裁判所が認定した所在等が不明な区分所有者は、集会における議決権を有しないこととする。
- 三 裁判所は、区分所有者を知ることができない専有部分等について、必要があると認めるときは、利害関係人の請求により、管理人による管理を命ずる処分をすることができることとする。
- 四 管理者等は、その職務（保険金等の請求及び受領を含む。）に関し、区分所有者（保険金等の請求及び受領にあつては、保険金等の請求権を有する者（区分所有者又は区分所有者であった者（書面等による別段の意思表示をした区分所有者であった者を除く。）に限る。））を代理することとする。
- 五 政令で定める災害により区分所有建物が滅失等した場合には、当該政令で定める期間に限り、建替え等に係る決議の多数決割合を5分の4から3分の2に緩和することとする。
- 六 都道府県知事等は、マンション建替等円滑化指針に即し、マンションの区分所有者に対し助言、指導、勧告をことができ、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨を公表できることとする。
- 七 都道府県知事等は、管理組合等に対しマンションの管理の適正化の推進に必要な援助等を行うことができると認められる一般社団法人等を、マンション管理適正化支援法人として登録できることとする。
- 八 分譲事業者は、管理組合の管理者等へのマンションの管理の適切かつ円滑な引継ぎに関する事項等を記載した管理計画を作成し、都道府県知事等の認定を申請できることとする。

九 管理事務の委託を受けた管理組合の管理者等であるマンション管理業者は、自己取引を行うときは、あらかじめ、区分所有者等に対し、当該取引の重要な事実を説明しなければならないこととする。

十 この法律は、一部の規定を除き、令和8年4月1日から施行することとする。

なお、本法律案については、衆議院において、共用部分の補修等に係る管理者による請求権の行使についての検討条項を追加する修正が行われた。

【附帯決議】（7.5.22国土交通委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 管理者による共用部分に関する損害賠償請求権の代理行使に当たり、旧区分所有者の取り分も含む損害賠償金を確実に修繕費用に充当することができるよう、損害賠償金の使途を定めることを内容とするマンション標準管理規約の改正を早期に行い、各管理組合においてこれを踏まえた管理規約の変更が速やかに行われるよう関連団体等を通じて働きかけや支援を行うこと。また、管理組合自体がないような管理不全マンションの区分所有者に対しても必要な措置を講ずること。

二 標準管理規約の改正を踏まえ、各管理組合の管理規約における共用部分について生じた損害賠償金の使途に係る規定の制定状況の把握に努めること。また、管理規約に同規定が置かれていないこと等により、旧区分所有者による別段の意思表示が行われた結果、損害賠償金の一部が修繕費用に充当できなかった事例などの継続的な実態把握に努め、必要に応じ、制度の見直しも含めた所要の措置を講ずること。

三 マンションの管理及び再生が円滑に行われるよう、区分所有権の処分を伴わない決議が集会への出席者による多数決で可能となることやマンション再生等に活用可能な事業手法の拡充といった本法による措置について、地方公共団体、管理組合、区分所有者等に対し周知徹底を図ること。

四 管理不全マンションの増加を防ぐため、マンションの管理水準向上に資する管理計画認定制度が新築時から積極的に活用されるよう、分譲事業者に対し、管理計画の作成を積極的に促すこと。また、管理水準の高いマンションの資産価値が適正に評価されるよう、市場環境の整備に努めること。

五 管理組合自体がないような既存の管理不全マンションについては、管理組合の設立から、管理計画の作成及び実施に至るまで、地方公共団体が伴走支援を行うよう働きかけを行うこと。

六 マンション管理業者が管理事務及び管理者事務の双方の委託を受けている場合、管理業者による利益相反行為により区分所有者が不利益を被ることのないよう、本法に規定された事前説明の確実な実施に加え、マンションにおける外部管理者方式等に関するガイドラインを踏まえた対応を行うことについて、関連団体等を通じて周知徹底を図ること。

七 マンション再生事業等により、借家権者や、高齢の区分所有者など住宅の確保に特に配慮を要する者が新たに住まいを確保する必要がある場合には、それらの者の居住の安定の確保を十分に図ること。また、公営住宅等の公的賃貸住宅の活用が図られるよう、地方公共団体への的確な支援に努めること。

八 マンションの管理及び再生に当たっての助言指導や勧告、再生事業等の認可等、地方公共団体が担うマンション関連事務の増加に鑑み、マニュアルの整備やマンション政策の担当者の育成支援など、その負担軽減のために必要な措置を講ずること。

九 マンションの管理及び再生に当たっては、知識や経験を有する民間団体を積極的に活用するため、十分な数のマンション管理適正化支援法人が確保されるよう、関連団体に対し、登録の働きかけを行うこと。また、管理組合等に対し、マンション管理適正化支援法人の活用方法等について分かりやすい情報発信を行うこと。

十 長期修繕計画に対し修繕積立金が不足しているマンションの管理組合等に対して、将来の修繕費用を確保できるよう支援を行うこと。また、修繕積立金の積立方式として段階増額積立方式が増えている実態を踏まえ、着実な修繕費用の確保に向けて対策を講ずること。

十一 寿命を迎えたマンションのいわゆる「終活」に対応するため、地方公共団体が解体費用を安易に負担することなく計画的な解体が進むよう、解体費用の確保に係る対策を講ずること。

十二 マンションの大規模修繕工事をめぐり談合が疑われる事案が発生したことを踏まえ、関係機

関が連携し、同様の事案の再発防止に徹底して取り組むこと。
右決議する。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（閣法第35号）

（衆議院 7. 4. 11可決 参議院 4. 15地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会付託 5. 9本会議可決）

【要旨】

本法律案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体等の提案等を踏まえ、地方公共団体に対する義務付けを緩和する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、地方自治法の一部改正

条例公布時における首長の署名の方法に電子署名を追加する。

二、住民基本台帳法の一部改正及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正

住民基本台帳ネットワークシステム及びマイナンバーの利用事務を拡大し、住民票の添付・公用請求を不要にする。

三、地方独立行政法人法の一部改正及び産業競争力強化法の一部改正

公立大学法人の出資可能対象をベンチャーキャピタル等へ拡大する。

四、地方公共団体情報システム機構法の一部改正

地方公共団体のシステム標準化等のための基金の設置期限を5年間延長する。

五、生活保護法の一部改正

介護保険法の介護施設の届出を生活保護法の介護機関の届出とみなす等の手続の簡素化を行う。

六、建築基準法の一部改正

建築基準適合判定資格者等の登録申請等に係る都道府県経由事務を廃止する。

七、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。

日本学術会議法案（閣法第36号）

（衆議院 7. 5. 13可決 参議院 5. 28内閣委員会付託 6. 11本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、日本学術会議（以下「会議」という。）について、特別の法律により設立される法人とする。

二、会議は、我が国の科学者の内外に対する代表機関として、学術の向上発達を図るとともに、学術に関する知見を活用して社会の課題の解決に寄与することを目的とする。

三、会議に、日本学術会議会員（以下「会員」という。）、総会、会長、副会長、役員会、監事、会員候補者選定委員会、選定助言委員会及び運営助言委員会を置き、それらの職務等を定める。

四、会員の員数は250人とし、任期は6年とする。会員は、会員候補者選定委員会が選定した会員の候補者のうちから、総会の決議により選任する。同委員会は、優れた研究又は業績のある科学者のうちから、選定方針に従って、会員の候補者を選定する。選定方針は、同委員会が、会員等以外の者で構成される選定助言委員会の意見を聴いて案を作成し、総会の決議により決定する。

五、会長は、特に優れた研究又は業績があり、人格が高潔で、かつ、会議の業務を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する会員のうちから、総会の決議により選任する。

六、監事は、会員以外の者から、内閣総理大臣が任命する。

七、会議は、学術に関する重要事項を審議し、その実現を図ること等の業務を行い、学術に関する重要事項について、政府に勧告することができる。会議は、6事業年度についての会議の業務の運営に関する計画（中期的な活動計画）及び毎事業年度の活動に関する計画（年度計画）を定め、毎事業年度の終了後、業務の実績について、自ら点検及び評価を行わなければならない。内閣府に置く日本学術会議評価委員会は、会議の自己点検評価の方法及び結果について調査審議し、会

議に対して意見を述べることができる。

八、政府は、予算の範囲内において、会議に対し、その業務の財源に充てるため、必要と認める金額を補助することができる。

九、この法律は、一部の規定を除き、令和8年10月1日から施行する。

十、会議の設立準備に係る規定を設けるほか、現行日本学術会議法の廃止など、所要の規定の整備を行う。

十一、政府は、この法律の施行後6年を目途として、この法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【附帯決議】（7.6.10内閣委員会議決）

政府及び日本学術会議は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一 政府は、令和2年の会員任命拒否問題について、改めて国民への説明責任を果たし、国民の信頼を得よう努めること。また、日本学術会議との信頼関係を損ねたとの指摘があったことを踏まえ、誠意を持って日本学術会議との信頼関係の構築に努めること。

二 政府及び日本学術会議は、我が国及び世界が直面する社会課題、政府とアカデミアとの関係性その他の多面化・複雑化する学問の自由に関わる諸問題に対し絶えず真摯に向き合い、それぞれの役割・責務を果たすよう努めること。

三 政府は、会長の選任について日本学術会議が公表しなければならない事項を内閣府令で定めるに当たっては、会長に求められる資質及び役割を十分に勘案しながら慎重かつ丁寧なプロセスで選考されたことが国民に明らかとなるようにすること。

四 政府は、日本学術会議が、科学が文化国家の基礎であるという確信に立って、科学者の総意の下に、我が国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命として設立されたことを尊重すること。

五 政府は、日本学術会議が我が国の科学者の内外に対する代表機関としての役割及び機能を十分に発揮することができるよう、会員の選任、科学的助言等、運営及び活動における日本学術会議の独立性、自主性及び自律性を尊重すること。

六 政府は、法人化後の日本学術会議の設立に当たっては、日本学術会議の理念と実務の連続性に配慮すること。また、設立時の会員の選考について、コ・オプテーションの理念を尊重すること。

七 政府は、日本学術会議が、その役割及び機能を十分果たし、また、その活動を萎縮させることがないよう、日本学術会議の要望を踏まえつつ、必要な財政支援を行うこと。また、補助金等の算定に当たっては、日本学術会議が中期的な活動計画に基づいて作成する年度計画に記載される事項に基づき公正に行い、適切な金額となるよう努めること。あわせて、日本学術会議は、無駄を排除した上で、政府からの財政支援のみに依存せず、ナショナルアカデミーとしての活動の中立性に留意しつつ民間からの寄附金を始めとした財源の多様化を図るよう努めること。

八 政府は、監査報告、選定助言委員、運営助言委員、中期的な活動計画、年度計画、自己点検評価、日本学術会議評価委員会等に関して政令、内閣府令を定めるに当たっては、日本学術会議の独立性、自主性及び自律性を尊重すること。

九 政府は、内閣総理大臣が任命する監事、日本学術会議評価委員会及び設立委員の権限が不当に拡大し、特に日本学術会議の活動の学術的な内容・価値に立ち入らないよう留意すること。あわせて、監事には、業務における政治的中立性の確保も含め、適切に監査できる者を任命し、日本学術会議評価委員会には、産業や国民生活に最新の科学研究及び学問的知見が活かされるよう、中期的な活動計画に対して幅広い視野から意見を述べる者が任命すること。

十 政府は、産官学の連携を一層深め、民間の知見や活力を積極的に活用することで、学術の成果を社会に還元し、新たな価値やイノベーションの創出につなげること。また、日本学術会議は、社会の関心及び状況等を認識し、立法府に対する提言を検討することも含め、その政策提言機能を強化すること。あわせて、政府は、日本学術会議が行う勧告、答申等について、その趣旨を尊重すること。

十一 政府は、内閣府に置かれる日本学術会議評価委員会の全ての議事録の公表、内閣総理大臣による本法に基づく権限の意思決定過程等に関する文書の適切な作成・保存等、日本学術会議の組

織及び運営一般に関する内閣府の事務の透明性向上に努めること。また、日本学術会議は、役員会、会員候補者選定委員会、選定助言委員会等の会議体の全ての議事録の公表、日本学術会議と社会とのコミュニケーションの強化等、組織や活動の透明性向上に努めること。

十二 政府は、内閣総理大臣が施行日前に会長職務代行者を指名するに当たっては、特にその公正性及び中立性が確保されるように配慮すること。

十三 政府は、日本学術会議の更なる機能強化に向けて不断の見直しを行うため、組織の在り方を含め、本法の運用状況について適時適切に評価及び検証を行い、必要に応じて適切な措置を講ずること。また、本法の施行後3年を目途に本法の施行状況を点検し、その結果を公表すること。

十四 政府は、本法の規定について施行後6年を目途に検討する際には、本法の規定する目的及び基本理念を踏まえた活動状況、業務遂行及び会員選任等に係る説明責任の履行状況、財政面も含む活動の独立性や自主的・自律的な運営に向けた取組などに留意すること。

右決議する。

保険業法の一部を改正する法律案（閣法第37号）

（衆議院 7.5.15可決 参議院 5.26財政金融委員会付託 5.30本会議可決）

【要旨】

本法律案は、保険業に対する信頼性の確保及びその健全な発展を図るため、特定大規模乗合損害保険代理店の業務運営に関する体制整備義務を創設するほか、保険会社等による顧客の利益の保護のための体制整備義務の範囲を兼業特定保険募集人が行う取引に拡大し、保険契約の締結等に関する禁止行為に物品の購入、役務の提供その他の取引であって取引上の社会通念に照らし相当であると認められないものの提供等を追加する等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、特定大規模乗合損害保険代理店の業務運営に関する体制整備義務の創設

特定大規模乗合損害保険代理店は、法令等遵守責任者を設置する措置、苦情の適切かつ迅速な処理を確保するために必要な措置等の体制整備を講ずるとともに、兼業特定保険募集人である場合にあっては、保険募集の業務以外の業務が保険金の支払に不当な影響を及ぼさないよう適切に監視すること等の体制整備を講じなければならない。

二、保険会社等による顧客の利益の保護のための体制整備義務の範囲の拡大

保険会社、外国保険会社等及び保険持株会社に対して、兼業特定保険募集人が行う取引により保険関連業務に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、当該保険関連業務の実施状況を適切に監視するための体制整備を講じなければならない。

三、保険契約の締結等に関する禁止行為の範囲の拡大

保険契約の締結等に関する禁止行為に関して、その対象となる行為につき、物品の購入、役務の提供その他の取引であって取引上の社会通念に照らし相当であると認められないものの提供等を追加し、その対象となる者につき、保険契約者又は被保険者と密接な関係を有する者を追加する。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（7.5.29財政金融委員会議決）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 今般の保険金不正請求事案及び保険料調整行為事案の再発防止策が、本法による措置及び下位法令への委任のほか、顧客本位ではない比較推奨販売の禁止、代理店への過度な便宜供与の禁止及び企業内代理店規制の見直しなどの監督指針等による対応を含む多面的な構造となっていることに鑑み、当局のモニタリングを総合的に行う態勢を確立するほか、業界における顧客本位の業務運営の徹底を更に促すことなどにより、当該再発防止策の実効性を担保すること。

二 保険業界の不祥事への対応に当たって、必要十分な検査及び処分等が円滑に実施されるよう、金融庁及び財務局において必要な機構・定員を確保し、保険契約者等の保護を図るとともに、保険業の社会的意義も踏まえつつ、保険業に対する信頼性の確保及びその健全な発展に万全を期すこと。

三 今般の保険料調整行為事案の一因が、近年の自然災害の頻発・激甚化が火災保険金の支払いを増加させる一方、契約期間が長期であるなどの理由から保険料への反映が遅れることで、火災保険の危険差益を悪化させたことにあったことを踏まえ、このような火災保険の構造的な問題への対処のため、当該構造に係る分析を行い、持続可能なビジネスモデルの構築を損害保険業界に促すこと。

また、火災保険の危険差益の悪化への対応として、他の保険種別における収益移転が過度に起きることのないよう、保険商品の契約者間の公平性が確保されるような保険商品の認可に努めること。

四 保険会社等の金融機関に対しては、法令やガイドライン等により、個人情報保護法よりも厳格に個人情報を管理することが求められていることに鑑み、昨今多発している保険代理店における個人情報漏えい事案に対し、その再発防止に向けた、より一層の厳格な対応を行うこと。

五 本法の基礎となる「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」及び「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」の取りまとめ後においても、保険業界においては不適切な行為が表面化し当局が立入検査を実施していることに鑑み、改めてこれを業界の問題として捉え、業界全体の実態解明に努めるとともに、その結果を公表すること。

また、実態解明による問題への対処が本法による措置では不十分と判断される場合においては、附則第4条の検討規定に定める本法の施行後5年を目途とする時期を待つことなく、直ちに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。

右決議する。

信託業法の一部を改正する法律案（閣法第38号）

（衆議院 7.6.5可決 参議院 6.9財政金融委員会付託 6.13本会議可決）

【要旨】

本法律案の内容は次のとおりである。

一、公益信託の引受け等に関する信託業法の規制の適用の整理

公益信託の引受け又は公益信託に係る信託契約の締結の代理若しくは媒介について、信託業法第3条の規定による信託業の免許又は同法第67条の規定による信託契約代理業の登録等に係る規定の適用を除外する。

二、施行期日

この法律は、公益信託に関する法律の施行の日から施行する。

資金決済に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第39号）

（衆議院 7.5.30修正議決 参議院 6.2財政金融委員会付託 6.6本会議可決）

【要旨】

本法律案は、金融のデジタル化等の進展に対応し、利用者保護を確保しつつ、イノベーションを促進するため、国境を跨ぐ収納代行のうち、一定のものに対し、資金移動業の規制を適用するほか、暗号資産交換業者に対する資産の国内保有命令の創設、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の創設等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、為替取引に関する規定の整備

債権者から委託等を受けた者が、債務者等から資金を受け入れ、債権者等に移動させる行為等であって、国内から国外又は国外から国内へ資金を移動させるものの一部は、為替取引に該当するものとする。

二、資金移動業者の破綻時等における利用者資金の返還方法に関する規定の整備

資金移動業者は、履行保証人債務引受契約の締結等を内閣総理大臣に届け出たときは、履行保証金の全部又は一部の供託をしないことができる。

三、暗号資産交換業者等に対する資産の国内保有命令に係る規定の整備

内閣総理大臣は、公益又は利用者の保護のため必要かつ相当であると認める場合には、暗号資産交換業者等に対し、その資産のうち政令で定める部分を国内において保有することを命ずることができる。

四、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に係る制度整備

内閣総理大臣の登録を受けた者は、電子決済手段等取引業者及び暗号資産交換業者の登録を受けることなく、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業を営むことができる。

五、特定信託受益権に関する規定の整備

特定信託受益権の受託者が信託契約により受け入れた金銭の全額を預貯金により管理するものであることという要件を削除し、当該金銭の総額のうち一定の割合を上限に、一定の国債証券等の債券の保有により運用することができる。

六、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、衆議院において、検討規定について、検討の目的を「施行後5年」から「施行後3年」とするとともに、資金移動業の規制を適用する国境を跨ぐ収納代行の範囲を検討対象として明記する修正が行われた。

【附帯決議】（7.6.5財政金融委員会議決）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 第2条の2第2号に規定する資金移動業規制の適用除外を定める内閣府令の制定に当たっては、その範囲を必要かつ適切なものとするため、違法オンラインカジノの利用を通じた財産的損失や犯罪関与、海外投資詐欺等による詐欺被害及び利用者の二重支払いといった利用者保護上のリスクと民間経済活動への影響を的確に把握すること等を目的とした相談窓口を本法の公布後速やかに設置し、既存の決済サービスを提供・利用する事業者を含め、より多くの関係者からの丁寧な意見聴取に努めること。
- 二 一の内閣府令の制定に当たっては、事業者に過度な不安や混乱を生じさせることのないよう、また、利用者保護の必要性が認められるもの以外が規制対象とならないよう十分に配慮し、当該内閣府令において、現時点で想定されているプラットフォームが収納代行業者となる場合等の適用除外の複数類型を明示するとともに、当該類型への該当可能性に関する当局の基本的な考え方について、公表又は個別の相談等を通じて周知することにより、規制の適用範囲が可能な限り萎縮を招かない明確なものとなるよう努めること。また、当該資金移動業規制の適用除外の範囲については、本法の施行後の状況の変化を的確に把握し、必要に応じて適切な見直しに努めること。
- 三 第2条の2第2号の規定により、違法オンラインカジノ及び海外投資詐欺等に係る収納代行為が替取引に該当することが明確化され、当該収納代行為が法律上の無登録営業となることで、これらの違法行為の取締り環境が変化することを受け、政府として金融庁と警察庁の連携強化及び各種の提供された情報の分析体制の強化をはじめとする、より一層の取締り対策強化を図ること。
- 四 暗号資産及び電子決済手段に係る規制については、本法において講じられた措置の円滑な運用を図るとともに、利用者保護やマネー・ローンダリング等の対策を徹底しつつ、健全なイノベーションを促す観点から、引き続き検討を行うこと。
- 五 本法に基づく制度の運用に当たっては、利用者保護を確保しつつ、イノベーションを促進するため、当局の実効性のあるモニタリング及び新たに資金移動業に登録申請する事業者の登録審査が円滑に実施されるよう、金融庁及び財務局において必要な機構・定員を確保し、実効的な態勢を確立するよう努めること。

右決議する。

児童福祉法等の一部を改正する法律案（閣法第40号）

（衆議院 7.4.4可決 参議院 4.14内閣委員会付託 4.18本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、都道府県が保育士・保育所支援センターとしての機能を担う体制を整備するものとともに、関係機関の連携協力に関する規定の整備等を行う。
- 二、保育士が不足するおそれが特に大きい地域について、集中的に保育人材の確保に取り組むことができるよう、現在、国家戦略特別区域に限り認められている地域限定保育士制度を一般制度化する。

三、現在、国家戦略特別区域に限り認められている3歳児から5歳児までのみを対象とした小規模保育事業を全国展開する。

四、保育所等の職員等による児童への虐待について、通報義務等の仕組みを設ける。

五、一時保護を適正に行うことができる者の登録制度を創設する。

六、一時保護が行われている児童に対して保護者が児童虐待を行った疑いがあると認められる場合において、児童の心身に有害な影響を及ぼすおそれが大きいと認めるときの面会制限等に関する規定を新たに整備する。

七、この法律は、令和7年10月1日から施行する。ただし、三は令和8年4月1日から、五は公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から、六は公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

八、政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【附帯決議】（7.4.17内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一 保育士の確保が困難な状況にある中、保育士の一層の処遇改善を進めるための措置を講ずるとともに、保育所等の職員配置基準の更なる改善、現場の実態を踏まえた加算要件の見直し、災害時の対応の強化について引き続き検討し、必要な措置を講ずること。また、職務の専門性を適切に評価する観点から、公定価格上の人件費の基本分単価の在り方も含め、保育士の平均賃金が他職種と遜色のない水準となるよう、実効性のある対策を検討し、必要な措置を講ずること。

二 保育士・保育所支援センターを法定化するに当たり、支援の実効性を高めるため、各センターに地域の実情に応じた支援目標や確実な根拠に基づくKPI（重要業績評価指標）を設定させ、その達成状況を定期的に公表して検証する仕組みを導入することを検討するとともに、支援実績を向上させるため、保育士資格を有する者への周知など必要な措置を講ずること。

三 保育士の就職あっせんを行う民間の人材紹介会社が高額な手数料を得ており、保育所の経営を圧迫している現状を速やかに改善するため、手数料実績の公開、求職者への金銭等提供の原則禁止、ハローワークによる無料職業紹介機能の強化などこれまでの取組の実施状況を踏まえながら、必要な対策を講ずること。

四 保育士が不足するおそれが大きい地域が集中的に保育士確保に取り組むことができるよう、潜在保育士の実態やニーズを調査・分析し、職場復帰を強力に支援するために必要な措置を講ずること。

五 地域限定保育士試験を実施することにより試験実施区域内の保育人材不足の解消に確実につながるよう、保育の公定価格における地域区分の在り方の見直しを含め、地域や職場での保育人材の適切な処遇を実現し、職場定着を図るために必要な措置を講ずるとともに、地域で十分な保育人材を確保するための適切な対策を検討し、必要な措置を講ずること。

六 地域限定保育士制度を創設することが、保育人材の専門性及び社会的評価を低下させることのないよう、保育人材の社会的地位を向上させる観点から、保育人材に係る資格や試験の在り方について引き続き検討を行うこと。

七 地域限定保育士試験の実施に関する事務を一般社団法人及び一般財団法人以外の法人にも行わせることができるとしているところ、保育の公的責任を後退させることのないよう留意し、適切な措置を講ずること。

八 地域限定保育士の一般制度化を行うに当たり、保育士試験及び指定保育士養成施設の修了と同程度の知識及び技能の水準を確保する観点から、都道府県等が実施する地域限定保育士試験及び講習の質を担保するための措置を講ずること。あわせて、指定保育士養成施設における教育内容を充実させ、保育士試験の内容について十分な検討を行うことにより、保育人材に期待される資質が適切に確保されるようにすること。

九 小規模保育事業において、一人一人のこどもの命と安全が守られ、特性に応じた発達が保障できる保育の質を確保するために必要な措置を不断に検討、実施すること。

十 3歳以上児を対象とする小規模保育事業において、集団生活の重要性に留意しつつ、集団としての遊びや活動を通して人と関わる力を育てていくために必要な保育の在り方を示すこと。

- 十一 3歳以上児を対象とする小規模保育事業については、地域の実情を十分に踏まえ、その必要性が認められる場合において、適切に実施されるように取り組むこと。その際には、こどもの成長発達や安全性に十分配慮するとともに、必要に応じて専門的知見を有する人材の配置や、戸外活動の環境確保など、保育の質の向上のために必要な措置を講ずること。
- 十二 保育所等の職員による虐待に関する通告義務等について、専ら保護者と離れた環境下においてこどもが不安を抱えることなく安心して通える場所を網羅する観点から、法的に対象となる施設及び事業の範囲について引き続き検討するとともに、法的に対象とならない施設等においても適切な対応が図られるよう、必要な措置を講ずること。
- 十三 被措置児童等虐待の事案の共有や公表の在り方について、虐待の発生を防ぎ、全国どこでもこどもや保護者が安心して保育所等を利用できるようにする観点から、所管行政庁によって対応に著しい差が生じないよう、適切な指針を示すこと。
- 十四 一時保護委託の登録制度について、登録に伴う手続等により委託先に過度の負担を与えることのないよう配慮し、これまで多様な存在が一時保護委託を担うことにより蓄積されてきた経験を尊重しつつ、委託先での性暴力など加害行為がなされないよう万全を期するなど、委託先の適切な監督を行うこと。
- 十五 一時保護されたこどもが、委託先を転々とする事態をなくすためにも、児童相談所設置都道府県・指定都市等が一時保護施設を新增設できるよう、かつ、安心して過ごせる生活、教育環境を整備することができるよう、必要な財政措置を行うこと。
- 十六 一時保護中の児童の面会通信制限等について、児童の権利に関する条約の趣旨を尊重し、児童の最善の利益を考慮した運用が行われるように適切な制度設計を検討すること。その上で、児童虐待が行われた疑いとどまる段階で、児童相談所長が要件を拡大的に解釈して判断することを防止する観点から、面会通信制限等を行う場合の具体的な基準と、指導又は行政処分の運用の在り方について、詳細な指針を策定して児童相談所長に示すとともに、不断の見直しを行うこと。
- 十七 児童相談所長が面会通信制限等を行うべきか判断する場面において、DV・虐待家庭で育ったこどもの複雑な心理を理解する高い専門性を持った児童精神科医や児童心理司などの判断が求められるケースがあることなども踏まえ、児童の最善の利益に資する判断を丁寧に行うことができる体制を整えるとともに、児童相談所職員の一層の処遇改善や精神的負担への対応、配置拡充に向けた検討を着実に進めること。
- 右決議する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案（閣法第41号）

（衆議院 7.4.18可決 参議院 5.8地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会付託 5.16本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正
酒類の製造免許に関する事務、司法書士等の国家資格に関する事務等において個人番号を利用することができるものとする。
- 二、住民基本台帳法の一部改正
司法書士等の国家資格に関する事務等を地方公共団体情報システム機構が保存する本人確認情報の提供等を受けることができる事務として追加する。
- 三、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 四、この法律の施行に関し、所要の調整規定等を設ける。

民事裁判情報の活用に関する法律案（閣法第42号）

（衆議院 7.5.8可決 参議院 5.19法務委員会付託 5.23本会議可決）

【要旨】

本法律案は、民事裁判情報の適正かつ効果的な活用を図るため、国の責務及び法務大臣による基本方針の策定について定めるとともに、民事裁判情報を加工して第三者に提供する業務等を行う法人の指定に関する制度を創設する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、政府は、この法律の目的を達成するため、民事裁判情報の活用の促進のための施策を策定し、最高裁判所は、民事裁判情報の提供その他の必要な措置を講ずる。
- 二、法務大臣は、民事裁判情報の活用の促進の意義に関する事項等を定めた基本方針を定めなければならない。
- 三、法務大臣は、民事裁判情報に仮名処理等を行った情報の作成、提供、管理等の業務を行う法人を、その申請により、全国に一を限って指定することができ、指定法人は、業務規程を定め、法務大臣の認可を受けた上で、その業務を行う。
- 四、この法律は、原則として、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（7.5.22法務委員会議決）

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 民事裁判情報管理提供業務を行う法人を指定する際には、民事裁判情報に含まれる個人情報について遺漏なく仮名処理を実施するとともに漏えい等を防止するために必要な安全管理措置を講じることができる技術的能力及び経理的基礎について、厳格かつ公平に審査すること。また、指定後においても、民事裁判情報は仮名処理後も個人を容易に特定し得る場合があり、広く社会に拡散しやすい性質を有することに鑑み、業務の委託先及び再委託先を含め、当事者や関係者のプライバシー保護の要請に十分に配慮した措置に加え、適切な安全管理措置を講じるとともに、保有民事裁判情報等の目的外使用を行わないよう、指定法人に対し必要かつ適切な監督を行うこと。
- 二 仮名加工民事裁判情報等の提供料金については、民事裁判情報管理提供業務の適正かつ確実な実施のために必要な経費を勘案しつつ、利用者にとって過度な負担とならないよう配慮すること。
- 三 先例的価値及び社会的関心の高い判例情報を幅広く国民に提供することが本法の施行後も引き続き重要であることに鑑み、現在行われている裁判所ウェブサイトにおける判例情報の提供について、今後とも更に適切な運用に努めること。
- 四 附則第5条に基づく5年経過後の検討を行うに当たっては、諸外国における判例情報の公開に関する法制の動向等も勘案し、民事裁判情報の確実かつ安定的な公開のために必要な体制の在り方について検討を行うこと。
右決議する。

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案（閣法第43号）

（衆議院 7.5.22可決 参議院 5.26法務委員会付託 5.30本会議可決）

【要旨】

本法律案は、金銭債務を担保するため、動産、債権その他の財産（不動産等を除く。）を担保の目的とすることを内容とする契約の利用状況に鑑み、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関し、譲渡担保権者及び留保売主等の権利の内容、被担保債権の範囲、権利の順位等について定めるとともに、これらの権利の実行の方法等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、譲渡担保契約の効力について、譲渡担保権者の優先弁済権に関する規定を設けるほか、動産譲渡担保権設定者による目的である動産の使用及び収益に関する規定、集合動産譲渡担保権設定者による目的である動産の処分に関する規定、集合債権譲渡担保権設定者による目的である債権の取立てに関する規定、数個の譲渡担保権が互いに競合する場合の優劣関係に関する規定等を設ける。
- 二、譲渡担保権の実行について、裁判所の手続によらない動産譲渡担保権の実行に関する規定、動産譲渡担保権の実行のための引渡命令に関する規定等を設けるとともに、債権譲渡担保権者による目的である債権の取立てに関する規定等を設ける。
- 三、破産手続等における譲渡担保権の取扱いについて、譲渡担保権者については、破産法等における質権を有する者に関する規定を適用し、破産手続等において別除権者として取り扱うこととす

る規定等を設けるとともに、再生手続等における集合動産譲渡担保権及び集合債権譲渡担保権の実行手続の取消命令に関する規定等を設ける。

四、所有権留保契約について、その対抗要件に関する規定等を設けるとともに、譲渡担保契約に関する規定を準用する規定等を設ける。

五、この法律は、原則として、公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（7.5.29法務委員会議決）

政府及び最高裁判所は、両法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 譲渡担保権の実行に際しての破産財団等への組入義務など一般債権者への弁済原資を確保するための新たな制度に係る両法施行後の運用状況について検証するとともに、その結果を踏まえ、一般債権者保護の実効性向上のための破産財団等への超過分の金銭の組入範囲の在り方や、組入対象財産の保全対策の一層の強化に向けた仕組みの検討を行うこと。また、破産財団等への組入対象財産を確実に保全するための譲渡担保権設定者等による担保請求の円滑な実施に向けた支援など制度の実効性を確保するために必要な措置等を検討すること。併せて、労働債権が労働者やその家族の生活維持に不可欠であり、社会的公正や社会政策上の観点から特別な保護の必要性が高いことを踏まえ、企業の倒産時における労働債権について優先順位の引上げ、未払賃金立替払制度の実効性確保に向けた立替払額の見直し等に関し、引き続き必要な検討を行うこと。併せて、ILO第173号条約の早期批准に向けて検討に努めること。
- 二 動産及び債権譲渡の対抗要件の見直し並びに所有権留保登記の新設等に伴い、企業における登記の需要が増大することから、登記申請の際の添付情報の合理化、オンライン申請における本人確認の合理化など、登記手続の利便性の向上及びコスト低減のための方策を検討し、必要な措置を講ずるとともに、法務局を始めとする関係行政機関に必要な体制の整備に努めること。
- 三 本改正が融資実務に多大な影響を与えることに鑑み、両法の趣旨や内容、裁判手続等について周知広報を徹底するとともに、施行に向けた適切な準備を進めること。
右決議する。

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第44号）

（衆議院 7.5.22可決 参議院 5.26法務委員会付託 5.30本会議可決）

【要旨】

本法律案は、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴い、動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律ほか25の関係法律に所要の整備等を加えるとともに、所要の経過措置を定めようとするものである。

【附帯決議】（7.5.29法務委員会議決）

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案（閣法第43号）と同一内容の附帯決議が行われている。

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律案（閣法第45号）

（衆議院 7.5.15可決 参議院 5.30農林水産委員会付託 6.11本会議可決）

【要旨】

本法律案は、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進と食品等の取引の適正化のための措置を強化しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の一部改正

- 1 題名を「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」とすることとする。
- 2 農林漁業者との取引の機会の拡大等の安定的な取引関係の確立を図る事業活動等を実施しようとする食品等事業者は、事業活動計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができることとする。
- 3 食品等事業者は、認定を受けた事業活動計画に従って事業活動を実施するため、株式会社日

本政策金融公庫による必要な資金の貸付け等を受けることができることとする。

- 4 飲食料品等事業者等は、相手方から持続的な供給に要する費用等の考慮を求める事由を示して取引条件に関する協議の申出がされた場合、誠実に協議に応ずること等に努めなければならないこととする。
- 5 農林水産大臣は、4に関し、飲食料品等事業者等の判断基準を定め、判断基準に照らして適確な実施に必要があると認めるときは指導及び助言、実施に関する状況が著しく不十分であると認めるときは勧告、勧告に従わなかったときはその旨を公表することができることとする。
- 6 農林水産大臣は、取引において、通常、持続的な供給に要する費用について認識しにくいものを、指定飲食料品等として指定し、指定飲食料品等ごとに、その事業者等が組織する団体等を、その持続的な供給に要する費用の指標作成等業務を行う者として認定することができることとする。

二、卸売市場法の一部改正

中央卸売市場等の認定要件として、業務規程に一の6の指標等を公表することを追加することとする。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、一の4、5、6及び二に係る規定については、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】（7.6.10農林水産委員会議決）

生産資材・原材料価格の高止まりなどの中で、食品等の持続的な供給を実現するためには、持続的な供給に要する費用を考慮した価格形成を促進するとともに、農林漁業者と食品産業との連携強化を始めとする食品産業の持続的な発展に向けた事業活動を促進することが重要である。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 肥料・飼料費、人件費、輸送費等の生産・流通コストが上昇する中、我が国の食料システム全体の持続性の確保が図られる食品等の価格形成を実現するため、持続的な供給に要する費用の明確化と取引におけるこれらの費用の考慮について、生産・加工・流通・小売・消費等の食料システムの幅広い関係者の合意形成と理解醸成が図られるよう、必要な取組を推進すること。
- 二 持続的な供給に要する費用が考慮される価格形成の実現に向けては、消費者も納得する生産性向上や付加価値向上の取組が生産・加工・流通・販売の各段階において不断に重ねられていくことが重要であることを踏まえ、こうした取組の促進のために必要な施策を十分に講じること。
- 三 指定飲食料品等については、認定指標作成等団体が公表するコスト指標を活用した取引の適正化の必要性等を踏まえ、食料・農業・農村政策審議会等での議論を経て、順次対象品目を定めること。特に、現在食料システムの関係者が一堂に会して協議が進められている米、野菜、飲用牛乳、豆腐・納豆については検討を速やかに進め、対象品目として定めること。
- 四 持続的な食料供給の実現を図るためには、持続的な供給に要する費用の考慮や納品期限の緩和を始めとする持続的な供給に資する商習慣の見直しを進めることが重要であることから、こうした取組が食料システムの幅広い関係者において実施されるよう、食品等取引実態調査をきめ細かく行い、実態を把握した上で、農林漁業者や食品等事業者に対する指導・助言等を適切に実施すること。
- 五 国際的な原材料調達競争の激化に対応する国内農林漁業者と食品産業との間の安定的な取引関係の確立、環境負荷の軽減等の食品等事業者による持続的な食料供給の実現に向けた取組が促進されるよう、本法に基づく計画認定制度について、関係者への制度の周知などを積極的に進め、十分に活用されるよう努めること。
- 六 持続的な供給に要する費用の考慮や商習慣の見直しには、消費者の理解が必要不可欠となることから、本法で措置されている食品等事業者による消費者選択支援事業活動や、国による普及啓発活動等の実施などを通じ、官民一体で消費者の理解醸成に努めること。
- 七 食品等取引実態調査や、事業者からの相談窓口での対応等を確実に進めるために必要となる地方農政局を含む国の組織・人員体制の整備、強化を図るとともに、公正取引委員会、中小企業庁

等との連携を密にし、関係省庁一体となって本法に基づく措置等の適正な執行を図ること。

八 食品等の価格上昇の影響をより大きく受ける生活困窮者や子ども食堂等に対する支援については、必要な食料が円滑に入手できるよう、関係省庁が密接に連携して取り組むこと。

九 カーボンプライシングの本格導入に当たり、農業、漁業及び食品産業への影響を注視するとともに、関係省庁が密接に連携して適切な措置を講じること。

右決議する。

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第46号）（先議）

（参議院 7.4.7内閣委員会付託 4.11本会議可決 衆議院 6.3可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、何人も、六に定めるところによるほか、原則として、排他的経済水域に海洋再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備を設置してはならない。
- 二、経済産業大臣は、基本方針に基づき、排他的経済水域のうち一定の基準に適合する相当の面積の区域を、海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域（以下「募集区域」という。）として指定することができるものとするとともに、この指定をしようとするときの手続を定めるものとする。
- 三、経済産業大臣及び国土交通大臣は、募集区域において海洋再生可能エネルギー発電設備を設置しようとする者から申請があったときは、一定の基準に適合すると認める場合に限り、当該申請をした者に仮の地位を付与する処分（以下「仮許可」という。）をすることができるものとする。
- 四、経済産業大臣及び国土交通大臣は、仮許可をしたときは、当該募集区域における海洋再生可能エネルギー発電事業の実施に関し必要な協議を行うための協議会を組織するものとする。
- 五、経済産業大臣及び国土交通大臣は、仮許可を受けた者から申請があったときは、一定の基準に適合すると認める場合に限り、海洋再生可能エネルギー発電設備の設置を許可することができるものとする。
- 六、五の許可を受けた者は、当該許可区域（我が国の領海及び内水の海域に係るものを除く。）において当該許可に係る海洋再生可能エネルギー発電設備を設置することができる。
- 七、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定をしようとするときの手続として、環境大臣は、海洋環境等調査を行い、その結果を経済産業大臣及び国土交通大臣に通知するとともに、公表するものとする。また、海洋環境等調査を行おうとするときは、海洋環境等調査方法書を作成するものとする。
- 八、選定事業者がその認定公募占用計画に係る海洋再生可能エネルギー発電事業を行う場合における当該選定事業者については、環境影響評価法の配慮書及び方法書に係る規定は、適用しない。
- 九、仮許可を受けた者が当該仮許可に係る海洋再生可能エネルギー発電事業を行う場合における当該仮許可を受けた者については、環境影響評価法の配慮書に係る規定は、適用しない。
- 十、この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（7.4.10内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 国際基準にのっとった生物多様性の保全を重視し、利害関係者の意見を反映させるため、海外で導入事例のある海洋空間計画の実態を把握し、関係府省庁や環境専門家等との連携の下、我が国の実情を踏まえつつ、我が国独自の海洋空間計画の手法を早急に確立すること。
- 二 環境に十分に配慮した洋上風力発電事業を推進するため、事業者の協力を得ながら、環境影響評価図書の常時公開や事業開始後の適切なモニタリングの実施とその情報公開に向けた制度の見直しを検討すること。
- 三 公募占用計画等に記載される、事業者が海洋再生可能エネルギー発電設備設置や維持管理を通じて取得する情報について、目的外に利用することがないよう、事業者の情報管理体制について関係府省庁が適宜チェックすること。

- 四 事業者が洋上風力のサプライチェーン調査を行うことができるよう、他事例等を参考に、助言をする等のサポート体制を構築すること。
- 五 海洋環境等の保全の観点から環境省が行う調査が十分なものとなるよう、必要な予算と人員体制を確保すること。
- 六 募集区域の検討・指定や洋上風力発電の計画に関する情報が、その海域で漁を行う漁業関係者に速やかに伝わるよう、都道府県に対する情報提供を徹底すること。
- 七 募集区域の指定の段階において洋上風力発電が漁業や環境に及ぼす影響について、利害関係者の理解を十分に得た上で当該区域が指定されるよう、意見聴取、関係機関との協議等の在り方について検討し、必要な措置を講ずること。
- 八 促進区域の検討・指定に対し、各地で地域住民による反対運動が起きていることに鑑み、促進区域の検討に当たっては、府省庁横断的な組織の下で調整を進め、住民への情報提供を十分に行うとともに、住民の理解を得られるよう基礎自治体と緊密に連携し、合意形成プロセスを進めるよう徹底すること。また、大臣許可漁業団体や他県からの入会漁業者など地域と間接的に関連し得る関係漁業者が存在する実態に鑑み、案件形成に当たり、国が積極的に調整を図っていくこと。
- 九 洋上風力発電を始めとする我が国の再生可能エネルギーの発電コストは、火力発電などの既存のエネルギーと比較すると依然として高いことに鑑み、再生可能エネルギーの導入を進めるに当たっては、発電コストに係る国民負担の抑制を図るため、将来を見据えて電源別の発電コストの検証を随時行うこと。
- 十 再生可能エネルギーによる発電を促進するに当たっては、電力の安定供給のために既存のエネルギーによる発電の調整力が一定程度求められるものの、これに伴う社会全体でのコストの最小化を図られるよう努めること。
- 十一 再生可能エネルギー電源の送電線への接続が増加することを想定し、電力事業者等による送配電網の整備及びそれを支える人材の確保・育成について支援を行うこと。
- 十二 将来的に、遠方にある排他的経済水域（EEZ）に設置する上での課題が技術開発によって解決することを前提に、風車の全エネルギーを系統接続によらない手段により輸送できる制度を検討すること。
右決議する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第47号）（先議）

（参議院 7.31内閣委員会付託 4.9本会議可決 衆議院 5.20可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、接待飲食営業に係る遵守事項等の追加
 - 1 接待飲食営業を営む風俗営業者は、その営業に関し、客の正常な判断を著しく阻害する行為として、料金について事実と相違する説明等をする行為等をしてはならないこととする。
 - 2 接待飲食営業を営む者は、その営業に関し、客に注文等又は料金の支払等をさせる目的で当該客を威迫して困惑させる行為や、客に対し、威迫し、又は誘惑して料金の支払等のために当該客が法令に違反する行為により金銭を得ること等を要求する行為をしてはならないこととし、これらの行為をした者に対する罰則を設けることとする。
- 二、いわゆるスカウトバックに係る禁止規定の整備
性風俗関連特殊営業のうち一定の営業を営む者は、異性の客に接触する役務を提供する業務に従事しようとする者の紹介を受けた場合において、当該紹介をした者又は第三者に対し、当該紹介の対価として金銭等を提供し、又は第三者をして提供させてはならないこととし、当該行為をした者に対する罰則を設けることとする。
- 三、無許可営業等に対する罰則の強化
風俗営業の許可を受けないで風俗営業を営んだ者等に対する罰則を強化するとともに、法人の代表者又は従業者がこれらの違反行為をしたときの当該法人に対する罰金の上限額を引き上げる

こととする。

四、風俗営業の許可に係る不許可事由の追加

都道府県公安委員会が風俗営業の許可をしてはならない者として、親会社等が風俗営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者である法人等を追加することとする。

五、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行する。ただし、四は公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

【附帯決議】（7.4.3内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 悪質なホストクラブ等の客が売掛金等を蓄積させられた上で、売春等をさせられている状況に鑑み、こうした性的搾取を防止するため、被害者の保護に努めるとともに、当該行為に関与した者の指導・取締りを一層推進すること。また、海外売春をさせられる事例も見受けられることから、外国の関係機関とも連携しながら厳正に対処すること。
- 二 悪質ホストクラブ問題の背後で暴力団や匿名・流動型犯罪グループ等の犯罪者集団が不当に利益を得ている事例があることに鑑み、本法の執行を通じ、これらの者を風俗営業から排除する取組を徹底すること。
- 三 ホスト等によるマインドコントロールや犯罪者集団による報復への恐れから、被害者自身による申告が困難な場合があることを踏まえ、早期に被害の回復につなげるため、関係行政機関や被害者支援団体等と連携しながら、被害者やその家族等に対する適切で効果的な広報・啓発、相談・支援体制の強化等の取組を進めること。また、中長期的な被害の回復に対する支援の充実や被害者支援団体等への支援の拡充についても検討すること。
- 四 悪質なホストクラブ等において、ホスト等が客に対して、その客の好意の感情を不当に利用し、困惑させ、飲食などの提供を受ける契約を結ばせる実態等があることに鑑み、客がその意に反して、売掛金等の高額な債務を負うことのないよう、消費者契約法に基づく取消しを主張できる場合があること及び消費者トラブルに関する相談窓口について周知を徹底すること。
- 五 悪質なホストクラブのホストがSNSやマッチングアプリ上で、ホストであることを隠して客となるよう勧誘等を行っている事例があることに鑑み、ターゲットとなる若年層を中心に被害を受ける可能性のある者に届くような効果的な手法を工夫し、注意を呼びかけること。また、当該行為に関与した者の取締りについても積極的に取り組むこと。
- 六 悪質ホストクラブ問題を始めとする風俗営業等をめぐる情勢に鑑み、ホストクラブやメンズコンceptカフェ等の接待飲食営業について、売掛金等の高額な債務を負わせることにつながるような遵守事項等に違反する行為が行われないう、監督・指導に更に積極的に取り組むこと。
- 七 現下の悪質ホストクラブ問題の深刻な状況を踏まえ、法施行前においても取締りの強化や広報・啓発に一層努めるとともに、今後の悪質ホストクラブ問題に係る情勢を踏まえ、必要に応じ、他の関係法令も含めた更なる措置を検討すること。
右決議する。

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案（閣法第48号）

（衆議院 7.4.24修正議決 参議院 5.9経済産業委員会付託 5.16本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一 下請代金支払遅延等防止法の一部改正
 - 1 題名を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に改める。
 - 2 下請事業者その他の用語を中小受託事業者等の用語に改める。
 - 3 委託事業者及び中小受託事業者について、常時使用する従業員数の大小による基準を追加す

る。

- 4 製造等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を規制対象取引に追加する。
- 5 委託事業者が中小受託事業者に対し製造委託等をした場合に禁止される行為として、費用の変動等の事情が生じ協議を求められたにもかかわらず、代金の額に関する協議に応じず、一方的に代金の額を決定すること、代金の支払手段について手形を交付すること等を追加する。

二 下請中小企業振興法の一部改正

- 1 題名を「受託中小企業振興法」に改める。
- 2 下請中小企業その他の用語を受託中小企業等の用語に改める。
- 3 委託事業者及び中小受託事業者について、法人同士にあっても常時使用する従業員数の大小による基準を追加する。
- 4 製造等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を対象取引に追加する。
- 5 振興事業計画における支援対象として、2以上の段階にわたる委託関係にある事業者を追加する。

三 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、令和8年1月1日から施行する。

なお、衆議院において、施行期日を公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から、令和8年1月1日に改めることを内容とする修正が行われた。

【附帯決議】（7.5.15経済産業委員会議決）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 中小企業憲章において、「困っている中小企業を支え、そして、どんな問題も中小企業の立場で考えていく」との理念が示されていることを踏まえ、我が国の経済活力の源泉である中小企業が、その力を最大限発揮できるよう、労務費や原材料費、エネルギーコストの価格転嫁を更に推進するため、必要な措置を検討すること。
- 二 取引の適正化による価格転嫁から賃上げにつながる好循環が継続する社会の実現について、国民全体の理解の醸成が図られるよう、取組を進めること。
- 三 協議を適切に行わない代金の額の決定等の禁止について、その違反に対して迅速かつ的確に対処するために必要な措置を講ずること。特に、該当する違反行為については、具体的な基準を示すこと。さらに、委託事業者と中小受託事業者の代金の額に関する協議が形骸化することのないよう、必要な措置についても併せて検討すること。
- 四 本法施行後には、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」及び「受託中小企業振興法」の適用基準として従業員数の基準が追加されるが、今後も両法の適用対象の見直しを検討し、本法による改正の効果を高めるよう努めること。
- 五 本法施行後に、新たな手段による適用逃れなどの事例が起こらぬよう、中小事業者や中小企業団体などの情報共有や連携強化に更に努めること。また、適用逃れと見られる事例が発生した場合には、速やかに対策を講ずること。
- 六 本法に基づく検査等が実効的に行われ、あまねく全国において適正な取引の確保が図られるよう、公正取引委員会の体制の抜本的な強化を図ること。また、本法施行後3年を目途に、執行体制について、人員の増員や更なる関係省庁間の連携の強化を含めた必要な見直しに努めること。
- 七 本法に基づく施策を始めとする価格転嫁等の取引適正化推進に関する諸施策や「下請」等の用語の見直しについて、委託事業者及び中小受託事業者に対する一層の広報等の充実に努め、周知徹底を図ること。
- 八 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」は、価格転嫁の促進に効果が認められているものの、その認知度は低い状況であるため、政府を挙げて周知徹底を図ること。
- 九 中小受託事業者まで適正な労務費を確保する等の観点から、本法の施行と並行して、各業界における理解の醸成に努めるとともに、現時点で21業種に限られている「下請適正取引等推進のためのガイドライン」の策定を幅広い業種に拡大するよう努めること。各省庁にあっては、所管する業界についてガイドラインの策定を進めること。あわせて、既に策定されているガイドラインにおいても、本法の趣旨が反映されているかどうかを点検し、適宜更新をすること。
- 十 サプライチェーン全体で価格転嫁等の取引適正化を推進するため、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」の対象とならない取引における優越

的地位の濫用行為に対し、引き続き独占禁止法に基づき、厳正に対処すること。

十一 中小企業・小規模事業者が個々では解決できない課題に対応するため、全国中小企業団体中央会を通じた中小企業組合の設立指導や運営指導に取り組むこと。また、中小企業組合が主体となって、事業者と交渉を行うことで価格交渉力を強化できる団体協約の活用について周知を図ること。

右決議する。

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律案（閣法第49号）

（衆議院 7.5.27可決 参議院 6.10内閣委員会付託 6.13本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、盗難特定金属製物品の処分の防止のための特定金属くず買受業に係る措置

- 1 特定金属くず（主として特定金属（銅その他犯罪の状況、当該金属の経済的価値その他の事情に鑑み、当該金属を使用して製造された物品の窃取を防止する必要性が高い金属として政令で定めるものをいう。）により構成されている金属くずをいう。）の買受けを行う営業（以下「特定金属くず買受業」という。）を営もうとする者は、営業所ごとに、氏名、住所等を当該営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出なければならない。
- 2 特定金属くず買受業を営む者は、特定金属くずの買受けを行おうとするときは、一定の場合を除き、買受けの相手方の本人確認を行うとともに、当該本人確認に係る事項等に関する記録を作成し、当該記録を3年間保存しなければならない。
- 3 特定金属くず買受業を営む者は、特定金属くずの買受けを行った場合には、当該買受けに係る相手方の氏名、内容等の記録を作成し、当該記録を3年間保存しなければならない。
- 4 特定金属くず買受業を営む者は、買受けに係る特定金属くずが盗難特定金属製物品に由来するものである疑いがあると認めるときは、警察官にその旨を申告しなければならない。

二、指定金属切断工具の隠匿携帯の禁止

何人も、業務その他正当な理由による場合を除いては、指定金属切断工具（ケーブルカッター、ボルトクリッパーその他の特定金属を切断することができる工具であって、特定金属製物品の窃取の用に供されるおそれが大きいもの等として政令で定めるものをいう。）を隠して携帯してはならない。

三、特定金属製物品の盗難の防止に資する情報の周知

警察本部長等は、特定金属製物品の盗難の防止に資する情報を、太陽光発電設備を設置する者等に周知するよう努めなければならない。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、二及び三は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（7.6.12内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 本法において、規制の対象となる特定金属の範囲については、金属価格の変動・金属盗による被害の状況等を踏まえ、適時適切に検討し、周知を行うこと。
- 二 特定金属くず買受業者については、継続的に指導監督を行うほか、その実態の把握に努めるとともに、本法の運用状況を踏まえ、許可制の導入、現金取引の禁止、取引時の本人確認及び記録保存の一層の厳格化等の買受業者に対する規制的措置の在り方を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
- 三 特定金属くず買受業者として特定金属くずを業として買い受ける全ての事業者に対し、本法の措置の内容について効果的な周知を行うこと。その際、外国籍の事業者に対しては、資料を多言語化するなど十分配慮すること。
- 四 買受け時の本人確認を始めとする手続の煩わしさにより、適法な特定金属くず買受業者の利用が避けられる事態とならないよう、本法の措置の内容及びその必要性について、国民や事業者の十分な理解を得られるよう周知啓発を行うこと。また、少額取引の本人確認の在り方については、

施行後の実態を踏まえ検討すること。

- 五 盗難特定金属製物品の処分を防止するため、AI等のデジタル技術等の最先端技術等を活用した対策について、その技術開発の支援も含めた在り方を将来的に検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
- 六 指定金属切断工具の隠匿携帯の禁止規定の運用に当たっては、人権を不当に侵害することのないよう、判断基準を明確化し、全国で斉一的な運用が行われるよう徹底すること。
- 七 太陽光発電施設における金属ケーブル窃盗について、犯罪グループ等が犯行に及んでいる実態が認められることに鑑み、組織的に金属盗を敢行する犯罪について、実行犯の募集や盗難特定金属製物品の流通経路等の実態を解明するとともに、効果的な取締り等の対策を講ずること。また、外国人による犯罪については、留学生や外国人コミュニティ等の協力を得るなどして、外国語によるインターネット上の違法・有害情報に対し適切に対応するとともに、犯罪防止に資する情報発信を外国語を用いて積極的に行うこと。あわせて、取締りを通じて外国人差別の風潮を助長することとならないよう十分留意すること。
- 八 太陽光発電施設における金属ケーブルの窃盗を始めとする金属盗の発生状況、手口及び有効な防止策について、不断の情報収集及び分析を行い、関係事業者等と警察とで広域的に共有するための官民情報プラットフォームを、関係業界と連携して速やかに構築し、運用するとともに、関係事業者等に対し、盗難防止に資する情報を積極的に周知すること。
- 九 監視カメラやセンサーライトの設置、転売防止のためのマーキング等の自主防犯対策を講ずる事業者等に対する支援措置を講ずる都道府県に対して、必要な助言、支援等を行うこと。
- 十 いわゆる金属くず条例の中には、金属くず買受業者の許可制を導入するとともに、銅以外の金属も規制対象とするものなどがあることを踏まえ、本法の趣旨に反しない限りにおいて、条例による規制を妨げることをないようにすること。
右決議する。

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第50号）

（衆議院 7.5.20修正議決 参議院 5.21厚生労働委員会付託 6.4本会議可決）

【要旨】

本法律案は、多様な労働者が活躍できる就業環境の整備を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、事業主は、職場において行われる顧客等の言動であって、その雇用する労働者が従事する業務の性質等の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該労働者の就業環境が害されることのないよう、雇用管理上必要な措置を講じなければならないものとする。
- 二、事業主は、求職者等によるその求職活動等において行われる当該事業主が雇用する労働者による性的な言動により当該求職者等の求職活動等が阻害されることのないよう、雇用管理上必要な措置を講じなければならないものとする。
- 三、国は、職場における労働者の就業環境を害する言動が行われることのない就業環境の形成に関する規範意識の醸成がなされるよう、必要な啓発活動を積極的に行わなければならないものとする。
- 四、常時雇用する労働者の数が100人を超える一般事業主が、その事業における女性の職業生活における活躍に関して定期的に公表すべき情報に、その雇用する労働者の男女の賃金の額の差異及びその雇用する管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合を加えるものとする。
- 五、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の有効期限を令和18年3月31日までとする。
- 六、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の基本原則に、女性の職業生活における活躍の推進に当たり留意すべき事項として、女性の健康上の特性を加えるものとする。
- 七、事業主は、疾病、負傷等の理由により治療を受ける労働者について、治療と就業との両立を支援するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。
- 八、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、衆議院において、一の「雇用管理上必要な措置」の例示として当該言動の抑止のための措

置を追加するとともに、特定受託事業者が受けた業務委託に係る業務における顧客等の言動に起因する問題に関する施策についての検討規定を追加する修正が行われた。

【附帯決議】（7.6.3厚生労働委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、カスタマーハラスメント対策の実効性を担保するため、労働者が事業主に相談しやすい環境を整備するとともに、相談した場合に形式的でなく実効性のある対応が行われるような指針を策定するとともに、小規模事業者への必要な支援を行うこと。また、カスタマーハラスメントに関する指針の策定に当たっては、消費者、障害当事者から意見を聞いた上で検討すること。
- 二、障害者等が社会的障壁の除去を求めたにもかかわらずカスタマーハラスメントと判断され、合理的配慮の提供を受けられない場合は、事業者の問題を指摘して改善を促す必要があることから、相談窓口の周知を図ること。また、事業者がカスタマーハラスメント対策を実施するに当たり、障害者等への不当な差別的取扱いが生じないよう、事業者が正しい障害特性の理解、接し方を学ぶための周知広報ツールが活用されるように促すこと。
- 三、医療、介護分野等を含む公務・公共現場において、サービスが途絶すると利用者等の生命や心身の健康に重大な影響が及ぶ現場においては、その利用が途絶しないことに最大限の配慮を行いつつ、適切なカスタマーハラスメント対策を講ずること。
- 四、政府が定める指針に基づく措置を実行するに当たり、事業主はそれぞれの業種業態・顧客等対応業務の内容等に応じた最善のカスタマーハラスメント対策が講じられるよう、その対策の内容を検討、実行するに当たっては、現場の労働組合又は従業員代表、職場委員等の参加・参画の下で、実際に発生したカスタマーハラスメント行為の詳細や対応の結果、効果などを記録し、対策の継続的な改善のために活用するよう努めること。
- 五、カスタマーハラスメントのみならず、労働者の就業環境を害する言動を行ってはならないことについて、事業主その他国民一般の関心と理解を深めるため、広報活動、啓発活動その他の措置を講ずる際には、各事業分野の特性を踏まえつつ、労働者以外の者へのハラスメントも含め、厚生労働省と業所管省庁が連携して行うこと。
- 六、事業主が、実効性を伴うカスタマーハラスメントの抑止のための措置を講ずることができるよう、警察との連携、仮処分命令の申立てを含め、当該措置の具体的な内容を指針に示すとともに、各事業分野におけるカスタマーハラスメントの抑止に資するよう、必要に応じて業法の見直しを含め検討すること。
- 七、労働者に対するSNS等インターネット上での誹謗・中傷として、無断で撮影された労働者の顔写真や名札などの個人情報や拡散される事例が生じていることを踏まえ、労働者のプライバシーを保護し、又はハラスメント被害を訴えたことに対し周囲から誹謗・中傷を受ける二次被害を防ぐため、当該行為がカスタマーハラスメントに該当する行為であることを指針に明示することを検討すること。
- 八、公務・公共現場でのカスタマーハラスメント対策は国民及び住民の権利制限と表裏一体のため、制度設計に当たって人事院及び総務省からの支援策を講ずること。また、当該対策について、本法の施行後一定期間が経過した後に実態調査を行い、実効性のある対策が取られているか等の運用面の確認等を行うこと。
- 九、措置義務の対象となるハラスメントに限らず、悪質なハラスメントは刑事罰等の対象となり得ることを踏まえ、都道府県労働局等が相談を受けた際は、警察との連携、事業主に対する指導を含め、真摯に対応すること。そのため、都道府県労働局等の相談支援の強化やハラスメントに関する紛争解決援助制度等の利用促進について検討を進めること。
- 十、性的指向や性自認（SOGI）の開示であるいわゆる「カミングアウト」を禁止する又は強要・強制する行為がパワーハラスメントに該当し得ること、顧客等から労働者に対するSOGIに関連するハラスメントがカスタマーハラスメントに該当し得ること、就職活動中の学生に対するSOGIに関連するハラスメントの防止が必要であること及び求職者等に対するセクシュアルハラスメントだけでなく、パワーハラスメント、マタニティハラスメント、ケアハラスメントの防止が必要であることをそれぞれ関連するハラスメント防止指針に明記し、もって広く事業主に周知啓発を行うこと。
- 十一、労働者の就業環境等を害する言動又は行為については、仕事の世界におけるハラスメントと

して全て禁止することについて検討すること。また、我が国のハラスメント法制との整合性を精査した上で、速やかにILO第190号条約の批准に向けて検討を進めること。

十二、女性の職業生活における活躍に関する情報公表について、女性管理職比率及び男女間賃金差異の定義を明確化するとともに、客観的に比較可能なものとなるような計算方法を示すこと。男女間賃金差異については、企業規模にかかわらず全ての企業への公表の義務化並びに男女間賃金差異が一定割合を超えている企業についてその原因分析及び是正計画の策定・公表の義務化を含め、実効的な対策を検討すること。また、一般事業主、特定事業主ともに、公表項目の充実及びよりわかりやすい公表の在り方を検討すること。

十三、女性の職業生活における活躍の推進に当たり、女性の健康上の特性に留意する観点から、フェムテックの活用に取り組むこと。

十四、治療と仕事の両立支援を推進するため、新たに公表する指針の周知に努めるとともに、守秘義務に留意した上で、産業医と主治医の間における効果的な情報交換の在り方及び病気休職中の労働者からの相談窓口を明確にする等の職場復帰に向けた支援の在り方を検討すること。また、本法の施行状況を踏まえ、治療と仕事の両立支援の在り方について今後も検討すること。

十五、疾病などを抱える労働者が適切な治療を受けながら働き続けられる職場環境の整備を含めた事業主の取組を支援するとともに、治療と仕事の両立に資するよう、医療機関の待ち時間の短縮などの好事例を周知すること。また、小規模事業場で働く労働者を支援する観点から、産業保健総合支援センター等の産業保健活動総合支援事業による企業支援の強化に取り組むとともに、労働者からの相談に応じ、適切な対応をするために必要な体制整備の支援に取り組むこと。

右決議する。

環境影響評価法の一部を改正する法律案（閣法第51号）

（衆議院 7.5.20可決 参議院 6.6環境委員会付託 6.13本会議可決）

【要旨】

本法律案は、環境影響評価法の施行を通じて明らかになった課題等に対応するため、風力発電事業等に係る工作物の建替えに関する環境影響評価手続の見直しを行うこと、環境影響評価に係る書類の公開を環境大臣が行うこと等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、第1種事業（一部を除く。）に係る既存工作物について、当該既存工作物を除却し、又はその使用を廃止し、当該既存工作物が設置されている区域又はその近接区域（当該既存工作物が設置されている区域の境界から政令で定める距離までの区域をいう。）において当該既存工作物と同種の工作物（当該工作物の規模に係る数値の既存工作物の規模に係る数値に対する比が政令で定める数値の範囲内であるものに限る。）の新設を第1種事業として実施しようとする者は、計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）の記載事項のうち、事業実施想定区域及びその周囲の概況、計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたものに代えて、事業実施想定区域、当該第1種事業に係る環境の保全のための配慮の内容を記載した配慮書を作成しなければならない。

二、環境大臣は、事業者等により環境影響評価手続において作成、公表された書類を、それぞれ政令で定める期間、インターネットの利用その他の方法により公開することができる。この場合においては、あらかじめ、当該書類を作成した事業者等の同意を得なければならない。

三、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（7.6.12環境委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、本法成立後、建替えの要件を政令で定めるに当たっては、環境負荷の回避・低減と環境影響評価手続の合理化が共に実現できるよう、事業特性や技術革新の動向等を踏まえ適切な基準を定めること。また、当該政令の適用に当たっては、ガイドラインを作成するなど、建替事業実施後の新設工作物に関して、確実に環境負荷の低減が確保されるよう事業者への周知に努めること。

二、建替事業による環境影響の可能な限りの回避・低減及び手続の円滑化に資するよう、事業者が計画段階環境配慮書に記載すべき環境配慮の内容について、主務大臣が定めるべき指針に関する

- 基本的事項及び主務省令等において明確に示すとともに、事業者への周知を図ること。
- 三、適正な環境配慮を行っている事業者に向けては、建替事業の際の環境影響評価項目の絞り込み等更なる手続の合理化を図ること。また、我が国の環境影響評価制度は法律と条例が一体となって運用されていることを踏まえ、本法による建替事業の手続合理化の趣旨を、地方公共団体に対し十分に周知すること。
- 四、環境影響評価手続において事業者等が作成する環境影響評価図書の公開について、事業者等から同意が得られるよう制度趣旨等について十分に周知するとともに、同意を促す方策を検討するほか、事業者等に過度な負担が生じない運用とすること。
- 五、環境影響評価図書について、公開期間を十分に確保するとともに、国が保有するデータベースへの統合も視野に入れ、国民や他の事業者等が有用な情報を十分に利活用できる方策を検討すること。また、今後の事業による環境影響の低減に資するため、国において、当該図書についての分析を進めること。
- 六、風力発電及び太陽光発電は、環境影響の程度が規模ではなく立地に依拠する可能性があることを踏まえ、小規模な風力発電及び太陽光発電についても適正な環境配慮が確保される施策を早期に検討し、所要の措置を講ずること。また、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく促進区域制度を活用するとともに、環境を保全する地域を設定するなど、環境への影響が小さいとされる適地へ事業を誘導していくため、ゾーニングの実施に係る課題を抽出し、地方公共団体の取組を支援すること。
- 七、環境影響評価制度を始めとする対話プロセスを通じて、早期の段階より地域住民等からの不安や懸念の声に真摯に応えるとともに、多様な意見の尊重に努めるよう事業者等への周知を十分に行うこと。
- 八、特定の地域に複数の事業が集中することによる累積的な環境影響については、標準的な評価手法が定まっていない現状に鑑み、統一的な基準となるガイドライン策定のための調査を開始し、早急に策定すること。
- 九、現行法の環境保全措置の実施状況の報告にとどまらず、事業開始後に顕在化した環境影響が確認された場合には、事業計画や環境保全措置の見直し・変更を促す仕組みを早急に検討すること。
- 十、諸外国等で実施されている、個別事業の計画・実施の枠組みを与えることになる上位の計画や政策の検討段階における戦略的環境影響評価の導入に向け、具体的な検討を早急に開始すること。
- 十一、事業内容に変更等があった場合に事業者による環境配慮手続を再実施すること等を確実に担保するための方策や、法対象規模を下回る事業に係る効果的かつ効率的な環境配慮の確保等について速やかに措置する必要性に鑑み、本法附則第4条に基づく検討時期を待つことなく不断に見直しを行い、必要な措置を講ずること。
- 右決議する。

独立行政法人男女共同参画機構法案（閣法第52号）

（衆議院 7.6.12可決 参議院 6.16内閣委員会付託 6.20本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、独立行政法人男女共同参画機構（以下「機構」という。）は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（以下「男女共同参画促進施策」という。）に係る関係者相互間の連携及び協働の促進、男女共同参画促進施策の策定及び実施に関する業務に従事する職員等に対する研修、男女共同参画促進施策の策定及び実施に資する専門的な調査及び研究等を行うことにより、男女共同参画促進施策の推進を図り、もって男女共同参画社会の形成の促進に寄与することを目的とする。
- 二、機構は、一の目的を達成するため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 1 男女共同参画社会の形成に関する国民の理解を深めるための啓発活動及び広報活動を行うこと。
 - 2 男女共同参画促進施策に関係する国及び地方公共団体の機関並びに民間の団体その他の関係者相互間の連携及び協働の促進を行うこと。
 - 3 女性教育関係者その他の国及び地方公共団体において男女共同参画促進施策の策定及び実施に関する業務に従事する職員並びに民間の団体において男女共同参画促進施策に関する活動に

従事する者並びに外国の機関の職員であってその国における男女共同参画社会の形成の促進に関する業務に従事するものに対する研修を行うこと。

4 女性教育に関する専門的な調査及び研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画促進施策の策定及び実施に資する専門的な調査及び研究を行うこと。

5 女性教育に関する情報及び資料その他の国及び地方公共団体の男女共同参画促進施策の策定及び実施並びに民間の団体が行う男女共同参画促進施策に関する活動に資する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。

6 1から5までに掲げる業務に関し、男女共同参画促進施策に関係する国及び地方公共団体の機関並びに民間の団体に対し、助言を行うこと。

三、機構に係る独立行政法人通則法における主務大臣は、内閣総理大臣及び文部科学大臣（文部科学大臣は女性教育に関する業務に係る事項に限る。）とする。

四、この法律は、一部の規定を除き、令和8年4月1日から施行する。

【附帯決議】（7.6.19内閣委員会議決）

政府は、両法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一 独立行政法人男女共同参画機構（以下「機構」という。）の目的を男女共同参画促進施策の推進とすることに鑑み、機構及び男女共同参画センター（以下「センター」という。）について、その認知度の向上を図るとともに、男女共同参画社会の形成を社会全体で促進するための活用の在り方について検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずること。その際には、女子差別撤廃条約にのっとりジェンダー平等の実現に向けた取組を促進することに十分留意すること。

二 機構の主たる事務所について、引き続き埼玉県比企郡嵐山町に存置する方針であることに鑑み、政府の男女共同参画施策に係る部局との緊密な連携の在り方等について検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

三 機構から埼玉県への土地の返還に当たっては、その具体的な方法及び時期について、埼玉県及び嵐山町との間で丁寧な協議を行い、原状回復の在り方について埼玉県が研修棟や宿泊棟等の民間による活用を望む場合には、県の検討等に協力すること。また、機構の有する施設については、同町に設置されることの利点を生かしつつ、各施設の必要性を十分に検討した上で、男女共同参画の中核的組織としてふさわしい活用が行われるよう留意すること。

四 多数の地方公共団体が予算・人員の不足等の理由からセンターを設置していない現状等を踏まえ、男女共同参画の施策の推進に当たっては、地方公共団体と丁寧なコミュニケーションを図り、地域間格差の解消に努めること。また、全国のセンターに対する機構のバックアップ機能を高めるとともに、各地でセンターが行う取組の底上げを実現できるよう、広域的な連携・協力体制の構築を後押しすること。

五 センターにおける各種事業は、男女共同参画に関する専門性を必要とする公務労働であるにもかかわらず、非常勤職員等の非正規公務員が低賃金で従事している場合があることに鑑み、職務と賃金の不均衡を是正すべく、地方公共団体による実態の把握と処遇改善等の取組を促すこと。

六 機構の有効性及び必要性を不断に検証し、社会情勢や行政需要の変化に応じて機能や主たる事務所の設置場所を含め組織体制の見直しを行い、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

右決議する。

独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第53号）

（衆議院 7.6.12可決 参議院 6.16内閣委員会付託 6.20本会議可決）

【要旨】

本法律案は、独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴い、男女共同参画社会基本法において男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を推進するための機関としての独立行政法人男女共同参画機構（以下「機構」という。）の役割を定めるほか、関係法律の規定の整備等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体等の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

- 二、地方公共団体は、一の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点（以下「男女共同参画センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。
- 三、男女共同参画センターとしての機能を担う者は、その業務を行うに当たっては、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進を図るため、機構と密接に連携するように努めるものとする。
- 四、国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に取り組む人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。
- 五、機構は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体等と連携し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進のための中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。
- 六、この法律は、一部の規定を除き、独立行政法人男女共同参画機構法の施行の日から施行する。

【附帯決議】（7.6.19内閣委員会議決）

独立行政法人男女共同参画機構法案（閣法第52号）と同一内容の附帯決議が行われている。

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第54号）

（衆議院 7.5.13可決 参議院 5.14総務委員会付託 5.21本会議可決）

【要旨】

本法律案は、近年の社会経済情勢の変化を踏まえ、基礎的電気通信役務のあまねく日本全国における提供及び電気通信事業者間の適正な競争関係を確保しつつ、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「地域会社」という。）の経営の自由度の向上等を図るため、基礎的電気通信役務について他の電気通信事業者が提供しない区域における提供の義務を負う最終保障電気通信事業者について規定するほか、地域会社の地域電気通信業務の範囲を見直す等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、最終保障電気通信事業者は、その最終保障業務区域において、基礎的電気通信役務の提供の求めがあった場合において、区域内電気通信事業者がいないときは、最終保障電気通信役務を提供しなければならないこととするほか、基礎的電気通信役務支援機関は、最終保障電気通信役務の提供に要する費用の一部に充てるための交付金を交付する業務等を行うこととする。
- 二、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者等の禁止行為等に関する規定を整備する。
- 三、電気通信番号使用計画の認定の欠格事由として、詐欺罪等により刑に処せられた者等を追加する。
- 四、鉄塔等提供事業を営む者等は、土地等の使用に関する総務大臣の裁定等の規定の適用を受けようとする場合には、その鉄塔等提供事業について、総務大臣の認定を受けることができることとする。
- 五、総務大臣は、毎年、電気通信事業者間の適正な競争関係の確保に関する評価等を行うこととする。
- 六、電報の事業について、電気通信事業とみなすこと等とする規定を削除する。
- 七、地域会社について、地域電気通信業務は、同一の都道府県の区域内における通信を媒介する業務から、目的業務区域内における通信を媒介する業務に見直すほか、保有する設備等を活用して行う業務は、業務ごとの届出を不要とし、届け出た実施基準に従って営むことができることとする。
- 八、地域会社について、特定の合併又は分割の決議に係る総務大臣の認可を不要とするほか、電気通信設備の設置に必要な建物その他の工作物及び土地の譲渡等に総務大臣の認可を要することとする。
- 九、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

航空法等の一部を改正する法律案（閣法第55号）

（衆議院 7.5.22可決 参議院 5.26国土交通委員会付託 5.30本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一 航空法の一部改正

- 1 空港等及び航空保安施設の機能の確保に関する基準に定める事項に、地上走行中の航空機又は車両の滑走路への誤進入を防止するための施設の維持管理及び改修に関する事項を追加することとする。
- 2 操縦技能証明を有する者は、航空機の航行中に管理技能を確実に活用し、及び発揮することができるようにするための訓練（4において「訓練」という。）であって4の登録を受けた者等が行うもの又はこれと同等以上の内容を有するものとして一定の要件に該当する訓練である「技能発揮訓練」を修了していなければ、当該操縦技能証明について限定をされた範囲の航空機について、航空交通管制圏に係る空港等において航空機を離陸させ、又は着陸させる操縦等を行ってはならないこととする。
- 3 2の「管理技能」とは、航空機の操縦に従事するのに必要な知識及び能力であって、滑走路への誤進入その他の危険な事態の発生を防止するため航空機の操縦において必要となる複数の作業を適切に管理するためのものをいうこととする。
- 4 2の訓練を行う者は、申請により、国土交通大臣の登録を受けることができることとする。

二 空港法の一部改正

- 1 国土交通大臣は、地方管理空港を設置及び管理する地方公共団体から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して、当該空港の滑走路等の改良又は空港用地の造成若しくは整備の工事であって、一定の基準への不適合を回避するための高度の技術又は機械力を要するものを、当該地方公共団体に代わって自ら施行することが適当であると認められる場合においては、これを施行することができることとする。
- 2 国土交通大臣は、災害が発生した場合において、空港会社又は地方管理空港を設置及び管理する地方公共団体から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して、これらの者が管理する空港の災害復旧工事であって、災害応急対策に必要な航空機の離着陸のために行う応急のもの、又は一定の基準への不適合を回避するための高度の技術又は機械力を要するものを、これらの者に代わって自ら施行することが適当であると認められる場合においては、これを施行することができることとする。

三 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から6月以内の政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】（7.5.29国土交通委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 令和6年1月の羽田空港航空機衝突事故により尊い人命が失われたことを重く受け止め、同様の事故を二度と発生させることのないよう、実効性のある再発防止策を講ずること。
- 二 滑走路安全チームへの航空事業者やグランドハンドリング事業者等の現場職員の参画を確実に働きかけること。また、同チームの活用などを通じ、各種の滑走路誤進入防止対策について、その効果や課題などを現場職員の声を踏まえて不断に検証し、必要な改善が図られるようにすること。
- 三 グランドハンドリングに従事する者が安心して安全に働くための環境整備に向けて、処遇の改善、勤務間インターバル制度の導入や、航空会社とグランドハンドリング事業者及びグランドハンドリング事業者間の適正取引を国として推進すること。また、適正取引等推進のためのガイドラインの策定に当たっては、特に外国航空会社と本邦グランドハンドリング事業者との契約の実態を正確に把握し、実効性の向上を図ること。あわせて、グランドハンドリング事業者に対する安全監督体制の強化に向けた新たな仕組みの構築に当たっては、事業者の事務負担等を考慮して対応すること。
- 四 将来的な航空需要の増大を見据え、航空管制官の人的体制の強化・拡充を計画的に進めるとともに、航空管制官の職場環境を改善し、ストレスケア体制を拡充する等、働きやすい職場づくりを推進すること。
- 五 頻繁に離着陸が行われる空港等において離着陸を行うパイロットに対するCRM訓練の修了の

義務付けに当たっては、全てのパイロットが適切に訓練を受講できるよう訓練の実施体制の確保を図るとともに、ヒューマンエラーの未然防止のために実効性のある訓練内容とするほか、訓練の内容、時間、料金等の具体的な内容を明確にし、パイロットに対し周知徹底を図ること。また、諸外国のCRM訓練の実情調査の結果を踏まえ、我が国のCRM訓練に必要なものは適切に取り入れること。

六 昨今の航空機乗組員の飲酒等による不適切事案の発生を踏まえ、航空輸送の安全を確保するため、航空運送事業者に対し、航空機乗組員が業務に影響を及ぼすような心身の異常があると認められる場合やアルコールの影響により正常な業務ができないおそれがあると認められる場合は業務に従事させないことを指導・徹底すること。また、こうした事案の発生を防止するための航空運送事業者における安全管理体制や取組について、第三者の視点を含めた検証及び改善が不断に図られるよう、所要の措置を講ずること。

七 災害時における国による地方管理空港等の工事代行や権限代行について、空港管理者からの要請に対し、国自ら施行又は実施することが適当であることを客観的に判断するための基準を明確にするとともに、災害復旧工事や航空機のエプロンの利用調整等に迅速に対応できるよう、国の組織体制を構築すること。あわせて、各空港管理者等において代行制度の創設を踏まえた災害時対応への備えが進むよう、所要の措置を講ずること。

八 災害時における緊急輸送の確保等のために空港が果たすべき役割の重要性に鑑み、空港の耐災害性の強化が図られるよう、所要の予算の確保を図り、対策を進めること。

九 地方管理空港の老朽化の進行に対し、地方公共団体の技術系職員不足により地方管理空港の維持管理が不十分となることがないように、国による地方管理空港の工事の代行と併せ、技術系職員の確保・育成及び定着のための施策に努めること。また、デジタル技術の導入や自動化を促進し、業務の効率化に向けた環境整備を図ること。

右決議する。

日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律案（閣法第56号）

（衆議院 7.4.8可決 参議院 4.9外交防衛委員会付託 4.16本会議可決）

【要旨】

本法律案は、防衛の分野に係る円滑化協定に係る法制の簡素化及び円滑化協定の適確な実施を確保するため、我が国が締結した円滑化協定の実施に関する諸法律を統合するとともに、今後締結する円滑化協定の実施に備えて、道路運送法及び道路運送車両法の適用除外、刑事手続等の特例、国の賠償責任の特例並びに特殊海事損害に係る賠償請求の援助に関する措置に関し共通して必要な事項を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、円滑化協定に基づいて、我が国と締約国との間で合意した活動に関連して、我が国の同意を得て日本国内に所在する締約国の軍隊（以下「締約国軍隊」という。）の公用車両には、道路運送法の報告徴収等に関する規定及び道路運送車両法の登録、車検等に関する規定は適用しない。

二、日本国内において締約国軍隊によって逮捕された締約国軍隊の構成員等の我が国当局による受領や締約国軍隊の財産の差押え、捜索等を実施するための刑事手続等の特例に関する規定を設ける。

三、締約国軍隊の構成員等が公務執行中に日本国内において第三者に損害を与えた場合には、国がその損害を賠償する責任を負うことを定める。

四、特殊海事損害に関し、政府が必要な援助を行うこととする。

五、次の法律を廃止する。

1 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律

2 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律

六、本法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する

ほか、必要な施行期日を定める。

【附帯決議】（7.4.15外交防衛委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、今後、新たに円滑化協定が署名された際に、当該協定が本法第2条第1号に規定する円滑化協定に含まれることが想定される場合には、防衛省は、遅滞なく本委員会に報告すること。
右決議する。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案（閣法第57号）（先議）

（参議院 7.4.2厚生労働委員会付託 4.11本会議可決 衆議院 5.8可決）

【要旨】

本法律案は、多様な人材が安全に、かつ、安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、事業を行う者で労働者を使用しないものを、個人事業者として労働安全衛生法に位置付ける。
- 二、特定元方事業者等が作業間の連絡及び調整等の措置を講じなければならない場合を、その労働者である作業従事者及び関係請負人に係る作業従事者が一の場所において作業を行うときとする。
- 三、作業従事役員等は、労働者と同一の場所において危険又は有害な業務に就くときは、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を受けなければならないものとする。
- 四、厚生労働大臣は、災害状況の調査のために必要なときは、事業を行う者及び作業従事者に対し、必要な事項を報告させることができるものとし、その権限を労働基準監督署長等に委任できるものとする。
- 五、政令で定める規模未満の事業場については、労働安全衛生法附則第4条により、労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査の実施が、当分の間、努力義務とされていたところ、当該規定を削除する。
- 六、労働者に危険又は健康障害を生ずるおそれのある化学物質である通知対象物を譲渡し、又は提供する者の文書の交付等による通知義務に罰則を設け、変更事項の通知について、努力義務を義務に引き上げる。
- 七、通知対象物の譲渡者等は、その成分の情報が営業秘密である場合には、その旨を相手方に明示した上で、代替化学名等を定め、これを通知することをもって成分の通知に代えることができるものとする。
- 八、事業者は、作業環境における労働者の有害な因子へのばく露の程度を把握するために行う個人ばく露測定を行うときは、その使用する作業環境測定士にこれを実施させなければならないものとする。
- 九、ボイラー、クレーン等の特定機械等に係る製造許可の一部や製造時等検査について、民間の登録機関が実施することができる範囲を拡大する。
- 十、機械等に係る特定自主検査は、厚生労働大臣の定める基準に従って行わなければならないものとし、厚生労働大臣等は、違反した検査業者に対し必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとする。
- 十一、事業者は、高齢者の労働災害の防止を図るため、必要な措置を講ずるように努めなければならないものとする。また、厚生労働大臣は、その措置の実施を図るため必要な指針を公表するものとする。
- 十二、この法律は、一部を除き、令和8年4月1日から施行する。

【附帯決議】（7.4.10厚生労働委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、個人事業者等が新たに労働安全衛生法の適用対象となることに鑑み、制度の理解不足に起因する法令違反が発生することのないよう、発注時における注文者・事業者からの説明を含め、個人事業者等に対する制度の周知徹底を図るとともに、研修等を実施する者に対して支援を行うこと。また、個人事業者等が法令を遵守していない場合には、注文者・事業者から個人事業者等に対して適切な説明等が行われるよう、必要な指導を行うこと。

- 二、新設される業務上災害報告制度を活用し、個人事業者等による災害事例の収集・分析を進めるとともに、適宜、災害防止対策に反映すること。また、報告を行った個人事業者等に対して、注文者・事業者が不利益な取扱いを行うことのないよう必要な監督・指導を行うこと。さらに、個人事業者等の過重労働による脳・心臓疾患及び精神障害事案の発生を防止するため、個人事業者等自身等が労働基準監督署に報告する仕組みの整備を通じ、個人事業者等の過重労働・過労死防止の一層の強化を図ること。
- 三、労働災害防止の取組は現場の労使が一体となって協力・連携して行う必要があることを改めて徹底し、安全委員会や衛生委員会において労働者及び新たに対象となる個人事業者等の危険又は健康障害を防止するための対策等の重要事項について個人事業者等の意見を踏まえた十分な調査・審議が行われ、その結果を踏まえた対策が労働者のみならず個人事業者等にも周知徹底されるよう、適切な助言・指導を行うこと。
- 四、個人事業者等が労働者と異なる場所で労働者と類似の作業を行う場合や、プラットフォームに対する規制の在り方について、本法の施行状況を踏まえ、特殊健康診断・熱中症対策費用等の労働安全経費に係る負担の在り方を含めて検討すること。
- 五、本法の内容と密接に関わるILO第155号条約の早期批准に向けて、速やかに手続を行うとともに、その誠実な履行に向けて準備を行うこと。
- 六、過重労働やハラスメントが原因の自殺を含む脳・心臓疾患及び精神障害による労災申請・認定件数が引き続き増加傾向にあることに対する強い危機意識を政労使で共有しつつ、残業時間や深夜・休日労働の一層の抑制による総実労働時間の短縮、勤務間インターバル制度の導入促進、ハラスメント対策の一層の強化に努めるとともに、直近の脳・心臓疾患及び精神障害の労災認定基準の変更によって労働災害被害者の認定・救済がより適切かつ迅速に行われているかを検証し、公表すること。
- 七、ストレスチェック制度の効果を高めるため、集団分析・職場環境改善の実施を計画的かつ着実に推進すること。また、集団分析・職場環境改善の在り方について、義務化の可否を含め、労使等の関係者の意見を聴きながら検討を進めること。
- 八、ストレスチェックの実施義務対象の拡大に鑑み、中小零細企業を支援するため、産業保健活動総合支援事業に関する体制整備を行うとともに、産業界・産業保健スタッフの育成に努めること。
- 九、化学物質の自律的管理制度への転換に伴い、譲渡・提供先への危険・有害性情報の確実な伝達と、リスクアセスメントに基づいた適切な措置が講じられるよう、事業者に対する周知の強化に取り組むこと。また、法令に関する知識や管理体制が必ずしも十分でない中小企業に対して、必要な支援を行うこと。
- 十、成分名の一部を代替名表示することが認められる場合であっても、通知対象物による健康障害が発生するおそれがある際には、医師・労働基準監督署に対して、必要な情報が迅速に開示されるよう制度運用に万全を期すこと。
- 十一、登録機関が実施する設計審査、製造時等検査については、引き続き検査による安全性の確保が適切に行われるよう、適宜立入調査を行い、必要な監査・指導を行うこと。また、特定機械等の主要構造部分の変更時には、変更届の提出と変更検査の受検を行うよう、周知に努めるとともに、必要な指導を行うこと。
- 十二、高齢労働者の労働災害防止を図ることに鑑み、新たに公表する指針の周知に努めるとともに、高齢労働者の特性や作業内容に応じた研修や講師の育成等を含めた事業者の取組を支援すること。
- 十三、身体機能の低下等の高齢労働者の特性に起因する労働災害のリスク評価の方法や身体機能の保持・増進、作業環境の改善、適切な作業管理等に係る具体策について、調査・検討を行うこと。また、本法の施行の状況を見つつ、高齢労働者の労働災害防止対策の在り方について検討すること。
- 十四、重大な労働災害を発生させた企業については、特別安全衛生改善計画作成等の指示、勧告、企業名の公表などを確実に実施すること。また、個別事業場の法令違反に対して厳格に対応する

こと。

十五、本法の円滑な施行を確保するため、労働基準監督官、安全・衛生専門官の大幅な増員と、労働安全衛生を担当する行政体制の整備拡充を図り、労働災害の防止に即応できる態勢を確立すること。

十六、第14次労働災害防止計画の政府目標の達成に向け、各種対策を講ずるとともに、各指標に対する政策評価に基づき追加対策を検討すること。特に、事業者の熱中症予防対策の実施を促進するために、熱中症予防に効果的な設備・機器の普及のための支援を図ること。

右決議する。

船員法等の一部を改正する法律案（閣法第58号）

（衆議院 7. 4. 17可決 参議院 4. 21国土交通委員会付託 4. 25本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一 船員法の一部改正

- 1 国土交通省令で定める船舶の船長は、輸送中のコンテナが海中に転落したときは、直ちに、当該コンテナが転落したと見込まれる地点等の事項を、付近の船舶等に通報しなければならないこととする。
- 2 船長は、指揮する船舶に乗り組もうとし、又は乗り組む船員の勤務に関する事項をその船員手帳に記載しなければならないこととする。ただし、船舶所有者が船員に対し当該船員の勤務に関する事項を記載した書面を交付した場合は、この限りでないこととする。
- 3 船舶所有者は、船員と雇入契約を締結したときは、当該船員に、非常の場合における海上労働の安全及び衛生を確保するための教育訓練を原則実施し、特定の船員については、国土交通大臣の登録を受けた者等が行う生存技術及び消火技術に関する実技講習を受けさせなければならないこととする。
- 4 船舶所有者は、快適な海上労働環境を形成するように努めなければならないこととする。

二 船員職業安定法の一部改正

- 1 船員の募集に関する情報の提供を業として行う者等は、広告等により求人等に関する情報等を提供するときは、当該情報等について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならないこととする。
- 2 地方公共団体は、無料の船員職業紹介事業を行うことができることとする。

三 船舶職員及び小型船舶操縦者法の一部改正

- 1 船舶所有者は、漁ろうに従事する国土交通省令で定める船舶には、一定の乗船履歴の保有、漁ろうに従事する船舶を操船する場合にのみ必要となる航行の安全に関する知識及び能力を習得させるための講習であって国土交通大臣の登録を受けた者等が行うものの課程の修了証明書の受有等の要件に該当しない者を船長又は航海士の職務を行う船舶職員として乗り組ませるはならないこととする。
- 2 1995年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締約国が発給した同条約に適合する船舶の運航又は機関の運転に関する資格証明書を受有する者であって国土交通大臣の承認を受けたものは、船舶職員になることができることとする。

四 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から1年以内の政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】（7. 4. 24国土交通委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 漁船員条約締約国が発給した資格証明書の受有者が特定漁船に乗り組むための特例の適用に当たっては、商船と漁船の区別なく高度な技能を求める我が国の海技免許制度が、航行の安全確保に大きく貢献していることを踏まえ、他の締約国における商船と漁船との海技資格の在り方の異同に留意し、航行の安全を損なうこととならないようにすること。

二 漁船員条約の締結に伴う各種講習の5年ごとの受講が漁船員及び船舶所有者に過度な負担をも

たらずことのないよう、受講料の軽減等を図るために必要な措置を講ずるとともに、受講者の利便のため、各登録講習機関の増加及び偏在の解消に努めること。また、本法律案の提出の経緯を踏まえ、今後も、船員に関する国際条約の締結等に伴い、国内の関係団体等に影響が及ぶ場合には、当該団体等の理解・納得が得られるよう、緊密な連携の下、丁寧な説明や対話等に努めること。

- 三 最短で令和8年1月に漁船員条約が我が国について効力を生じ、漁ろう操船講習に関する規定が施行されることを踏まえ、漁ろう操船講習の具体的な内容を早期に明らかにし、関係者に周知すること。
- 四 漁船員条約に係る国内法の運用に当たっては、同条約に定める安全の確保に配慮しつつ、日本船舶の深刻な船員不足に対応し、「労働力の流動性」を最重要事項として考慮する観点から、官労使の意見交換を行った上で、主体的に運用の基本的な方向性を示すこと。
- 五 船員職業安定窓口と特定地方公共団体がそれぞれの特性を生かした船員職業紹介事業を行えるよう、相互の協力を促進するとともに、異業種からの転職者も視野に入れ、公共職業安定所との連携を強化し、船員の確保に寄与するものとなるようにすること。
- 六 船員室のインターネット環境を始めとする快適な海上労働環境の形成の促進に向け、国として支援を行うとともに、船舶所有者による取組の原資が確保されるよう、内航海運業における取引環境改善及び生産性向上等の取組をより一層推進すること。
- 七 深刻な船員不足の解消に向けて、働き方改革の推進及び労働環境の改善・整備を図るとともに、商船高等専門学校や水産高等学校等への支援の拡充を始めとした船員養成ルートの強化及び船員確保の間の拡充並びに幼少期からの体験乗船等を通じた海事広報・海事教育といった長期的な取組を強力に推進すること。また、企業・業界と連携し、一体となって取り組むこと。
右決議する。

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案（閣法第59号）

（衆議院 7.5.30修正議決 参議院 6.4厚生労働委員会付託 6.13本会議可決）

【要旨】

本法律案は、働き方や男女の差等に中立的で、ライフスタイルや家族構成等の多様化を踏まえた年金制度を構築するとともに、所得再分配機能の強化や私的年金制度の拡充等により高齢期における生活の安定を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、短時間労働者に係る被用者保険の適用要件のうち、賃金要件を撤廃するとともに、企業規模要件を令和9年10月1日から令和17年10月1日までの間に段階的に引き下げ、撤廃する。
- 二、常時5人以上の従業員を使用する個人事業所の非適用業種を解消し、被用者保険の適用事業所とする。
- 三、被用者保険の適用拡大の対象となる事業所の事業主は、短時間被保険者に係る事業主の負担すべき保険料の負担割合を増加することができるものとし、この場合において、当該負担割合の増加により増加した額は、徴収を行うことを要しなかったものとみなすものとする。
- 四、在職老齢年金制度の支給停止調整額を、62万円に引き上げる。
- 五、子のない20代から50代までの配偶者に係る遺族厚生年金制度について、受給要件等の男女差を解消し、原則5年の有期給付にするとともに、所得に応じた給付の継続等の措置を講ずる。
- 六、厚生年金保険の標準報酬月額の上限額について、75万円に段階的に引き上げるとともに、最高等級に該当する被保険者数の被保険者総数に占める割合に着目して改定を行うことができるものとする。
- 七、個人型確定拠出年金の加入可能年齢を70歳未満に引き上げる。
- 八、基礎年金及び厚生年金の子の加算を創設し、又は拡充する。
- 九、この法律の公布の日の属する年度の翌年度から次期財政検証の翌年度までの間は、報酬比例部分のマクロ経済スライドによる給付調整を継続し、当該調整における調整率を3分の1に軽減す

るものとする。

十、この法律は、一部を除き、令和8年4月1日から施行する。

なお、衆議院において、次期財政検証において基礎年金の給付の調整期間の見通しと報酬比例部分の給付の調整期間の見通しとの間に著しい差異がある等の場合に、それらの調整を同時に終了させるために必要な法制上の措置を講ずるものとする、当該措置に伴い年金額が低下するときは、その影響を緩和するために必要な法制上の措置等を講ずるものとする等の規定を追加する修正が行われた。

【附帯決議】（7.6.12厚生労働委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、企業規模要件の撤廃などの適用拡大に伴う経過措置として実施する、事業主が労使折半を超えて社会保険料を負担し、労使折半を超えて負担した社会保険料を制度的に支援する特例措置が円滑に行われるよう、必要な措置を講ずること。とりわけ、この特例措置が、事業主及び保険者に多大な事務負担を課すものとならないよう、システム改修等を含めた事務負担の軽減に配慮すること。また、被用者保険の適用拡大により保険料負担が増加する中小企業及び小規模企業者に対しては、政府が実施する各種の支援措置の十分な周知に努めること。
- 二、被用者保険の適用拡大により被用者保険に加入することとなる標準報酬月額と比較的低い短時間労働者の中には、国民年金の第1号被保険者から第2号被保険者になることで社会保険料の被保険者負担が軽減する者がいることから、被用者保険制度内で財源を賄うこととしている被用者保険の適用拡大に伴う経過措置として行われる事業主支援を一律に行うことは合理性に問題があるのではないかと指摘があることを考慮しつつ、第1号被保険者の中には、就業調整をすることで被用者保険の加入を回避しようとする者や国民年金保険料の免除制度利用者など被用者保険に加入することに伴い社会保険料負担が増加する者もいることなどを踏まえ、支援を受ける中小企業及び小規模企業者の実務的な課題も整理しながら、支援の対象となる第2号被保険者の範囲について整理すること。
- 三、短時間労働者への被用者保険の適用拡大について、企業規模要件の撤廃を待つことなく早期に任意の適用を進めるための方策について検討を加え、必要な措置を講ずるよう努めること。また、国民健康保険制度の在り方等に留意するとともに、雇用保険の加入要件が令和10年10月から週10時間以上になることなどを踏まえ、労働時間要件の週10時間以上への引下げ等、更なる短時間労働者の被用者保険への適用拡大について検討を加え、必要な措置を講ずること。
- 四、遺族厚生年金の見直しについては、見直しの対象者や給付への影響等の具体的内容に加えて、配慮が必要な者には有期給付の原則5年間の支給期間経過後に継続給付が行われること等について、国民への分かりやすい周知・広報を行い、不安の解消に努めること。
- 五、子どもの権利やジェンダー平等等の観点から社会通念上妥当性を欠くことのないよう、遺族年金制度の見直しを引き続き検討すること。
- 六、障害年金の判定に際しては、恣意的な判定がなされないように透明性を確保するための検討を行い必要な措置を講ずること。併せて、「精神の障害に係る等級判定ガイドライン」を踏まえ、就労継続支援B型事業所又は障害者雇用で働く者等について、就労していても、その状況等を考慮し、2級などの可能性がないかを検討した上で等級を判断すること。また、障害年金制度については、医学モデルのみならず社会モデルも踏まえて、機能障害のみならず、日常生活の状況等を把握した上で障害等級の認定を行うこと。
- 七、低所得者及び中堅所得者の高齢期における所得の確保を図るための方策を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。また、高額所得による老齢基礎年金の国庫負担相当分の支給停止について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
- 八、老齢基礎年金と老齢厚生年金の給付水準の調整を同時に終了するために必要な措置及び当該措置により老齢基礎年金と老齢厚生年金の合計額が減少する者への影響を緩和するために必要な措置を講ずるに当たっては、その安定した財源を確保するための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
- 九、次期財政検証では、40年を超えた厚生年金被保険者期間の基礎年金における取扱いを含め、基礎年金の40年から45年への拠出期間の延長について、その実施に伴う安定した財源の確保も含めて速やかに検討し、その結果を踏まえ必要な措置を講ずること。

- 十、第3号被保険者制度の在り方の見直しについては、国民的な議論に資するような実情に関する調査研究を行うこととし、調査研究に当たっては、現行制度に関わる当事者の意見を聴取するよう努めること。
- 十一、年金制度改革は5年に一度の財政検証後に遅滞なく行うことを検討すること。
- 十二、次期財政検証に当たっては、今回の財政検証の前提は楽観的過ぎるとの指摘を踏まえ、出生率、経済成長、女性の社会進出などについてより厳しい前提で検証を行い、その結果を踏まえ必要な措置を検討するとともに、令和2年法改正時の附帯決議で指摘があったように、全要素生産性上昇率や実質賃金上昇率の長期の前提について足下の状況を踏まえ、現実的かつ多様な経済前提の下での結果を示すこと。
- 十三、次期年金制度改革に向けては、年金制度が国民生活に深く関わるものであるという認識の下、広く国民的な議論を喚起するような進め方について工夫すること。
- 十四、年金制度の基本的な仕組みや本法の趣旨及び内容について、国民への分かりやすい周知・広報を行うとともに、学校教育段階での年金制度を含むワークルール教育の推進について取組の強化を行うこと。
- 十五、日本国内にある約180か国・地域の外国公館（大使館・領事館など）で働く日本採用の労働者の多くが長年にわたって被用者保険に加入していない状況を踏まえ、被用者保険の適用について、本件に係る昭和30年厚生省通知の見直しや、被用者保険を強制適用にすることも含めて検討し、その結果に基づき、関係省庁等との調整を行った上で速やかに必要な措置を講ずること。
右決議する。

本院議員提出法律案

特定生殖補助医療に関する法律案（参第1号）

（参議院 7.5.30内閣委員会付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、特定生殖補助医療をめぐる現状等に鑑み、生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律の趣旨にのっとり、特定生殖補助医療の適正な実施を確保するための制度、特定生殖補助医療により出生した子が自らの出自に関する情報を知ることに関する制度等について必要な事項を定めようとするものである。

政治資金規正法の一部を改正する法律案（参第2号）

（参議院 委員会未付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、議会制民主主義の下における政党その他の政治団体の機能の重要性及び公職の候補者の責務の重要性に鑑み、政治団体及び公職の候補者の政治活動の公明と公正を確保するため、法人その他の団体の政治活動に関する寄附の禁止、政治活動に関する寄附の量的制限の強化、収支報告書の要旨の公表の期限の短縮等の措置を講ずるとともに、政治団体の代表者に政治団体に対する監督義務を課し、あわせて、政治資金規正法違反について罰則を強化すること等を内容とするものである。

政党助成法を廃止する法律案（参第3号）

（参議院 委員会未付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、政党の政治資金は主として国民が拠出する浄財によって賄われるべきものであることに鑑み、国が政党に対する助成を行う制度を廃止しようとするものである。

学校教育法の一部を改正する法律案（参第4号）

（参議院 委員会未付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、学校において児童又は生徒が守るべき学習上又は生活上の規律とする事項について、こども基本法の趣旨を踏まえるとともに、その内容の適正性の確保に資するため、当該規律とする事項を定め、又は変更する場合における児童又は生徒及びその保護者が意見を表明する機会の確保並びに当該意見の考慮、当該規律とする事項に関する情報の公表等について定めようとするものである。

自殺対策基本法の一部を改正する法律案（参第5号）

（参議院 7.4.15厚生労働委員長提出 4.16本会議可決 衆議院 6.5可決）

【要旨】

本法律案は、こどもの自殺が増加している状況等に鑑み、こどもに係る自殺対策について基本理念に明記し、学校の責務を明らかにするほか、こどもに係る自殺対策の協議会について規定するとともに、基本的施策の拡充等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、基本理念として、デジタル社会の進展を踏まえた施策の展開及び適切な配慮について明記するとともに、こどもに係る自殺対策について社会全体で取り組むことを基本として行われなければならないことを明記する。
- 二、国の責務として、こどもに係る自殺対策について、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、相互に又は関係行政機関の長との間において緊密な連携協力を図りつつ、それぞれの所掌に係る施策を推進しなければならない旨を追加する。

- 三、学校の責務として、基本理念にのっとり、関係者との連携を図りつつ、こどもの自殺の防止等に取り組むよう努めることを明記する。
- 四、基本的施策として定められている、心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等、医療提供体制の整備、自殺発生回避のための体制の整備等、自殺未遂者等の支援、自殺者の親族等の支援について、それぞれ規定の改正を行い、施策の拡充を図ることとする。
- 五、地方公共団体は、こどもに係る自殺対策の実施に当たり、学校、教育委員会、児童相談所、精神保健福祉センター、医療機関、警察署等の関係機関、自殺対策に係る活動を行う民間団体等をもって構成する協議会を置くことができることとし、協議会は、こどもの自殺の防止等について必要な情報交換及び対処等の措置に関する協議を行うこととする。
- 六、自殺対策については、自殺に関する状況の変化、自殺対策に係る諸施策の実施の状況等を踏まえ、必要な見直し等の措置が講ぜられるものとする。
- 七、こども家庭庁の所掌事務として、こどもに係る自殺対策を規定する。
- 八、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の廃止に関する措置等に関する法律案（参第6号）

（参議院 委員会未付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、大深度地下をはじめ地下に大規模な施設又は工作物を設置する行為が、当該行為を行う区域に係る土地の陥没等により住民の生活等に大きな影響を生ずるおそれがあるとともに当該土地の価値を減少させるおそれがあるものであることに鑑み、地下の使用に係る手続の適正化等を図るため、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の廃止に関する措置その他必要な措置を定めようとするものである。

労働安全衛生法及び特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案（参第7号）

（参議院 7.5.21厚生労働委員会付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、職場における顧客等による社会通念上許容される範囲を超えた言動により労働者及び特定受託業務従事者の就業環境が害されることを防止するため、当該言動に関し事業者及び特定業務委託事業者の講ずべき措置等について定めようとするものである。

児童の朝の居場所の確保を図るための措置等に関する法律案（参第8号）

（参議院 委員会未付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、子育て世帯をめぐる状況の変化、学校における教員の働き方の変化等に伴い、児童の朝の居場所の確保が課題となっていることに鑑み、児童の朝の居場所の確保を図るための法制上の措置等及びこれを講ずるまでの間の地方公共団体に対する支援について定めようとするものである。

手話に関する施策の推進に関する法律案（参第9号）

（参議院 7.6.12内閣委員長提出 6.13本会議可決 衆議院 6.18可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、この法律は、手話に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

二、手話に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 1 手話の習得及び使用に関する施策を講ずるに当たっては、手話を必要とする者及び手話を使用する者の意思が尊重されるとともに、手話の習得及び使用に関する必要かつ合理的な配慮が適切に行われるために必要な環境の整備が図られるようにすること。
- 2 手話が長年にわたり受け継がれてきたものであり、かつ、手話により豊かな文化が創造されてきたことに鑑み、手話文化の保存、継承及び発展が図られるようにすること。
- 3 全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するよう、手話に関する国民の理解と関心を深めるようにすること。

三、国及び地方公共団体は、二の基本理念にのっとり、手話に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

四、障害者基本計画、都道府県障害者計画及び市町村障害者計画を策定し、又は変更する場合には、それぞれ、当該計画がこの法律の規定の趣旨を踏まえたものとなるようにするものとする。

五、政府は、手話に関する施策を実施するため必要な財政上又は法制上の措置その他の措置を講じなければならない。

六、手話に関する基本的施策として、手話を必要とするこどもの手話の習得の支援、学校における手話による教育等、大学等における配慮、職場における環境の整備、地域における生活環境の整備等、中途失聴者等手話を必要とする者に対する手話の習得の支援、手話文化の保存、継承及び発展、国民の理解と関心の増進、手話の日の制定、人材の確保等、調査研究の推進等、国際交流の推進及び手話を使用する者等の意見の反映について定める。

七、この法律は、公布の日から施行する。

八、この法律の施行後おおむね5年を目途として、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（参第10号）

（参議院 委員会未付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、難民等に関する制度その他外国人の管理に関する制度をめぐる諸課題に鑑み、緊急の対応として、難民の認定等に係る手続中の送還停止の例外となる者の範囲に係る改正並びに未成年者及びその家族の在留特別許可に関する規定の整備を行うほか、それらの制度の抜本的な見直し等について定めようとするものである。

出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（参第11号）

（参議院 委員会未付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、永住者の在留資格をもって在留する者について、出入国管理及び難民認定法に規定する義務を遵守せず、又は故意に公租公課の支払をしないこと等を在留資格の取消事由として整備する改正を行わないこととし、あわせて、永住許可の要件の明確化等の関連する改正を行わないこととしようとするものである。

衆議院議員提出法律案

(衆議院議員提出法律案は、参議院に提出されたもののみ掲載)

公職選挙法の一部を改正する法律案(衆第9号)

(衆議院 7.3.4可決 参議院 3.24政治改革に関する特別委員会付託 3.26本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、ポスター掲示場に掲示するポスターの記載に関する義務の新設

- 1 ポスター掲示場に掲示する個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスターには、その表面に、ポスターを使用する公職の候補者の氏名を、選挙人に見やすいように記載しなければならないこととする。
- 2 公職の候補者は、その責任を自覚し、ポスター掲示場に掲示する個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスターには、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくもポスター掲示場に掲示されるポスターとしての品位を損なう内容を記載してはならないこととする。

二、ポスター掲示場に掲示したポスターにおける営業宣伝に係る罰則の新設

ポスター掲示場に掲示したポスターその他の文書図画において特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をした者は、100万円以下の罰金に処する。

三、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行する。
- 2 この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例によることとする。
- 3 選挙に関するインターネット等の利用の様態、公職の候補者間の公平の確保の様態その他の最近における選挙をめぐる状況に対応するための施策の在り方については、引き続き検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

公職選挙法の一部を改正する法律案(衆第10号)

(衆議院 7.3.4可決 参議院 3.24政治改革に関する特別委員会付託 3.26本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、公職の候補者の選挙運動用自動車の規格制限の簡素化

公職の候補者が主として選挙運動のために使用することができる自動車の規格を、全ての選挙について、乗車定員10人以下で車両総重量3.5トン未満とする。

二、公職の候補者の選挙運動用ポスターの規格の統一

公職の候補者が選挙運動のために使用するポスター(いわゆる「5号ポスター」)の規格を、全ての選挙について、個人演説会の告知の記載の有無にかかわらず、長さ42センチメートル、幅40センチメートル以内とする。これに伴い、個人演説会告知用ポスターを廃止する。

三、施行期日等

- 1 この法律は、令和8年1月1日から施行する。
- 2 この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例によることとする。

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関

する法律の一部を改正する法律案（衆第15号）

（衆議院 7.3.18可決 参議院 3.24災害対策特別委員会付託 3.26本会議可決）

【要旨】

本法律案は、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の実施の状況に鑑み、その有効期限（令和7年3月31日）を令和12年3月31日まで延長しようとするものである。

半島振興法の一部を改正する法律案（衆第16号）

（衆議院 7.3.18可決 参議院 3.24国土交通委員会付託 3.26本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一 法律の目的として、半島防災（半島地域におけるその地理的特性を踏まえた防災をいう。）の推進を図り、あわせて地方における活力ある社会経済の創出及びその再生に資することを追加することとする。
- 二 半島地域の振興のための施策に係る基本理念を新設するとともに、国は、基本理念にのっとり、半島地域の振興のために必要な施策を総合的かつ積極的に策定し及び実施する責務を有することとする。また、都道府県は、基本理念にのっとり、その区域の自然的社会的諸条件に応じた半島地域の振興のために必要な施策を策定し及び実施するよう努めるとともに、半島地域をその区域に含む市町村相互間の広域的な連携の確保及びこれらの市町村に対する半島地域の振興のために必要な情報の提供等を行うよう努めるものとする。
- 三 主務大臣は、半島振興対策実施地域の振興を図るため、同地域の振興の意義及び方向に関する事項等を記載した半島振興基本方針を定めるものとするとともに、関係都道府県は、同方針に基づき、当該地域に係る半島振興計画を作成するよう努めるものとする。
- 四 半島振興対策実施地域に係る国及び地方公共団体の配慮規定として、教育の充実、自然環境の保全及び再生、再生可能エネルギーの利用の推進、移住等の促進、感染症が発生した場合における生活に必要な物資の確保等に関する規定を新設することとする。また、防災対策の推進に関する配慮規定について、その目的として、災害の軽減及び地域経済の円滑な運営が著しく阻害されることの防止を追加し、国土強靱化の観点を踏まえるべきことを明記するとともに、配慮事項として半島防災のための施策の推進及びその実効性の確保を追加することとする。このほか、農林水産業その他の産業の振興、生活環境の整備、観光の振興及び交流の促進等に関する配慮規定の拡充を行うこととする。
- 五 半島振興対策実施地域をその区域に含む都道府県、市町村又は同地域の振興に取り組む団体等は、同地域の広域的かつ総合的な振興の推進に関し必要な協議を行う協議会を組織することができることとする。
- 六 半島振興基本方針及び半島振興計画に係る主務大臣に、内閣総理大臣を追加することとする。
- 七 法律の有効期限を令和17年3月31日まで10年間延長することとする。
- 八 この法律は、一部の規定を除き、令和7年4月1日から施行することとする。

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の一部を改正する法律案（衆第17号）

（衆議院 7.3.21可決 参議院 3.28総務委員会付託 3.31本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、組合員以外の者の事業の利用の特例
 - 1 特定地域づくり事業協同組合が組合員以外の者のうち関係市町村等に労働者派遣事業を利用させる場合における組合員以外の者の利用割合の制限を緩和し、次のとおりとする。
 - イ 一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の総額がその事業年度における組合

員の利用分量の総額の100分の50を超えてはならない。

ロ 一事業年度における組合員以外の者（関係市町村等を除く。）の事業の利用分量の総額がその事業年度における組合員の利用分量の総額の100分の20を超えてはならない。

2 1の「関係市町村等」とは、当該特定地域づくり事業協同組合の地区をその区域に含む市町村及び当該市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立した地方独立行政法人をいう。

二、施行期日等

1 施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。ただし、2の内閣府設置法の一部改正は、公布の日から施行する。

2 内閣府設置法の一部改正

内閣府の所掌事務の特例の期限を5年延長し、令和12年3月31日までとする。

【附帯決議】（7.3.31総務委員会議決）

政府及び地方公共団体は、本法施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、都道府県知事が特定地域づくり事業協同組合を認定するに当たっては、「地域社会の維持が著しく困難となるおそれが生じる程度にまで人口が急激に減少した状況」にあり、かつ「地域づくり人材の確保について特に支援を行うことが必要であると認められる地区」との要件を十分に踏まえ、真に地域づくり人材の不足している地区においてのみ認定・設立されることとなるよう、過疎地域の基準その他の定量的な基準を参考にすることを含め、必要な措置を講ずること。また、都道府県知事が特定地域づくり事業協同組合の認定の有効期間を更新するに当たっては、認定の有効期間における地域社会の維持及び地域経済の活性化に資する取組の状況を勘案した上で、この要件を十分に踏まえ、真に地域づくり人材の不足している地区においてのみ認定が更新されることとなるよう必要な措置を講ずること。

二、特定地域づくり事業協同組合の職員の労働条件及び労働環境を改善するとともに、地区外、特に他都道府県からの人材の移住や定住の実績及び効果について検証・評価するため、国及び地方公共団体は、事業協同組合から必要な情報の提供・報告を受けるとともに、特定地域づくり事業協同組合の労働者派遣事業の運営の状況、職員の処遇、退職後の動向や退職理由、及び就職前後の居住状況その他事業の実施状況及び本法に基づくガイドラインの遵守の実態について、毎年調査を行い、その結果を分析の上、公表すること。また、政府及び地方公共団体の特定地域づくり事業協同組合に対する財政的な支援については、この調査結果を踏まえ、特定地域づくり事業の推進等を通じて地域社会の維持及び地域経済の活性化に資する取組が着実に行われているかどうかを検証した上で、適切なものとなるよう、その在り方について必要な検討を行うこと。

三、改正法により市町村への派遣に係る員外利用規制が大幅に緩和されることに鑑み、特定地域づくり事業協同組合が職員を市町村へ派遣する場合には、当該市町村において雇用されている常勤職員や会計年度任用職員等の職員の代替としないことを原則に、当該市町村の職員や市町村から委嘱を受けて活動する地域おこし協力隊の隊員との間で、業務又は事務の内容に応じて処遇の均等・均衡が確保されるよう、適切に指導、助言その他必要な措置を講ずること。

四、特定地域づくり事業協同組合の認定に当たっては、労働者派遣事業の運営に関して十分な専門性及び人的体制が確保されていることを確認するとともに、そのために必要な措置及び支援策を講ずること。

五、政府及び地方公共団体は、特定地域づくり事業協同組合に対し、労働条件の適切な設定と明示、時間外・休日労働の制限、年次有給休暇の取得促進、派遣労働者の直接雇用の推進、教育訓練の実施その他の労働者の保護に関する法制度について、十分な情報提供を行うこと。

六、特定地域づくり事業協同組合がその職員となる無期雇用派遣労働者を募集・採用するに当たっては、できる限り当該人口急減地区外、特に他都道府県からの人材の移住や定住が促進されるよう、必要な各種施策を講ずること。また、組合員である事業主が、既に雇用している従業員を安易に解雇・雇い止めし、又は自社との兼業の形で事業協同組合の職員として就労させることのないよう指導すること。

七、特定地域づくり事業協同組合がその職員を派遣するに当たっては、組合の事業計画の内容、組合員の行う事業に係る業務又は事務の内容、想定される派遣先の業務又は事務の内容、それらに応じた適正な水準の給与及び手当を始めとする待遇等について、その者に対し十分な事前説明が行われるよう適切に指導すること。

八、特定地域づくり事業協同組合がその組合員として新たな事業者を加入させようとする場合には、事前に職員の意見を聴取すること等の職員の理解を得るための措置が講じられるよう、適切に対処すること。

九、特定地域づくり事業協同組合の職員が地域づくり人材として特定地域づくり事業に従事しつつ適切に将来のキャリア形成を図ることの重要性に鑑み、特定地域づくり事業協同組合において、職員本人の希望に適合する就業の機会の確保のための配慮、特定の事業に継続的・専門的に従事する期間の確保、資格取得等のために必要な教育訓練・キャリアコンサルティングの実施等の取組が行われるよう、所要の措置を講ずること。

十、特定地域づくり事業協同組合が、教育訓練・キャリアコンサルティングの実施その他の労働者派遣法において義務付けられている業務の一部を第三者に委託する場合には、本来、当該組合が責任を持って同法上の義務を果たすべきものであることに鑑み、これらの委託した業務が職員の能力向上及びキャリア形成に資するよう適切に管理・運用されるよう必要な措置を講ずること。

十一、特定地域づくり事業協同組合が雇用する職員の雇用の継続、従事する業務の内容、労働条件等に重大な影響を及ぼす程度に事業内容を変更しようとする場合には、職員に対し、事前に十分な説明を行い、理解と同意を得るよう指導すること。この場合において、都道府県知事は、新たな事業計画を受理する際には、特定地域づくり事業協同組合がその職員に対し事前に十分な説明を行うべきことを指導すること。

十二、特定地域づくり事業協同組合の職員が従事する特定地域づくり事業は、地区によってはその内容が多様多業にわたる可能性があることから、特定地域づくり事業協同組合が職員の労働安全衛生の確保に特に注意を払い、事前の労働安全衛生教育の実施など組合員とも連携して十分な安全対策がなされるよう必要な措置を講ずること。

十三、人口急減地域において特定地域づくり事業協同組合の職員が安心して働き、扶養する家族を含めて安心して生活を営むことができるようにするため、国及び地方公共団体による財政上の措置その他の措置が講じられていることも踏まえ、当該地域における適正な水準の給与及び手当等の確保その他の適切な労働・生活環境が確保されるよう、事業協同組合の職員からの意見聴取を踏まえつつ、毎年の調査その他必要な措置を講ずること。また、その内容を公表し、都道府県による適切な指導につなげること。

十四、特定地域づくり事業協同組合が、その職員を派遣する場合、安定的かつ継続的に就業先の提供を行うことができるよう、関係事業者団体との間の情報の共有の促進その他必要な措置を講ずること。また、事業協同組合が新たな就業機会を提供できない場合であっても、職員の雇用及び賃金の支払の維持を図るための措置、休業手当の支払等の労働関係法令に基づく雇用者責任を適切に果たすことができるための知識の普及その他必要な措置を講ずること。

十五、特定地域づくり事業協同組合において、新たな就業機会を提供できないことのみを理由としてその職員を解雇した場合、その職員の就業条件に十分に配慮していない場合など、不適切な行為が認められた場合には、業務改善命令その他所要の措置を講ずること。また、特定地域づくり事業協同組合において、労働者派遣法その他の労働関係法令違反が認められた場合には、労働者派遣法に基づいて事業廃止命令その他所要の措置を講ずるとともに、事業廃止命令を受けた特定地域づくり事業協同組合については速やかにその認定を取り消すなど適切に対処すること。

十六、本事業の目的は、組合職員の雇用の安定と生活の安心を確保し、特定地域づくり事業にやり甲斐をもって参加して地域への定着・定住を促進するものであることに鑑み、組合は月給制を基本とするなど組合職員の処遇が安定的なものとなるよう努めること。また、時間外割増賃金の支払いや各種手当、賞与、退職金、昇給・昇格制度など適切な処遇の確保が図られるとともに、労働者の希望に応じた有給休暇、出産・育児・介護休業等の取得が保障されるよう、国及び地方公

共同体が責任を持って事業協同組合への指導・監督を行うこと。

十七、特定地域づくり事業協同組合の事業費において、事務局運営費の比率が過大となっている事例が散見されることに鑑み、事業の効率化及び適正化に努め、派遣職員人件費の比率を可能な限り高めるよう必要な措置を講ずること。

十八、本法に基づく労働者派遣事業は、労働者派遣法の特例として人口急減地域に限定的に認められていることを踏まえ、労働者派遣法の根幹に関わる新たな特例の検討を原則行わないこと。

十九、地方公共団体の任命権者は、その職員である一般職の地方公務員が公務外で特定地域づくり事業に従事する場合においては、当該職員の自主性を損なうことのないよう配慮しなければならないこと。

右決議する。

議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律案（衆第18号）

（衆議院 7.3.18可決 参議院 3.25議院運営委員会付託 3.26本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、旅費の種目及び内容は、両議院の議長が協議して定めるものとする。
- 二、日当は、証人として出頭し又は陳述した日数に応じて支給する。
- 三、この法律は、令和7年4月1日から施行する。
- 四、その他所要の規定の整理を行う。

棚田地域振興法の一部を改正する法律案（衆第19号）

（衆議院 7.3.21可決 参議院 3.26農林水産委員会付託 3.31本会議可決）

【要旨】

本法律案は、棚田地域振興法の実施の状況に鑑み、その有効期限を5年間延長するとともに、施策の充実を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、都道府県棚田地域振興計画に係る改正

都道府県棚田地域振興計画が調和を保たなければならない計画に、広域的な地域活性化のための基盤整備に関する法律に規定する特定居住促進計画を明記することとする。

二、農地法等による処分に係る規定の追加

国の行政機関の長又は地方公共団体の長は、指定棚田地域内の土地を認定棚田地域振興活動計画に定める用途に供するため農地法等による処分を求められたときは、当該処分が迅速に行われるよう配慮をするものとする。

三、指定棚田地域の振興に資する事業に関する情報提供に係る規定の追加

国及び地方公共団体は、指定棚田地域の振興に資する事業に関する情報を関係者に提供するよう努めるものとする。

四、配慮規定の追加

国及び地方公共団体は、棚田地域の特性に即した農業の振興を図るための生産基盤の強化、鳥獣被害の防止、棚田地域への移住等の促進、都市等と棚田地域の交流の促進、棚田地域との関わりを持つ者の間における連携及び協力の確保等に関し配慮する規定を追加することとする。

五、期限の延長

法律の有効期限を5年間延長し、令和12年3月31日までとする。

六、施行期日

この法律は、令和7年4月1日から施行することとする。ただし、五については、公布の日から施行することとする。

【附帯決議】（7.3.27農林水産委員会議決）

棚田は、農産物の供給にとどまらず、国土の保全、水源の涵養、生物の多様性の確保その他の自

然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承等の多面にわたる機能を有する国民的財産である。棚田を保全し、棚田地域の振興を図るためには、棚田及び棚田地域の置かれた状況に十分に配慮した上で、様々な課題に対処することが求められる。

よって、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 棚田地域の特性に即した農業の振興を図るために、中山間地域等直接支払制度における棚田地域振興活動加算等の活用が更に促進されるよう検討を行い、必要な措置を講ずること。
- 二 棚田地域における農地の区画整理、農業用排水路、農道、法面の修復等の小規模な整備を図るとともに、草刈機等の棚田等における農作業の省力化を図るために必要となる先進的な機器等の導入を確実に進めるために必要な措置を講ずること。
- 三 農林水産省、環境省等の野生鳥獣被害対策の関係省庁は連携して、棚田地域における野生鳥獣被害の防止対策が実効性を確保しつつ継続的に実施されるよう必要な支援を行うこと。
右決議する。

山村振興法の一部を改正する法律案（衆第20号）

（衆議院 7.3.21可決 参議院 3.26農林水産委員会付託 3.31本会議可決）

【要旨】

本法律案は、山村振興法の実施の状況に鑑み、その有効期限を10年間延長するとともに、施策の充実を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、目的規定の改正

法律の目的に、山村の自立的かつ持続的な発展及び地域の特性を生かした産業の成長発展等の文言を追加することとする。

二、基本理念の改正

基本理念に、山村における農林水産業の生産活動及び地域住民による共同活動の継続並びに持続可能な地域社会の維持及び形成を追加することとする。

三、山村振興の目標の改正

山村振興の目標に、住民の日常的な移動のための交通手段の確保等の事項を追加することとする。

四、国及び地方公共団体の責務に係る改正

国の責務として、山村の振興のために必要な施策を総合的に策定し実施するとともに税制上の措置を講ずるよう配慮すること、また、都道府県の責務として、市町村相互間の広域的な連携の確保等に努めなければならないこと等を追加することとする。

五、山村振興基本方針の改正

山村振興基本方針は、防災基本計画、国土強靱化基本計画及び水循環基本計画とも調和したものでなければならないことを追加することとする。

六、配慮規定の充実

国及び地方公共団体は、交通通信、産業振興、災害防除等、住民の生活の安定と福祉の向上、山村への移住並びに山村における定住及び特定居住の促進等に関し配慮する規定を新設することとする。

七、期限の延長

法律の有効期限を10年間延長し、令和17年3月31日までとする。

八、施行期日

この法律は、一部の規定を除き、令和7年4月1日から施行することとする。

国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第28号）

（衆議院 7.4.24可決 参議院 5.8議院運営委員会付託 5.9本会議可決）

【要旨】

本法律案は、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律附則第10条の規定に基づく検討を踏まえ、国会において重要経済安保情報の提出を受ける際の手続その他国会における重要経済安保情報の保護措置を定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、国会法の一部改正

情報監視審査会の所掌等及び職員の適性評価その他の保護措置並びに委員会等が情報監視審査会に対して審査を求め又は要請するときの手続について、特定秘密に準じて、重要経済安保情報に関する規定を追加する。

二、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部改正

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律に基づく証言又は書類の提出についても、特定秘密に準じて、重要経済安保情報に関する規定を追加する。

三、施行期日

この法律は、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律の施行の日から施行する。

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案（衆第33号）

（衆議院 7.5.27可決 参議院 6.2国土交通委員会付託 6.4本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一 現行法において貨物利用運送事業者が真荷主として扱われる場合について、貨物利用運送事業者が元請事業者として扱われるよう、真荷主の範囲を適正化することとする。また、貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業者は、真荷主から引き受けた貨物の運送について他の貨物自動車運送事業者等の行う運送を利用するときは、当該貨物の運送について当該他の貨物自動車運送事業者等からの2以上の段階にわたる委託を制限するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととする。
- 二 何人も、無許可等で貨物自動車運送事業を営業者者に貨物の運送を委託してはならないこととするとともに、これに違反した者は100万円以下の罰金に処することとする。また、国土交通大臣は、当分の間、無許可等での経営の原因となるおそれのある行為をしている疑いのある荷主等に対し、当該行為をしないよう要請できるとともに、荷主等への疑いに相当の理由があると認めるときは、公表を前提とした勧告を行うことができることとする。
- 三 貨物自動車運送事業の許可は、5年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、効力を失うこととする。また、国土交通大臣は、別に法律で定める独立行政法人に、許可の更新に関する事務の一部を行わせることができることとする。
- 四 国土交通大臣は、貨物自動車運送事業に係る運賃及び料金について、燃料費、人件費、委託手数料等の事業の適正な運営の確保のために通常必要と認められる費用を的確に反映した積算を行うことにより、貨物自動車運送事業の適正な運営を図るための原価である適正原価を定めることができることとする。なお、これに伴い、国土交通大臣が定めることができるとしている標準的な運賃を廃止することとする。
- 五 貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業者は、自らが引き受ける貨物を運送するとき又は自らが引き受ける貨物の運送について他の貨物自動車運送事業者等の行う運送を利用するときは、その運賃等が四の適正原価を下回らないようにしなければならないこととする。
- 六 貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業者は、その労働者が有する知識、技能等についての公正な評価に基づく適正な賃金の支払等の適切な処遇を確保するために必要な措置を実施するものとする。
- 七 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から3年以内の政令で定める日から施行することとする。

貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律案（衆第34号）

（衆議院 7.5.27可決 参議院 6.2国土交通委員会付託 6.4本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一 この法律は、貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関し、基本となる事項を定めること等により、これを総合的かつ集中的に行うことを目的とすることとする。
- 二 基本方針として、一の独立行政法人に、貨物自動車運送事業の許可の更新に関する事務の一部並びに貨物自動車運送に係る安全性の向上、輸送効率の向上及び事業の用に供する自動車の運転者の経済的・社会的地位の向上等の貨物自動車運送事業の適正化等に資する取組への支援に関する業務を行わせるとともに、当該業務がこの独立行政法人により適切かつ効率的に実施されるよう、必要な体制の整備を行う旨を定めることとする。また、当該業務の費用に係る財源の確保に関する基本方針として、許可の更新事務に必要な費用は、国庫が負担することとし、許可の更新に係る手数料による収入等を活用して確保するとともに、貨物自動車運送事業の適正化等に資する取組の支援に関する業務に必要な費用を確保できるよう、貨物自動車運送事業の適正化とこれを通じた持続可能な物流の確保を広く社会で支える観点から幅広く検討を行う旨を定めることとする。
- 三 政府は、二の基本方針に基づく貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置等について、この法律の施行後3年以内を目途として講じなければならないこととする。
- 四 政府は、物流に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、国土交通大臣、経済産業大臣、農林水産大臣、厚生労働大臣その他の関係する国務大臣及び公正取引委員会委員長をもって構成する物流政策推進会議を設けるとともに、同会議の下に、連絡調整を行うための物流政策推進関係者会議を設けることとする。
- 五 この法律は、公布の日から施行することとする。

行政書士法の一部を改正する法律案（衆第36号）

（衆議院 7.5.30可決 参議院 6.4総務委員会付託 6.6本会議可決）

【要旨】

本法律案は、デジタル社会の進展など、近時の行政書士制度を取り巻く状況の変化を踏まえ、国民の利便の更なる向上等を図る見地から、特定行政書士の業務範囲を拡大する等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、行政書士の使命

現行の目的規定を改め、行政書士の使命を明らかにする規定を設ける。

二、職責

行政書士の職責を明らかにする規定を創設し、デジタル社会の進展を踏まえた対応等を職責として規定する。

三、特定行政書士の業務範囲の拡大

特定行政書士の業務範囲を拡大し、特定行政書士は、行政書士が「作成することができる」官公署に提出する書類に係る許認可等に関する不服申立ての手續について代理等を行うことができることとする。

四、業務の制限規定の趣旨の明確化

行政書士又は行政書士法人でない者による業務の制限規定に、「他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て」との文言を加え、趣旨の明確化を図る。

五、両罰規定の整備

行政書士又は行政書士法人でない者による業務の制限違反等に対する罰則及び行政書士法人による義務違反に対する罰則について、両罰規定を整備する。

六、施行期日

この法律は、令和8年1月1日から施行する。

ギャンブル等依存症対策基本法の一部を改正する法律案（衆第37号）

（衆議院 7.6.3可決 参議院 6.16内閣委員会付託 6.18本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、インターネットを利用して不特定の者に対し情報の発信を行う者（ウェブサイトにおいて、単に発信された情報の不特定の者への提示の機会を提供しているに過ぎない者を除く。）は次に掲げる行為をしてはならない。

- 1 国内にある不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等ウェブサイト又は違法オンラインギャンブル等プログラムを提示する行為
- 2 インターネットを利用して国内にある不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等に誘導する情報を発信する行為

二、ギャンブル等依存症問題に関する知識の普及に当たって違法オンラインギャンブル等を行うことが禁止されている旨の周知徹底を図るための措置が講ぜられることを明記する。

三、この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。

【附帯決議】（7.6.17内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 オンライン上で行われる違法賭博については、ギャンブル等依存症につながりやすい特徴が強く指摘されているほか、令和6年度の警察庁委託調査研究により、スポーツベッティングを含むオンラインカジノの年間賭額総額が推計約1兆2,400億円という実態が明らかとなったこと等に鑑み、国民の健全な生活を確保する観点のみならず、我が国の国富を損なう重大な問題と位置付け、関係省庁が緊密に連携し、一体となって更なる対策を推進すること。
- 二 オンライン上で行われる違法賭博を抑止するため、各国において導入されているオンラインカジノサイトへのブロッキング等の対策及び我が国に導入する場合の法的・技術的課題等について調査を行うとともに、我が国における効果的な対策を早急に検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずること。また、無料版や体験版から誘導される例が多いことを踏まえ、適切な規制の在り方を検討すること。
- 三 オンラインカジノサイトにおいて多岐にわたるゲームやスポーツベッティングが提供されていること、スポーツベッティングが欧米を中心にビジネスとして拡大していること等を踏まえ、我が国においては、法律の定めるところにより行われる公営競技等を除き、スポーツベッティングを含むあらゆる賭博行為が違法であることについて、国民、特に若年層への普及啓発を徹底すること。
- 四 暗号資産、クレジットカード等の決済手段や決済代行業者の実態など、オンラインカジノの利用に関する決済の実態を解明し、適切な措置を講ずるとともに、決済代行業者を始めとするオンラインカジノの利用を幫助する事業者の取締りを徹底すること。
- 五 オンラインカジノを始めとするギャンブル等による依存症について、適切な医療を受けられる体制を全国的に整備するとともに、ちゅうちょすることなく医療機関を受診し、治療につなげることができるよう必要な措置を検討すること。また、患者本人及びその家族に対する相談・支援の体制を更に充実させ、相談しやすい環境を整えること。あわせて、ギャンブル等依存症の未然防止のため、国民への予防教育やギャンブル等依存症問題に関する知識の普及啓発等、必要な施策を積極的に講ずること。
- 六 コロナ禍を経て公営競技のオンライン化が一層進行する中で、オンライン上で行われるギャンブルにはギャンブル等依存症につながりやすい特徴があるとの指摘があることに鑑み、オンラインの特性も踏まえた依存症対策の更なる強化を図ること。

- 七 本法施行後、その抑止効果について検証し、実効性確保のために罰則等が必要と認められる場合は、所要の措置を講ずること。
右決議する。

スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律案（衆第48号）

（衆議院 7.6.10可決 参議院 6.11文教科学委員会付託 6.13本会議可決）

【要旨】

本法律案は、スポーツを取り巻く環境の変化に対応するため、所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、スポーツ基本法の一部改正

- 1 前文に、人種、性別、年齢、障害の有無等にかかわらずスポーツに親しむことのできる機会の確保、多様な国民一人一人の生きがい及び幸福の実現、スポーツと文化芸術等の他の分野との連携等を追加するとともに、スポーツの果たす役割における、いわゆる「する」「見る」「支える」「集まる」「つながる」を明示する。
- 2 基本理念に、スポーツによる地域振興の推進、スポーツによる健康で活力に満ちた長寿社会の実現、スポーツによる共生社会の実現等を追加する。
- 3 スポーツ団体の努力として、スポーツ団体は、自主的かつ自立的にスポーツの振興のための事業を行うことができるよう、その運営基盤を強化し、健全な運営の確保を図るよう努めるものとするを定める。
- 4 地方スポーツ推進計画について、都道府県及び市町村の教育委員会等が共同して定めることができる旨の明記等をする。
- 5 基本的施策に、まちづくりとの一体的なスポーツ施設の整備、部活動の地域展開等をはじめとする発達段階に応じたスポーツの推進、情報通信技術を活用したスポーツの機会の充実、暴力等の防止等を追加するとともに、国民スポーツ大会及び全国パラスポーツ大会の意義等を明示する。
- 6 スポーツの振興のために必要な資金等について、国は、スポーツの振興を通じてこれに関する知識、人材及び資金の好循環を実現するよう努めなければならないこと等を定める。

二、スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部改正

国等が連携を図る関係者として、一般社団法人日本スポーツフェアネス推進機構を位置付ける。

- 三、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

社会保険労務士法の一部を改正する法律案（衆第49号）

（衆議院 7.6.10可決 参議院 6.16厚生労働委員会付託 6.18本会議可決）

【要旨】

本法律案は、最近における社会保険労務士制度を取り巻く状況の変化に鑑み、社会保険労務士の使命を明らかにする規定を設け、社会保険労務士の業務に労務監査が含まれることを明記し、社会保険労務士が裁判所にも出頭することとされている弁護士の地位を代理人に改め、及び名称の使用制限に係る類似名称の例示として社労士等を追加しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、社会保険労務士法の目的規定を改め、社会保険労務士は、労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施を通じて適切な労務管理の確立及び個人の尊厳が保持された適正な労働環境の形成に寄与することにより、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上並びに社会保障の向上及び増進に資し、もって豊かな国民生活及び活力ある経済社会の実現に資することを使命とする旨の規定を設ける。

- 二、社会保険労務士の業務に、事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項に係る法令並びに労働協約、就業規則及び労働契約の遵守の状況を監査することが含まれることを明記する。
- 三、社会保険労務士が裁判所に補佐人として出頭し、陳述をする場合に、裁判所にも出頭することとされている弁護士の地位について、「訴訟代理人」を「代理人」に改める。
- 四、社会保険労務士でない者が用いてはならない社会保険労務士に類似する名称に「社労士」が含まれることを明記する。
- 五、社会保険労務士法人でない者が用いてはならない社会保険労務士法人に類似する名称に「社労士法人」が含まれることを明記する。
- 六、社会保険労務士会又は全国社会保険労務士会連合会でない団体が用いてはならない社会保険労務士会又は全国社会保険労務士会連合会に類似する名称に「社労士会」及び「全国社労士会連合会」が含まれることを明記する。
- 七、この法律は、公布の日から施行する。ただし、四から六までは公布の日から起算して10日を経過した日から、三は令和7年10月1日から施行する。

租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（衆第53号）

（衆議院 7.6.20可決 参議院 6.20財政金融委員会付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、現下の揮発油の価格の高騰から国民生活及び国民経済を守るため、揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例を廃止するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、揮発油税及び地方揮発油税の「当分の間税率」の廃止等

- 1 揮発油税及び地方揮発油税の「当分の間税率」は廃止するものとし、これに関連する規定を削除する。
- 2 政府は、「当分の間税率」の廃止が円滑に実施されるようにするため、次に掲げる措置を行うものとし、このために必要な財政上又は法制上の措置を講じなければならない。
 - ① この法律の施行の日において揮発油の製造者又は販売業者が販売のため所持している揮発油に関し、「当分の間税率」による税額と本則税率による税額との差額について必要な金銭の給付を行うこと等により、揮発油の製造者又は販売業者に負担を極力及ぼさずに揮発油の販売価格の引下げが円滑に行われるようにする。
 - ② ①の揮発油に関し、揮発油の製造者が①の措置として行われる金銭の給付その他揮発油の小売価格の抑制を目的として国が全国的に行う金銭の給付を受けた場合においては、当該給付を受けた金額については、揮発油税及び地方揮発油税の控除及び還付を受けることができないものとする。
- 3 政府は、この法律の施行後直ちに、地方揮発油税の「当分の間税率」の廃止に伴う地方揮発油譲与税の額の減少が地方公共団体の財政に悪影響を及ぼすことがないように、当該額の減少に伴う地方公共団体の減収の全額を補填するために必要な措置を講ずるものとする。

二、施行期日等

- 1 この法律は、令和7年7月1日から施行する。ただし、一・二は、公布の日から施行する。
- 2 その他所要の規定を整備する。

なお、本法律施行に伴う減収見込額は、令和7年度約7,680億円、平年度約1兆205億円である。

予 算

令和七年度一般会計予算

(衆議院 7.3.4修正議決 参議院 3.4予算委員会付託 3.31本会議修正議決 ※)

※7.3.31衆議院へ回付。3.31衆議院、参議院回付案に同意。

令和七年度特別会計予算

(衆議院 7.3.4修正議決 参議院 3.4予算委員会付託 3.31本会議可決)

令和七年度政府関係機関予算

(衆議院 7.3.4可決 参議院 3.4予算委員会付託 3.31本会議可決)

【概要】

令和6年の我が国経済は、足踏みをしつつも、総じて持ち直しの動きとなった。日経平均株価がバブル期を超えて34年ぶりに最高値を更新したほか、企業収益が過去最高となるなど強い動きが見られた。一方、物価上昇が続く中で、実質賃金の伸びは6月に2年3か月ぶりに前年比でプラスとなった後、年後半はゼロ%近傍にとどまり、消費は弱含みの動きが続いた。

また財政は、一般会計当初予算ベースの基礎的財政収支の赤字幅は縮小しているが、コロナ禍に大規模な財政出動が行われたこともあり、国及び地方の長期債務残高対GDP比は2倍を超す厳しい状況が続いている。

こうした状況の中、令和7年度予算は、物価上昇を上回る賃金上昇の普及・定着、地方創生2.0の起動、官民連携による投資の拡大、防災・減災及び国土強靱化、防衛力の抜本的強化を始めとする我が国を取り巻く外交・安全保障環境の変化への対応、充実した少子化・こども政策の着実な実施など、重要政策課題に必要な予算措置を講ずる等の方針の下に編成され、令和6年12月27日に概算が閣議決定された。

令和7年度予算は、令和7年1月24日に国会に提出された後、衆議院、参議院のそれぞれで修正された。まず衆議院において、一般会計予算の歳出は、高校無償化を先行実施するため1,064億円、また高額療養費制度の多数回該当の自己負担上限額を据え置いたため55億円が増額され、予備費は2,500億円減額された。歳入は、税外収入が2,793億円増額されたほか、所得税の基礎控除の特例創設により6,210億円減収、また所得税の減収による地方交付税交付金の法定率分の減少に伴い同交付金の歳出が2,056億円減額された。一般会計のほか、労働保険特別会計、交付税及び譲与税配付金特別会計及び東日本大震災復興特別会計が修正された。

参議院では、一般会計予算の歳出について、高額療養費制度の見直し全体の実施を見合わせるため105億円増額し、予備費が同額減額された。

令和7年度一般会計予算総額の政府案は115兆5,415億円(対前年度当初予算比2.6%増)であったが、国会修正で政府案から3,437億円減額され、115兆1,978億円(同2.3%増)となった。2年ぶりに増加し、当初予算として過去最大の規模となる。

歳出予算の政府案は、政策的経費である一般歳出が68兆2,452億円(同0.7%増)、地方交付税交付金等が19兆784億円(同7.3%増)、国債費が28兆2,179億円(同4.5%増)であった。国会修正により、一般歳出が68兆1,071億円(同0.5%増)、地方交付税交付金等が18兆8,728億円(同6.1%増)となった。

一般歳出の内訳を見ると、社会保障関係費の政府案は38兆2,778億円(同1.5%増)であった。概算要求基準時点において、いわゆる自然増が4,000億円程度と見込まれたところから、物価・賃金の上昇や社会保障の充実等による増加を、制度改革・効率化等によって抑制した結果、前年度から5,600億円程度の増加としていた。薬価改定は、国民負担の軽減、創薬イノベーションの推進、医薬品の安定供給の確保の点から実施することで、国費648億円が削減となった。衆議院及び参議院における修正により、高額療養費制度の見直し全体の実施を見合わせることとなり、社会保障関係費は政府案から160億円増の38兆2,938億円(同1.5%増)となった。

防衛関係費は8兆6,691億円(同9.5%増)となった。令和7年度は防衛力整備計画の3年目に当たり、同計画対象経費は8兆4,748億円(同9.7%増)となり、衛星コンステレーションの構築を含

むスタン・オブ防衛能力（契約ベースで9,390億円）、自衛隊の人的基盤の強化（同4,097億円（人件費を含む））等が計上された。

公共事業関係費は6兆858億円（対前年度当初予算比0.05%増）となった。このうち国土強靱化関係予算は4兆706億円（同0.9%増）となった。海上保安能力の強化に2,791億円（同6.9%増）、インフラの老朽化対策のための道路メンテナンス補助に2,282億円（同1.0%増）等が計上された。

文教及び科学振興費の政府案は5兆5,496億円（同1.4%増）であった。令和12年度までに教職調整額を4%から10%に段階的に引き上げるに当たって、7年度は5%とするほか、小学校における教科担任制の拡充等により、義務教育費国庫負担金1兆6,210億円（同3.7%増）等が計上された。科学技術振興費は1兆4,221億円（同0.9%増）となった。衆議院における修正により、高校無償化を先行実施することとなり、文教及び科学振興費は政府案から1,064億円増の5兆6,560億円（同3.4%増）となった。

地方交付税交付金等の政府案は19兆784億円（同7.3%増）であった。交付税及び譲与税配付金特別会計から支出される地方交付税交付金は18兆9,574億円（同1.6%増）となり、臨時財政対策債の発行額は、平成13年度の制度創設以来初のゼロとなった。衆議院における修正により、所得税の減収による地方交付税交付金の法定率分の減少に伴い、地方交付税交付金等は政府案から2,056億円減の18兆8,728億円（同6.1%増）となった。

国債費は28兆2,179億円（同4.5%増）となった。内訳は、債務償還費が17兆6,693億円（同2.2%増）、利払費が10兆5,230億円（同8.6%増）などとなった。利払費の算定に当たって設定される積算金利は前年度の1.9%から2.0%へ引き上げられた。

歳入予算について、租税及印紙収入の政府案は、定額減税の影響が剥落したほか、堅調な企業業績や物価高などによって所得税、法人税、消費税等が増収となり、78兆4,400億円（同12.7%増）と見込んだ。衆議院における修正により、所得税の基礎控除の特例が創設されることとなり、租税及印紙収入は政府案から6,210億円減となったものの、過去最高の77兆8,190億円（同11.8%増）と見込んでいる。

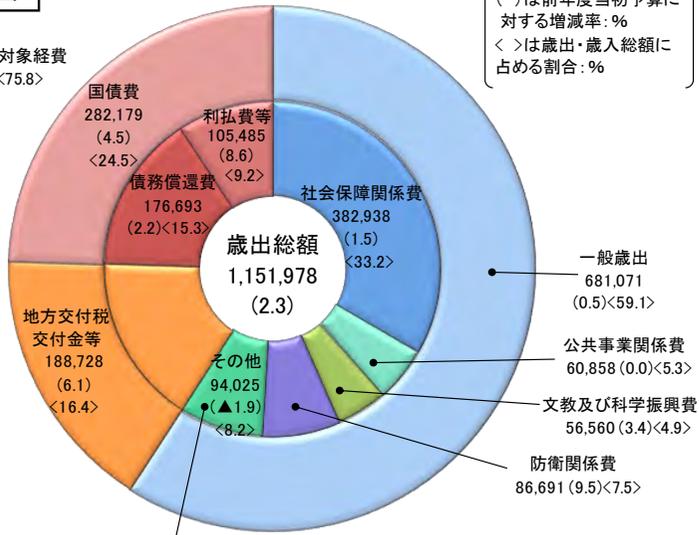
公債金の政府案は28兆6,490億円（同19.2%減）であった。内訳は、4条公債が6兆7,910億円（同3.2%増）、特例公債が21兆8,580億円（同24.3%減）であった。衆議院における修正により、特例公債金を19億円減額することとなり、公債金は政府案から19億円減の28兆6,471億円（同19.2%減）、また公債依存度は24.9%となり、前年度当初予算に比べ6.6%ポイント低下となった。

令和7年度予算の修正後、歳出の基礎的財政収支対象経費（歳出総額から利払費と債務償還費（交付国債分を除く）を除いたもの）は前年度当初予算に比べ1兆3,934億円増加（対前年度当初予算比1.6%増）した。一般会計ベースの基礎的財政収支は前年度当初予算から8兆347億円改善したものの、7,816億円の赤字となった。また、令和7年度末の国及び地方の長期債務残高は1,330兆円（対GDP比211%）と見込まれている。

令和7年度一般会計予算の内訳（修正後）

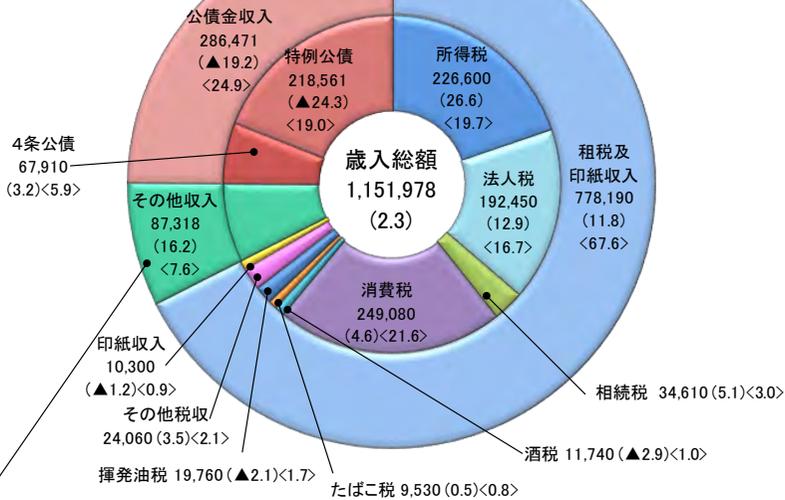
歳出

基礎的財政収支対象経費
873,323 (1.6)<75.8>



食料安定供給関係費	12,609 (▲0.1)	中小企業対策費	1,695 (0.1)
エネルギー対策費	8,111 (▲2.6)	その他の事項経費	58,543 (2.0)
恩給関係費	623 (▲19.3)	予備費	7,395 (▲26.1)
経済協力費	5,050 (0.2)		

歳入



官業益金及官業収入	518 (▲6.4)
政府資産整理収入	2,908 (26.8)
雑収入	83,892 (16.0) (うち特別会計受入金 22,331 (75.6))
(うち防衛力強化のための対応)	26,659 (25.4)

(出所) 財務省「予算の説明」等より作成

条 約

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とウクライナ政府との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）

（衆議院 7.4.10承認 参議院 4.16外交防衛委員会付託 4.23本会議承認）

【要旨】

この条約は、1986年（昭和61年）に効力を生じた現行の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約の内容をウクライナとの間で全面的に改正するものであり、2024年（令和6年）2月19日に東京で署名されたものである。この条約は、前文、本文29箇条及び末文並びに条約の不可分の一部を成す議定書から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用する。
- 二、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税することができる。
- 三、配当、利子及び使用料については、源泉地国において限度税率の範囲で課税することができること又は免税とすること等を規定する。
- 四、この条約の規定による課税によって生ずる二重課税を居住地国において除去する。
- 五、この条約の規定に適合しない課税について、権限のある当局に対して申立てをすることができること及び権限のある当局が相手国の権限のある当局と協議を行って解決を図ることができることに加え、一定の要件の下において仲裁に付託することができること等を規定する。
- 六、両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換すること等を規定するとともに、滞納租税債権一般を対象とする徴収共助の規定を導入し、その実施のための要件、手続等について規定する。
- 七、この条約の特典の濫用を防止するため、第三国に存在する恒久的施設に帰属する所得について第三国において課される租税の額が一定の額に満たない場合及び取引等の主要な目的が条約の特典を受けることである場合には条約の特典は与えられない。
- 八、各締約国は、他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて、書面により、この条約の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行う。この条約は、遅い方の通告が受領された日の後30日目の日に効力を生ずる。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とトルクメニスタンとの間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第2号）

（衆議院 7.4.10承認 参議院 4.16外交防衛委員会付託 4.23本会議承認）

【要旨】

この条約は、1986年（昭和61年）に効力を生じた現行の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約の内容をトルクメニスタンとの間で全面的に改正するものであり、2024年（令和6年）12月16日にアシガバットで署名されたものである。この条約は、前文、本文30箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用する。
- 二、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税することができる。
- 三、配当、利子及び使用料については、源泉地国において限度税率の範囲で課税することができること又は免税とすること等を規定する。
- 四、この条約の規定による課税によって生ずる二重課税を居住地国において除去する。

- 五、この条約の規定に適合しない課税について、権限のある当局に対して申立てをすることができること及び権限のある当局が相手国の権限のある当局と協議を行って解決を図ることができることに加え、一定の要件の下において仲裁に付託することができること等を規定する。
- 六、両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換すること等を規定するとともに、滞納租税債権一般を対象とする徴収共助の規定を導入し、その実施のための要件、手続等について規定する。
- 七、この条約の特典の濫用を防止するため、配当に対する免税を享受することができる者を一定の要件を満たす適格者等に限定すること並びに第三国に存在する恒久的施設に帰属する所得について第三国において課される租税の額が一定の額に満たない場合及び取引等の主要な目的が条約の特典を受けることである場合には条約の特典は与えられないこと等を規定する。
- 八、この条約は、両締約国のそれぞれの法令上の手続に従って承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生ずる。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルメニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第3号）

（衆議院 7.4.10承認 参議院 4.16外交防衛委員会付託 4.23本会議承認）

【要旨】

この条約は、1986年（昭和61年）に効力を生じた現行の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約の内容をアルメニアとの間で全面的に改正するものであり、2024年（令和6年）12月26日にエレバンで署名されたものである。この条約は、前文、本文30箇条及び末文並びに条約の不可分の一部を成す議定書から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用する。
- 二、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税することができる。
- 三、配当、利子及び使用料については、源泉地国において限度税率の範囲で課税することができること又は免税とすること等を規定する。
- 四、この条約の規定による課税によって生ずる二重課税を居住地国において除去する。
- 五、この条約の規定に適合しない課税について、権限のある当局に対して申立てをすることができること及び権限のある当局が相手国の権限のある当局と協議を行って解決を図ることができることに加え、一定の要件の下において仲裁に付託することができること等を規定する。
- 六、両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換すること等を規定するとともに、滞納租税債権一般を対象とする徴収共助の規定を導入し、その実施のための要件、手続等について規定する。
- 七、この条約の特典の濫用を防止するため、配当に対する免税を享受することができる者を一定の要件を満たす適格者等に限定すること並びに第三国に存在する恒久的施設に帰属する所得について第三国において課される租税の額が一定の額に満たない場合及び取引等の主要な目的が条約の特典を受けることである場合には条約の特典は与えられないこと等を規定する。
- 八、この条約は、両締約国のそれぞれの法令上の手続に従って承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生ずる。

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第4号）

（衆議院 7.4.10承認 参議院 4.16外交防衛委員会付託 4.23本会議承認）

【要旨】

この議定書は、2008年（平成20年）7月に発効した経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（以下「協定」という。）を改め、物品及びサービスの貿易に関する市場アクセスを改善し、並びに自然人の移動、電子商取引、知的財産等の分野においてルールを改善する規定を追加すること等について定めるものである。この議定書は、前文、本文26箇条及び末文並びに議定書の不可分の一部を成す附属書から成り、その主な内容は次のとおりである。

一、協定附属書1を改正し、日本国の関税に係る約束に関し114品目について、インドネシアの関税に係る約束に関し25品目について、それぞれ関税の撤廃及び引下げ等を行う。

二、協定附属書8を改正し、次の修正を行う。

1 サービスの貿易に関する日本国の特定の約束を修正し、各分野に共通の制限として、日本国における土地の取得等について定めるとともに、銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）についての約束の範囲を拡大する。

2 サービスの貿易に関するインドネシアの特定の約束を修正し、自己が所有し、又は賃借する不動産（住宅用途及び複合用途の高層建築物に限る。）に関するサービス等について約束を行う。

三、協定附属書10を改正し、日本国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づいて看護師若しくは介護福祉士としてのサービスの提供又はこれに関連する活動に従事するインドネシアの自然人等の移動に関する約束を修正する。

四、協定に、電子商取引について規定する第7章のAを追加し、情報の電子的手段による国境を越える移転が対象者の事業の実施のために行われる場合には当該移転を妨げてはならないこと等を定める。

五、知的財産について規定する協定第9章を改正し、各締約国が自国の法令に従って地理的表示を保護するために十分かつ効果的な手段を確保すること等を定める。

六、この議定書は、効力発生のために必要とされるそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を相互に通告する外交上の公文を両締約国政府が交換する日の属する月の後2番目の月の初日に効力を生ずる。

航空業務に関する日本国とチェコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件 （閣条第5号）

（衆議院 7.4.17承認 参議院 4.23外交防衛委員会付託 5.9本会議承認）

【要旨】

我が国とチェコとの間の定期航空路線の開設については、チェコから提起された航空協定締結の要望及び近年の我が国とチェコとの間の人的交流の拡大の傾向を踏まえ交渉を行った結果、2024年（令和6年）2月29日に東京においてこの協定が署名された。

この協定は、我が国とチェコの間及びその以遠における定期航空路線の開設及び定期航空業務の安定的な運営を可能とすることを目的としており、前文、本文22箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書Ⅰ及び附属書Ⅱから成り、その主な内容は次のとおりである。

一、一方の締約国の航空企業は、他方の締約国の領域を無着陸で通過することができるほか、当該他方の締約国の領域に給油、整備等、運輸以外の目的で着陸することができる。

二、一方の締約国の指定航空企業は、附属書Ⅰに定める路線（以下「特定路線」という。）において、他方の締約国内の地点に着陸して、定期的に両締約国間の貨客の運送を行うことができるとともに、特定路線上に第三国内の地点がある場合には、定期的に当該地点と他方の締約国内の地点との間の貨客の運送を行うことができる。

三、特定路線において運営される航空業務（以下「協定業務」という。）を開始するためには、まず、一方の締約国が当該路線を運航する自国の航空企業を指定する。当該航空企業は、他方の締約国からその法令に従って運営許可を受けた後に、指定航空企業として運航を開始することができる。

四、一方の締約国の指定航空企業は、他方の締約国の空港等の施設の使用料金につき最恵国待遇及び内国民待遇と同等の待遇を与えられるとともに、その航空機が使用する燃料等について当該他方

の締約国の関税等を原則として免除される。

五、両締約国の指定航空企業は、両締約国間の協定業務の運営につき公平かつ均等な機会を与えられる。

六、指定航空企業が提供する輸送力は、貨客輸送需要に適合するものでなければならないが、その需要のうち当該指定航空企業を指定した締約国発着の貨客を運送することを主目的として輸送力を供給する。

七、この協定は、各締約国によりその国内手続に従って承認され、他方の締約国に対し外交上の経路を通じてその承認の通告が行われ、遅い方の通告が受領された日の後3箇月目の月の初日に効力を生ずる。

航空業務に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第6号）

（衆議院 7.4.17承認 参議院 4.23外交防衛委員会付託 5.9本会議承認）

【要旨】

我が国とルクセンブルクとの間の定期航空路線の開設については、ルクセンブルクから提起された航空協定締結の要望及び近年の我が国とルクセンブルクとの間の経済関係の緊密化を踏まえ交渉を行った結果、2024年（令和6年）6月11日に東京においてこの協定が署名された。

この協定は、我が国とルクセンブルクとの間及びその以遠における定期航空路線の開設及び定期航空業務の安定的な運営を可能とすることを目的としており、前文、本文22箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書Ⅰ及び附属書Ⅱから成り、その主な内容は次のとおりである。

一、一方の締約国の航空企業は、他方の締約国の領域を無着陸で通過することができるほか、当該他方の締約国の領域に給油、整備等、運輸以外の目的で着陸することができる。

二、一方の締約国の指定航空企業は、附属書Ⅰに定める路線（以下「特定路線」という。）において、他方の締約国内の地点に着陸して、定期的に向締約国間の貨客の運送を行うことができるとともに、特定路線上に第三国内の地点がある場合には、定期的に向当該地点と他方の締約国内の地点との間の貨客の運送を行うことができる。

三、特定路線において運営される航空業務（以下「協定業務」という。）を開始するためには、まず、一方の締約国が当該路線を運航する自国の航空企業を指定する。当該航空企業は、他方の締約国からその法令に従って運営許可を受けた後に、指定航空企業として運航を開始することができる。

四、一方の締約国の指定航空企業は、他方の締約国の空港等の施設の使用料金につき最恵国待遇及び内国民待遇と同等の待遇を与えられるとともに、その航空機が使用する燃料等について当該他方の締約国の関税等を原則として免除される。

五、両締約国の指定航空企業は、両締約国間の協定業務の運営につき公平かつ均等な機会を与えられる。

六、指定航空企業が提供する輸送力は、貨客輸送需要に適合するものでなければならないが、その需要のうち当該指定航空企業を指定した締約国発着の貨客を運送することを主目的として輸送力を供給する。

七、この協定は、各締約国によりその憲法上の手続に従って承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生ずる。

日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第7号）

（衆議院 7.5.13承認 参議院 6.2外交防衛委員会付託 6.6本会議承認）

【要旨】

この協定は、一方の締約国の部隊が他方の締約国を訪問して協力活動を行う際の手続及び同部隊

の地位等を定めるものであり、2024年（令和6年）7月8日にマニラにおいて署名されたものである。この協定は、前文、本文29箇条、末文及び附属書から成っているほか、この協定に関連し、合意された議事録及び討議の記録の作成等が行われており、主な内容は次のとおりである。

- 一、接受国において、接受国の法令を尊重し、この協定の精神に反する活動を慎むことは、訪問部隊、その構成員及び文民構成員の義務である。また、このために必要な措置をとることは、派遣国の義務である。
- 二、訪問部隊の構成員及び文民構成員は、入国及び出国に関連して接受国が定める手続に従うこと等を条件として、接受国への入国及び接受国からの出国に際し、査証を申請する要件を免除される。
- 三、訪問部隊は、接受国の法令によって認められる範囲内で、専ら訪問部隊又は文民構成員の公用のためのものである全ての資材、用品及び備品を税の免除を受けて接受国に輸入することができる。
- 四、接受国は、派遣国の権限のある当局が訪問部隊の構成員及び文民構成員に発給した運転許可証等を公用車両の運転のために有効なものとして承認する。
- 五、訪問部隊の構成員は、派遣国が発する命令によって認められ、かつ、接受国が承認する場合には、協力活動の実施のために武器及び弾薬を所持し、及び携帯することができる。
- 六、裁判権を行使する権利が競合する場合には、派遣国の当局は専ら派遣国の財産若しくは安全のみに対する罪等又は公務執行中の作為若しくは不作為から生ずる罪について、接受国の当局はその他の罪について、訪問部隊の構成員及び文民構成員に対して裁判権を行使する第1次の権利を有する。
- 七、公務執行中の訪問部隊の構成員又は文民構成員の作為又は不作為等であって、接受国において第三者の財産に損害を与え、又は第三者を負傷若しくは死亡させたものから生ずる請求権は、接受国が処理する。
- 八、両締約国間の協議機関として、合同委員会を設置する。
- 九、この協定は、両締約国がこの協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後30日目の日に効力を生ずる。

日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第8号）

（衆議院 7.5.13承認 参議院 6.2外交防衛委員会付託 6.6本会議承認）

【要旨】

この協定は、日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する枠組みを設けるものであり、2024年（令和6年）11月25日にローマで署名されたものである。

この協定は、前文、本文7箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この協定は、自衛隊とイタリア軍隊との間における、共同訓練、国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動若しくは大規模災害への対処のための活動、外国での緊急事態における自国民等の退去のための保護措置若しくは輸送、連絡調整その他の日常的な活動又はそれぞれの国の法令により物品若しくは役務の提供が認められるその他の活動のために必要な物品又は役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とする。
- 二、この協定に基づいて提供される物品又は役務は、食料、水、宿泊、輸送（空輸を含む。）、燃料・油脂・潤滑油、被服、通信業務、衛生業務、基地活動支援（基地活動支援に付随する建設を含む。）、保管業務、施設の利用、訓練業務、部品・構成品、修理・整備業務（校正業務を含む。）、空港・港湾業務及び弾薬の各区分に係るものとし、それぞれの区分に係る物品又は役務については、付表において定める。また、物品又は役務の提供については、武器の提供が含まれるものと解してはならない。
- 三、この協定に基づく物品又は役務の提供に係る決済の手続等について定める。この協定に基づいて

行われる物品又は役務の相互の提供は、この協定に従属し、両締約国政府の権限のある当局の間で作成される手続取決めに従って実施される。

四、この協定は、両締約国政府がこの協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後30日目の日に効力を生ずる。この協定は、10年間効力を有し、その後は、いずれか一方の締約国政府が他方の締約国政府に対してこの協定を終了させる意思を通告しない限り、順次それぞれ10年の期間、自動的に効力を延長される。

千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定のサービスの貿易に関する一般協定の日本国の特定の約束に係る表の改善に関する確認書の締結について承認を求めるの件（閣条第9号）

（衆議院 7.4.17承認 参議院 4.23外交防衛委員会付託 5.9本会議承認）

【要旨】

この確認書は、サービスに係る国内規制に関する規律についての有志国間での交渉の成果に基づき、資格要件等に関連する措置がサービスの貿易に対する不必要な障害とならないことを確保するため、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定のサービスの貿易に関する一般協定に含まれる日本国の特定の約束に係る表（以下「約束表」という。）にサービスに係る国内規制に関する追加的な約束を記載することについて定めるものである。

この確認書は、本文、この確認書に附属する日本国の約束表の改善、日本国の約束表に掲げる全ての分野（金融サービスを除く。）について適用するサービスに係る国内規制に関する規律（以下「規律」という。）及び日本国の約束表に掲げる金融サービスの分野について適用する金融サービスのためのサービスに係る国内規制に関する代替的な規律（以下「代替的な規律」という。）から成り、その主な内容は次のとおりである。

一、本文

この確認書に附属する日本国の約束表の改善は、日本国政府が自国の国内手続の完了後に世界貿易機関事務局長に宛てる通告書に従って効力を生ずる。

二、日本国の約束表

この確認書に附属する日本国の約束表の改善は、規律及び代替的な規律に関して日本国の約束表に追加的な約束を記載したものである。

三、規律及び代替的な規律

- 1 規律は、加盟国による措置であって、サービスの貿易に影響を及ぼす免許要件及び免許の審査に係る手続、資格要件及び資格の審査に係る手続等に関連するものについて適用し、代替的な規律は、金融サービスの貿易に影響を及ぼす同様の措置について適用する。
- 2 加盟国は、サービスの提供に係る許可に関連する措置を採用し、又は維持する場合には、当該措置が客観的な、かつ、透明性を有する基準に基づくこと、手続が公平であること等を確保する。

東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立する協定の第二次改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第10号）

（衆議院 7.4.17承認 参議院 4.23外交防衛委員会付託 5.9本会議承認）

【要旨】

この改正は、東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターの義務的拠出金の分担率の改定等のための改正について定めるものであり、主な内容は次のとおりである。

- 一、東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターの義務的拠出金の日本とASEAN構成国との分担の比率を5年間で段階的に、現行の7対1から4対1に改定する。
- 二、この改正の後の義務的拠出金の分担率の改定は、この改正によって協定に加えられた附属書の改正により行われ、当該附属書の改正は、同センター理事会が採択した時に効力を生ずる。

三、この改正は、全ての加盟国の受諾を必要とし、全ての加盟国が寄託者である日本政府及び東南アジア諸国連合中央事務局に受諾書を寄託した日に効力を生ずる。

海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定の締結について承認を求めるの件（閣条第11号）

（衆議院 7.4.24承認 参議院 5.19外交防衛委員会付託 5.23本会議承認）

【要旨】

この協定は、公海及び深海底（以下「公海等」という。）における海洋遺伝資源の利用及びその利益配分、区域に基づく管理手段の設定、環境影響評価の実施、能力の開発及び海洋技術の移転等について定めたものであり、2023年（令和5年）6月19日に採択された。

この協定は、前文、本文76箇条及び2の附属書から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この協定は、公海等における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用を確保することを目的とする。
- 二、全ての締約国並びにその管轄の下にある自然人及び法人は、この協定に従って、公海等の海洋遺伝資源等に関する活動を行うことができる。締約国は、当該活動に関する情報が情報交換の仕組みに通報されるよう、必要な立法上、行政上又は政策上の措置をとる。
- 三、公海等の海洋遺伝資源等に関する活動から生ずる利益は、公正かつ衡平に配分し、並びに公海等における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に貢献するものとする。
- 四、締約国会議は、区域に基づく管理手段の設定及び関連する措置について決定を行う。締約国は、公海等で行われる自国の管轄又は管理の下にある活動が、採択された決定と整合的に行われることを確保する。
- 五、締約国は、公海等で実施される自国の管轄又は管理の下にある計画された活動を許可する前に、当該活動が海洋環境に及ぼす潜在的な影響が評価されることを確保する。
- 六、締約国は、この協定に基づいて能力の開発及び海洋技術の移転を行うに当たり、全ての段階及びあらゆる形態で協力する。
- 七、締約国は、この協定に基づいて設置される機関に係る経費を支弁するための分担金を支払う。先進締約国は、締約国会議により金銭的な利益の配分の方法が決定されるまでの間、開発途上国である締約国への支援等に係る特別基金のための年次拠出金を支払う。
- 八、この協定は、60番目の批准書、承認書、受諾書又は加入書が寄託された日の後120日で効力を生ずる。

職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約（第百五十五号）の締結について承認を求めるの件（閣条第12号）

（衆議院 7.4.24承認 参議院 5.19外交防衛委員会付託 5.23本会議承認）

【要旨】

この条約は、作業に関連した事故及び健康に対する危害を防止することを目的として、職業上の安全及び健康並びに作業環境についてこの条約を締結した国が一貫した政策を定めることを規定するとともに、国の段階、企業の段階それぞれにおいてとるべき措置等を定めるものであり、1981年（昭和56年）6月にジュネーブで開催された国際労働機関（ILO）の第67回総会において採択され、1983年（昭和58年）8月に発効した。

この条約は、前文、本文30箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、加盟国は、国内事情及び国内慣行に照らし、かつ、最も代表的な使用者団体及び労働者団体と協議した上で、職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する一貫した国内政策を定め、実施し、及び定期的に検討する。
- 二、加盟国は、法律若しくは規則又は国内事情及び国内慣行に適合するその他の方法により、関係の

- ある代表的な使用者団体及び労働者団体と協議した上で、職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する一貫した国内政策を定め、実施し、及び定期的に検討するために必要な手段をとる。
- 三、職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する法律及び規則の執行は、十分かつ適当な監督制度により確保し、執行の制度は、法律及び規則の違反に対する適切な制裁を定める。
- 四、使用者は、合理的に実行可能な限り、その管理の下にある職場、機械、設備及び工程が、安全かつ健康に対する危険がないものであることを確保すること等を要求される。
- 五、2以上の企業が同一の職場において同時に業務に従事する場合には、これらの企業は、この条約の適用に当たり協力する。
- 六、事業場における労働者代表は、職業上の安全及び健康の分野において使用者と協力する。
- 七、この条約は、この条約が効力を生じた後は、いずれの加盟国についても、自国による批准が登録された日の後12箇月で効力を生ずる。

千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締結について承認を求めるの件（閣条第13号）

（衆議院 7.4.24承認 参議院 5.19外交防衛委員会付託 5.23本会議承認）

【要旨】

この条約は、漁船員が任務の遂行に必要な能力を備えること等を確保するため、漁船員の訓練及び資格証明並びに当直に関する国際基準を設定することを目的とするものであり、2012年（平成24年）9月に発効した。2024年（令和6年）5月、国際海事機関において附属書の改正が採択され、この条約の規定に従い、2025年（令和7年）7月1日前に締約国の3分の1以上の国が改正への異議通告を行わない場合には、同日に改正は受諾されたものとみなされ、2026年（令和8年）1月1日に効力を生ずる。

この条約は、前文、本文15箇条及び末文並びに1の附属書から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、締約国は、この条約及びこの条約の不可分の一部を成す附属書を実施すること及びこの条約の十分かつ完全な実施に必要な法令の制定その他の措置をとることを約束する。
- 二、この条約は、締約国を旗国とする海上航行漁船において業務を行う乗組員に適用し、この条約の適用上、主管庁は、全ての章について、漁船の長さに代えて対応する総トン数を測定の基礎として使用することを決定できる。
- 三、漁船員は、この条約の附属書の規定に従って証明書を与えられる。締約国は、自国が発給した証明書又は裏書の受有者の能力の欠如、作為又は不作為に関する公平な調査を行うための手順及び手続並びに当該証明書を撤回し、停止し、及び取り消すための手順及び手続を設け、また、自国を旗国とする漁船又は自国が正当に証明書を与えた漁船員に関し、この条約を実施するための国内法令が遵守されていない場合における罰又は懲戒処分について定める。
- 四、漁船員は、船内におけるいずれかの任務を割り当てられる前に、主管庁により承認された基本的な訓練及び船上の安全について精通するための訓練を受ける。
- 五、安全な当直が常に維持されることを確保するために遵守すべき要件、原則及び指針を踏まえ、全ての漁船の船長は漁船の安全のために適切かつ効果的な当直が常に維持されていること等を確保する。
- 六、この条約の効力発生の日（2012年（平成24年）9月29日）の後に批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した国については、この条約は、これらの文書の寄託の日の後3箇月で効力を生ずる。

承認を求めるの件

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第1号）

（衆議院 7.3.21承認 参議院 3.31総務委員会付託 4.1本会議承認）

【要旨】

本件は、放送法第七十条第二項の規定に基づき、日本放送協会の令和7年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、収支予算

一般勘定事業収支は、事業収入が6,034億円、事業支出が6,434億円で、400億円の収支不足となる。この不足額については、還元目的積立金の一部をもって補てんすることとしている。

二、事業計画

令和7年度は、同年10月から放送番組等の配信に係る業務を必須業務として行い、放送でもインターネットでも、正確で信頼できる、社会の基本的な情報を発信し、健全な民主主義の発達に資するという、協会の使命を果たしていくとし、適切な資源管理と最新テクノロジー活用等の業務改革を進め、コンテンツの質と量を確保するとともに、命と暮らしを守る報道の深化、多様で質の高いコンテンツによる公共的価値の創造のほか、国際発信の質的充実・リスク管理・ガバナンス強化、全国ネットワークを活用した地域の課題や魅力の発信、人にやさしい放送・サービスの提供の充実、インターネット活用業務及び任意的配信業務におけるコンテンツの効果的な提供、新たな営業アプローチの推進、財源の多様化、NHKグループ全体でのガバナンスの強化、アカウナブルな経営の徹底等に取り組むとしている。

三、資金計画

資金計画は、受信料等による入金総額8,035億円、事業経費、建設経費等による出金総額8,139億円をもって施行する。

四、総務大臣の意見

本件には、総務大臣から、現行の受信料額を維持しつつ、還元目的積立金も活用し、視聴者への還元を行う点は評価できるとした上で、予算の執行に当たっては、受信料収入と事業規模との均衡を早期に確保していくこと、重要な公共インフラを提供する者として、引き続き将来の災害に備えること、放送という手段に加え、インターネットを通じて放送番組を国民・視聴者に提供すること、事業構造改革に不断に取り組むこと等が求められる旨の意見が付されている。

【附帯決議】（7.4.1総務委員会議決）

政府及び日本放送協会は、公共放送の使命を全うし、国民・視聴者の信頼に応えることができるよう、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、協会は、政治的公平性を確保し、事実を客観的かつ正確、公平・公正に伝え、真実に迫るための最善の努力を不断に行うとともに、意見が分かれている問題については、できる限り多くの角度から論点を明らかにするなど、放送法の原則を遵守すること。

また、正確で信頼できる、社会の基本的な情報を発信するとともに、近年深刻化している「偽情報・誤情報の流通」を防止する取組等を通じて、健全な民主主義の発達に資するという放送の社会的使命を果たすこと。

二、政府は、日本国憲法で保障された表現の自由、放送法に定める放送の自律性を尊重し、協会を含めた放送事業者の番組編集における自主・自律性が保障されるように放送法を運用すること。

三、協会は、不断の経営改革により、できる限り早期に赤字予算を解消し、受信料収入と事業規模との均衡を確保すること。

なお、事業支出の削減に当たっては、国民・視聴者に対するサービスの低下を招かないよう、コンテンツの質と量を担保するための環境整備に十分配慮するとともに、職員や関連団体に過度な負担を生じさせないよう努めること。

四、協会は、公共放送の存在意義及び受信料制度に対する国民・視聴者の理解を促進し、営業活動

の一層の合理化・適正化に向けて不断の見直しを行うとともに、受信料の公平負担の徹底に努めること。

また、視聴者数の減少を見据え、受信料の在り方を含め、協会の運営を持続可能なものとするための基本的な考え方を早期に提示すること。

五、協会は、経営委員会及び理事会等における意思決定過程等を明らかにするため、経営委員会及び理事会の議事録を始め、放送法その他の法令に基づく文書等について、適切な作成・管理を行うとともに、原則として公表すること。

六、協会は、公共放送を担う者としての役職員の倫理観を高め、ガバナンスの強化、コンプライアンスの徹底、不祥事の再発防止策の確実な実施等を組織一体となって行うことにより、不祥事の根絶に努めること。

また、令和6年8月19日のラジオ国際放送において、協会が自ら定めた番組基準に反する放送が行われた事案を踏まえ、協会が定めた再発防止策を着実に実施するなど、放送の適正性を確保すること。

七、協会は、経営改革に当たっては、職員の雇用の確保及び処遇の改善に十分配慮し、特に職員給与の決定においては、業務量の増加及び人員の削減に起因する職員の負担の増大、民間企業における賃金や物価高騰等を踏まえ、適正な水準とすること。また、この趣旨を踏まえ、関連団体の従業員や委託先の者の勤務条件の向上に配慮すること。

八、協会は、協会の不十分な労務管理により職員の尊い生命が失われた事実を厳粛に受け止め、協会の業務に携わる者の命と健康を最優先に確保し、適正な業務運営と過重労働防止やハラスメント防止などの労働環境の改善に全力で取り組むとともに、障がい者の雇用率の向上及び女性の採用・登用の拡大について目標を設定し、その達成に努めること。

九、協会は、インターネットを活用した業務の実施に当たっては、民間の事業に及ぼす影響に留意しつつ、引き続き正確で信頼できる、社会の基本的な情報を発信するとともに、国民・視聴者のニーズや動向を踏まえたコンテンツの提供に努めること。なお、番組関連情報の提供に当たっては、「偽情報・誤情報の流通」の防止に資するものとなるよう十分に留意すること。

十、協会は、音声波の削減については、災害時における情報提供手段としての高い有用性があること、ラジオ第2放送が民間放送事業者の手掛けにくい教育・教養番組の放送を多面的に行っていること等を踏まえ、音声サービスを具体的にどのように改編・提供するのか、早期に国民・視聴者へ示すこと。

十一、協会は、自然災害によって放送が途絶した事実を踏まえ、いかなる事態においても放送・サービスが継続され、正確な情報が国民・視聴者に伝達されるよう万全を期すこと。

また、政府は、放送事業者が災害時に備える取組を推進することができるよう支援を行うこと。

十二、協会は、障がい者、高齢者及び外国人が、十分な情報アクセス機会を確保できるよう、当該視聴者からの要望を十分に踏まえ、「人にやさしい放送・サービス」の一層の充実等を図ること。

十三、協会は、放送センターの建設計画の抜本的な見直しの具体的な内容を早急に明らかにし、国民・視聴者の理解が得られるよう説明を尽くすこと。

右決議する。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（閣承認第2号）

（衆議院 7.4.24承認 参議院 5.12国土交通委員会付託 5.14本会議承認）

【要旨】

本件は、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第3条第3項の規定により、令和7年4月8日に閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」に基づく入港禁止の実施につき、同法第5条第1項の規定に基づいて国会の承認を求めようとするものであり、主な内容は次のとおりである。

- 一 平成18年10月9日の北朝鮮による核実験を実施した旨の発表を始めとする北朝鮮をめぐる諸般の事情及び我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、我が国の平和及び安全を維持するため特に必要があると認め、次に掲げる特定船舶の本邦の港への入港を禁止することとする。
 - 1 北朝鮮籍の全ての船舶
 - 2 外国の国籍を有する船舶（北朝鮮籍のものを除く。）のうち、平成28年2月19日以後に北朝鮮の港に寄港したことが我が国の法令に基づく手続等によって確認されたもの
 - 3 国連安全保障理事会の決定又は国連安全保障理事会決議第1718号12に従って設置された委員会による決定若しくは指定（以下「関連決定等」という。）に基づき、国連安全保障理事会決議第1718号8（d）等の規定により課された凍結又はその他の関連する措置の対象とされた船舶（その後、当該措置の対象とならないこととされた船舶は除く。）であって、その国際海事機関船舶識別番号が関連決定等において明示されるもの（1又は2に該当する船舶を除く。）
 - 4 日本の国籍を有する船舶のうち、平成28年12月9日以後に北朝鮮の港に寄港したことが我が国の法令に基づく手続等によって確認されたもの（3に該当する船舶を除く。）
- 二 入港禁止の期間は令和9年4月13日までの間とする。
- 三 必要な人道上の配慮を行うとともに、法令の執行及び我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行に支障を及ぼさないようにする。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（閣承認第3号）

（衆議院 7.6.10承認 参議院 6.11経済産業委員会付託 6.13本会議承認）

【要旨】

本件は、外国為替及び外国貿易法第十条第1項の規定により令和7年4月8日に閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」に基づき、令和7年4月14日から令和9年4月13日までの間、北朝鮮を仕向地とする全ての貨物の輸出について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置、北朝鮮を原産地又は船積地域とする全ての貨物の輸入について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置及び北朝鮮と第三国間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引（仲介貿易取引）を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、同条第2項の規定に基づいて国会の承認を求めるものである。

予備費等承諾を求めるの件

令和五年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

(衆議院 7.5.20承諾 参議院 5.23決算委員会付託 5.28本会議承諾)

【要旨】

一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費予算額2兆円のうち、令和5年12月22日に使用を決定した金額は1兆1,310億円で、地域の実情に応じた低所得者支援及び定額減税を補足する給付に必要な経費である。

令和五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

(衆議院 7.5.20承諾 参議院 5.23決算委員会付託 5.28本会議承諾)

【要旨】

一般会計予備費予算額5,000億円のうち、令和5年4月18日から6年3月18日までの間に使用を決定した金額は3,077億円で、その内訳は、道路等災害復旧事業等に必要な経費1,105億円、災害救助等に必要な経費380億円、災害廃棄物処理事業に必要な経費210億円などである。

令和五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

(衆議院 7.5.20承諾 参議院 5.23決算委員会付託 5.28本会議承諾)

【要旨】

特別会計予備費予算総額7,286億円のうち、令和5年9月29日から6年1月26日までの間に使用を決定した金額は19億円で、その内訳は、エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定における給油所等設備災害復旧に必要な経費18億円、財政投融资特別会計投資勘定における政府保有株式の処分に必要な経費0.9億円である。

令和五年度特別会計予算総則第二十一条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

(衆議院 7.5.20承諾 参議院 5.23決算委員会付託 5.28本会議承諾)

【要旨】

令和6年2月20日から3月26日までの間に決定した経費増額総額は710億円で、その内訳は、交付税及び譲与税配付金特別会計における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額698億円、自動車安全特別会計空港整備勘定における空港災害復旧事業に必要な経費の増額11億円である。

令和六年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

(衆議院 継続審査)

【要旨】

一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費予算額1兆円のうち、令和6年9月3日に使用を決定した金額は9,891億円で、その内訳は、燃料油価格激変緩和対策事業等に必要な経費9,853億円、タクシー事業者に対する液化石油ガス価格激変緩和対策事業に必要な経費37億円である。

令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

(衆議院 継続審査)

【要旨】

一般会計予備費予算額1兆円のうち、令和6年4月23日から12月10日までの間に使用を決定した

金額は5,271億円で、その内訳は、道路等災害復旧事業等に必要な経費2,282億円、災害救助費等負担金の不足を補うために必要な経費966億円、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費803億円などである。

令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）

（衆議院 継続審査）

【要旨】

一般会計予備費予算額1兆円のうち、令和7年2月28日から3月21日までの間に使用を決定した金額は1,686億円で、その内訳は、能登の創造的復興の支援に必要な経費500億円、大雪に伴う道路の除雪事業に必要な経費470億円、災害廃棄物処理事業に必要な経費422億円などである。

決算その他

令和五年度一般会計歳入歳出決算、令和五年度特別会計歳入歳出決算、令和五年度国税収納金整理資金受払計算書、令和五年度政府関係機関決算書

(衆議院 継続審査 参議院 第216回国会 6.12.20決算委員会付託 7.6.11本会議是認)

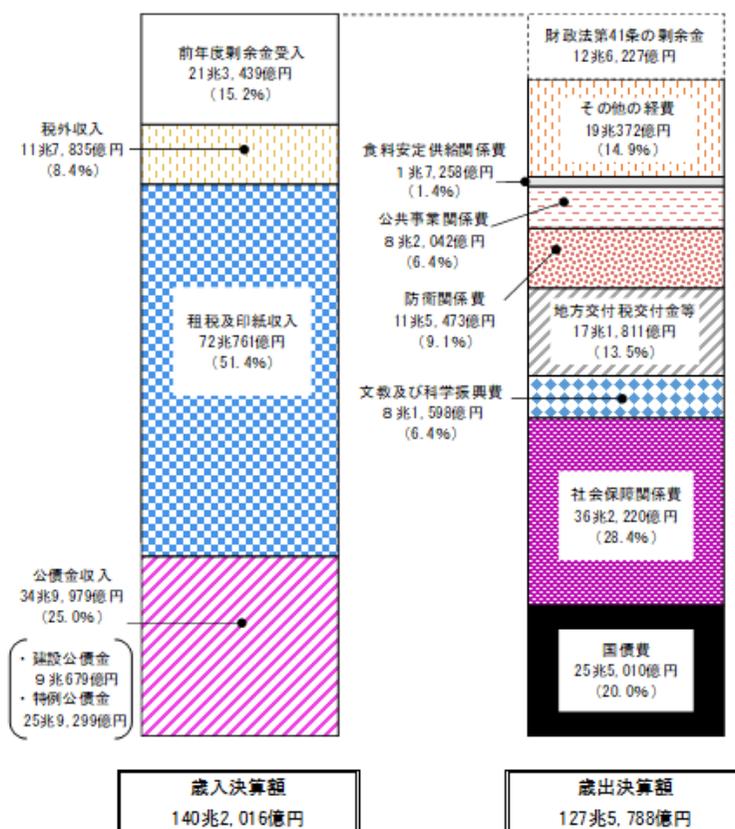
令和五年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は140兆2,016億円、歳出決算額は127兆5,788億円であり、差引き12兆6,227億円の剰余を生じた。この剰余金は、財政法第41条の規定により、令和六年度の一般会計の歳入に繰り入れられた。なお、財政法第6条の純剰余金は8,517億円である。

令和五年度特別会計歳入歳出決算における13の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は428兆2,654億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は412兆5,344億円である。

令和五年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は100兆7,232億円であり、資金からの支払命令済額は24兆3,367億円、資金からの一般会計等の歳入への組入額は74兆7,045億円であるため、差引き1兆6,819億円の剰余を生じた。

令和五年度政府関係機関決算書における4機関の収入済額を合計した収入決算額は1兆9,764億円、支出済額を合計した支出決算額は1兆8,164億円である。

〈令和五年度一般会計歳入歳出決算の概要〉



(注) () 内は構成比であり、単位未満四捨五入。

(出所) 「一般会計歳入歳出決算」より作成

令和五年度国有財産増減及び現在額総計算書

(衆議院 継続審査 参議院 第216回国会 6.12.20決算委員会付託 7.6.11本会議是認)

令和5年度国有財産増減及び現在額総計算書における5年度中の国有財産の差引純増加額は5兆8,595億円、5年度末現在額は137兆6,943億円である。

令和五年度国有財産無償貸付状況総計算書

(衆議院 継続審査 参議院 第216回国会 6.12.20決算委員会付託 7.6.11本会議是認)

令和5年度国有財産無償貸付状況総計算書における5年度中の国有財産の無償貸付の差引純増加額は367億円、5年度末現在額は1兆2,804億円である。

N H K 決算

日本放送協会令和二年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本件は、日本放送協会の令和2年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

令和2年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は1兆2,725億円、負債合計は4,516億円、純資産合計は8,209億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は7,099億円、経常事業支出は6,917億円となっており、経常事業収支差金は181億円となっている。

日本放送協会令和三年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本件は、日本放送協会の令和3年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

令和3年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は1兆2,743億円、負債合計は4,134億円、純資産合計は8,609億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は7,001億円、経常事業支出は6,638億円となっており、経常事業収支差金は363億円となっている。

日本放送協会令和四年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本件は、日本放送協会の令和4年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

令和4年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は1兆2,970億円、負債合計は4,098億円、純資産合計は8,872億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は6,917億円、経常事業支出は6,753億円となっており、経常事業収支差金は163億円となっている。

日本放送協会令和五年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本件は、日本放送協会の令和5年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

令和5年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は1兆3,191億円、負債合計は4,455億円、純資産合計は8,735億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は6,518億円、経常事業支出は6,727億円となっており、経常事業収支差は208億円の赤字となっている。

規則案

参議院規則の一部を改正する規則案(規則第1号)

(参議院 7.3.14本会議可決)

【要旨】

本規則案は、参考人からより多様な意見を聴取し、委員会等の審査又は調査を一層充実させるため、委員会等における参考人の出席について、オンラインによる出席を含むものとする旨明記するものである。

参議院規則の一部を改正する規則案(規則第2号)

(参議院 7.5.9本会議可決)

【要旨】

本規則案は、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律附則第10条の規定に基づく検討を踏まえ、議院又は委員会等に提出され、保管されている重要経済安保情報の閲覧手続を定めるとともに、議員が議院又は委員会等に提出された重要経済安保情報を漏らした場合の取扱いを明確化しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一 議院又は委員会に提出された重要経済安保情報の閲覧

議院又は委員会に提出され、保管されている重要経済安保情報の閲覧について、特定秘密に準じて、規定を追加する。

二 重要経済安保情報を漏えいした議員に対する懲罰

議院又は委員会に提出がされた重要経済安保情報を他に漏らした場合の取扱いについて、特定秘密に準じて、規定を追加する。

三 施行期日

この規則は、国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

規程案

参議院憲法審査会規程の一部を改正する規程案(規程第1号)

(参議院 7.3.14本会議可決)

【要旨】

本規程案は、参考人からより多様な意見を聴取し、憲法審査会の審査又は調査を一層充実させるため、憲法審査会における参考人の出席について、オンラインによる出席を含むものとする旨明記するものである。

参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案(規程第2号)

(参議院 7.3.31本会議可決)

【要旨】

本規程案は、国家公務員のためのワークライフバランス推進のための定員の増加に伴い、参議院事務局職員の定員を1人増員し、1,213人に改めようとするものである。

参議院情報監視審査会規程の一部を改正する規程案(規程第3号)

(参議院 7.5.9本会議可決)

【要旨】

本規程案は、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律附則第10条の規定に基づく検討を踏まえ、参議院情報監視審査会における重要経済安保情報の保護措置等を定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一 情報監視審査会の所掌の追加等

情報監視審査会の所掌等について、特定秘密に準じて、重要経済安保情報に関する規定を追加する。

二 情報監視審査会における重要経済安保情報の保護措置

情報監視審査会における保護措置について、特定秘密に準じて、重要経済安保情報に関する規定を追加する。

三 施行期日

この規程は、国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。